



養老町 こども計画

みんなではぐくむ
こどもまんなか養老



令和7年3月
養 老 町

はじめに

わが国の少子高齢化の進展は著しく、特に地方においては人口流出に加え、出生数の減少もあいまって、地域運営そのものが厳しい状況になりつつあります。「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）によれば、本町においても、約30年後の2050年には、現在の人口の約40%が減少し14,417人になると見込まれています。特に、出生率については、令和5年度において岐阜県が5.7人（人口千対）であるのに対して、本町はその約半数の3.0人になっています。将来に向かって持続可能な地域運営を確保し、すべての町民が豊かに健やかに過ごしていくためには、現在の少子高齢化に歯止めをかけ、こどもを安心して産み育てることができる土壌を整えていくことが求められます。そのため、こども、さらに若い世代の方がいきいきと過ごせることができる施策を講じていくことが何よりも重要です。



国においては、こども基本法を令和4年6月に公布するとともに、こども施策を立案・実施していく「こども家庭庁」を発足させ、さらに令和5年12月には「こども大綱」を策定しました。

少子高齢化、人口減少が進む中で、持続可能な地域社会を形成するため、こどもが個人として尊重され、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深めながら、安心して子育てができる環境を整えることで、すべてのこども・若者が幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指していくこととしています。本町においてもこどもに関する施策への取り組みを推進するため、令和6年11月には養老こどもまんなか宣言をいたしました。

本町においては、これまで「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども子育て支援新制度を含めた各般に渡る施策を講じてきましたが、このたび、対象者を若者まで拡大する形で、「養老町こども計画」を策定することとしました。計画の策定にあたり実施しましたニーズ調査では、町民のみなさまより多数のご意見をいただきました。

本計画は、「みんなではぐくむ こどもまんなか養老」を基本理念として掲げ、本町のこども・若者がより充実した毎日を過ごせるようこども施策に取り組んでまいります。本計画に掲げる基本理念を実現するためには、行政はもちろん地域のみなさまのご協力、連携が必要不可欠となります。

本計画が実効性のあるものとなるよう真摯に臨んでまいりますので、みなさまにおかれましてもより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びにあたりまして、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました町民のみなさまをはじめ、多大なるご尽力をいただきました養老町子ども・子育て会議委員ならびに関係各位に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

養老町長 川 地 憲 元



目次

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画期間	4
4. 計画の策定体制	5
5. 計画の対象	5
6. 他計画との一体的策定	5

第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

1. こども・若者を取り巻く現状	10
(1) 将来推計人口と高齢化率等の推移	10
(2) 人口構成・人口構成比の将来推計	11
(3) 18歳未満人口の推移	12
(4) 出生数と出生率の推移	12
(5) 母親の年齢階級別出生数の推移	13
(6) 合計特殊出生率の推移	13
(7) 乳児死亡率の推移	14
(8) 一般世帯の平均世帯人員の推移	14
(9) 多子世帯の状況	15
(10) 婚姻率の推移	16
(11) 離婚率の推移	16
(12) 未婚率	17
(13) 年齢別就業率	18
2. 子育てサービスの現状	19
(1) 教育・保育サービス	19
(2) その他の保育サービス	20
(3) 小中学校	22
(4) 留守家庭児童教室等	23
(5) 母子保健サービス	24
(6) 子育て支援・相談	28
(7) 経済的支援	30
(8) 障がい児支援	32

3. 子ども・子育て支援等に関するニーズ調査	33
(1) 就学前児童保護者調査	34
(2) 小学生保護者調査	46
(3) 若者(17・18歳)調査	50
4. こどもの貧困対策に関するヒアリング	55
5. こども・若者を取り巻く課題	57

第3章 こども施策の推進

1. 基本理念	64
2. SDGsの視点	65
3. 施策体系	66
4. 基本計画	67
基本目標1 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実	67
基本施策1 母親の妊娠期～乳幼児期の支援	67
基本施策2 学童期・思春期の支援	71
基本施策3 青年期の支援	73
基本施策4 ライフステージ全般の支援	73
基本目標2 困難な状況にあるこどもへの支援の充実	76
基本施策5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援	76
基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進	77
基本施策7 貧困対策とひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援	78
基本目標3 子育て当事者への支援の充実	80
基本施策8 子育てに関する経済的負担の軽減	80
基本施策9 職業生活と家庭生活の調和	80
基本目標4 社会全体で支援する環境の構築	82
基本施策10 子育て意識の醸成	82
基本施策11 こども・若者の意見反映とこども施策の推進基盤づくり	82
5. 目標指標	84

第4章 子ども・子育て支援事業(量の見込みと確保方策)

1. 教育・保育提供区域	90
2. 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策	90
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	93

第5章 資料

1. 計画の策定経過	106
2. 養老町子ども・子育て会議	107

A horizontal line composed of 14 colored dots in a gradient from light yellow to dark red, with the text '第1章' centered within it.

第1章

計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では少子高齢化の進展が著しく、地域社会の活力低下など将来に向けた課題が深刻になりつつあります。また一方で、地域住民それぞれの価値観や生活様式が多様化し、講じていくべき施策も一律では対応できない場面も多く見受けられるようになってきました。こどもが過ごす環境も大きく変化し、こどもの生活に多大な影響を与えるようになってきています。また、その過程の中で、こどもの貧困、ヤングケアラーといった社会問題もクローズアップされてきています。このような地域社会の中で、こどもを安心して産み育て、こどもが健やかに豊かに成長していける環境を整えていくことが喫緊の課題になっています。

国では、「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざすことを前提に、「子ども・子育て支援新制度」（幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等の総合的な推進）を制定するなど子ども支援策を講じてきましたが、子どもや子育てをめぐる環境は依然厳しい状況から脱することはできていませんでした。

そのため、国では、こども基本法を令和4年6月に公布、令和5年4月に施行し、法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足し、さらに令和5年12月には「こども大綱」が策定されました。

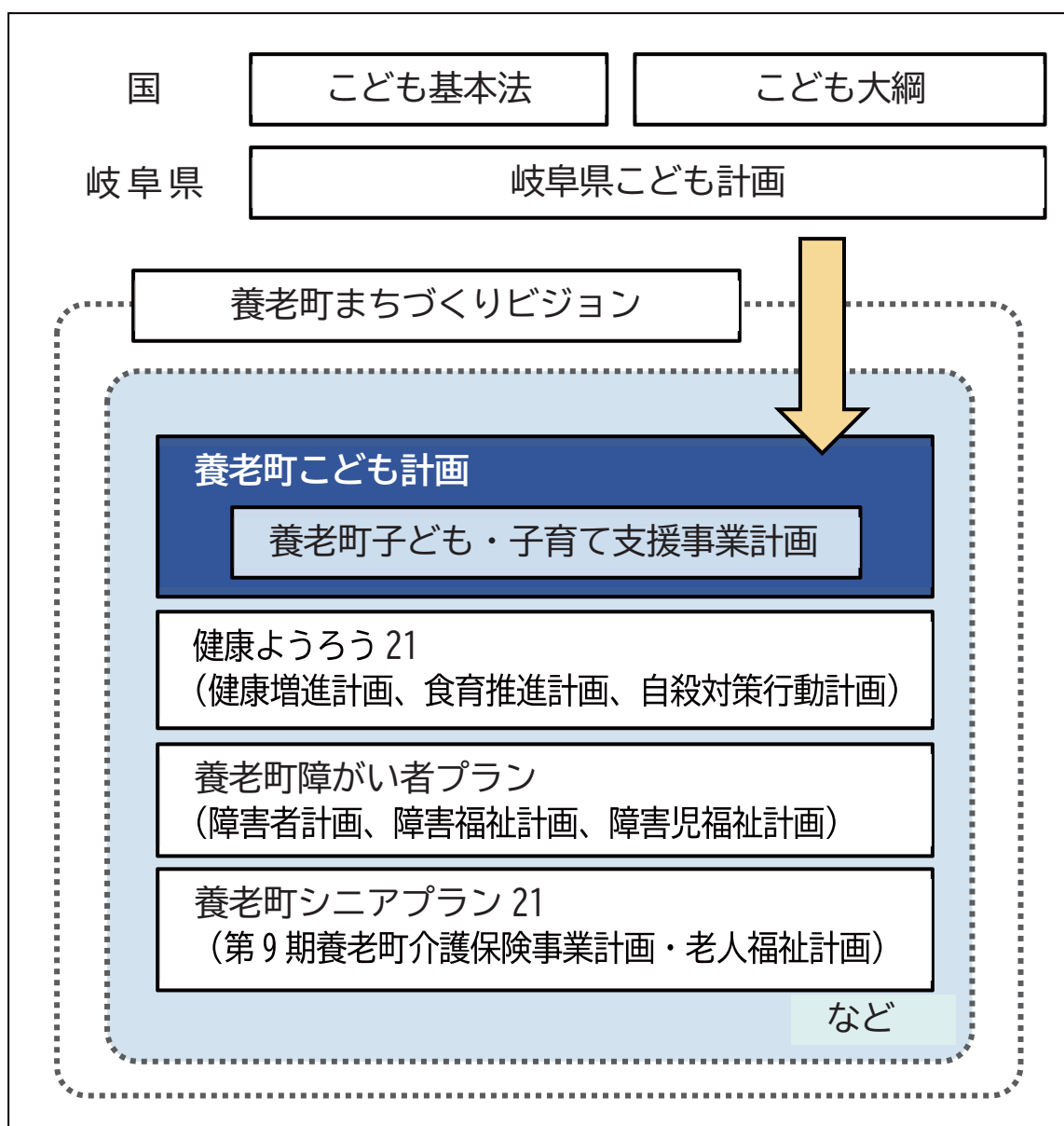
「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが掲げられています。

養老町においても、「こども大綱」の基本的な考え方を踏襲しつつ、これまで養老町において策定していた「子ども・子育て支援事業計画」等を包含した新たな「養老町こども計画」を策定することとしました。

2 計画の位置付け

こども基本法第10条（都道府県こども計画等）においては、市町村はこども大綱・都道府県こども計画を勘案して「市町村こども計画」を作成することに努めることとされています。

養老町まちづくりビジョンを上位計画とし、養老町地域福祉計画、養老町障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、健康増進計画、食育推進計画、自殺対策行動計画など、町の関連計画との整合性を図るとともに、これまで策定していた「子ども・子育て支援事業計画」を包含する形で策定しました。



◇「こども基本法」(抄)

(都道府県こども計画等)

第 10 条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

また、社会情勢の変化に対応し、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行うものとします。

	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
国								次期
岐阜県		調査						次期
養老町		調査						次期

4 計画の策定体制

(1) 養老町子ども・子育て会議

こどもの保護者、学識経験者、福祉・保健・医療・教育など子ども・子育てに関する関係者、公募委員の19人で構成する「養老町子ども・子育て会議」を設置し、計画について審議しました。

(2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

計画策定に先立ち、就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯および若者（17歳・18歳）を対象として「子ども・子育て支援等に関するニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）を実施しました。〔詳細はP33 参照〕

(3) こどもの貧困対策に関する個別調査

児童心理治療施設、子ども食堂を運営するNPO法人、社会福祉協議会に貧困対策に関する事業の個別調査を実施しました。

5 計画の対象

本計画の対象は、こども（0歳～おおむね18歳まで）と、子育て家庭（妊娠・出産期を含む）及び若者（おおむね13歳からおおむね30歳未満、取り組みによって40歳未満）を主たる対象とします。

また、取り組みによっては、町民、地域で活動する団体、企業や事業者などすべての個人及び団体が連携や支援の対象となります。

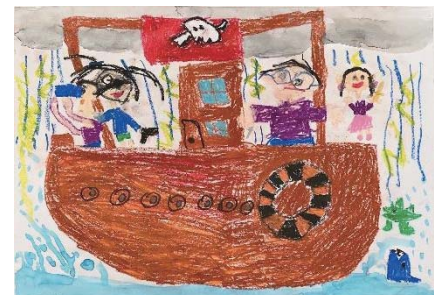
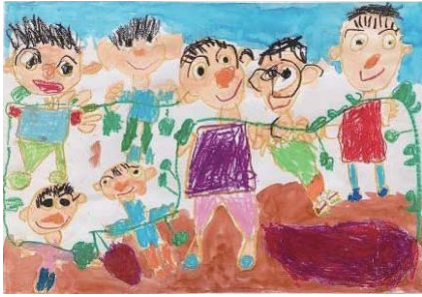
※「こども」の表記について

本計画においては、こども基本法を踏まえ「心身の発達の過程にある者」を「こども」（ひらがな表記）と表記します。また、法令や制度に準じる場合には「子ども」や「子供」と表記することとし、子ども・子育て支援法における地域子ども子育て支援事業や教育・保育事業の対象となる者は「子ども」と表記します。

6 他計画との一体的策定

本計画は、以下の計画と一体的に策定します。

- ① 子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条）
- ② 少子化対策基本計画（少子化対策基本法等）
- ③ 次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条）
- ④ こどもの貧困対策推進計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条）
- ⑤ 子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条）







第2章

こども・若者を取り巻く現状と課題

第2章 こども・若者を取り巻く現状と課題

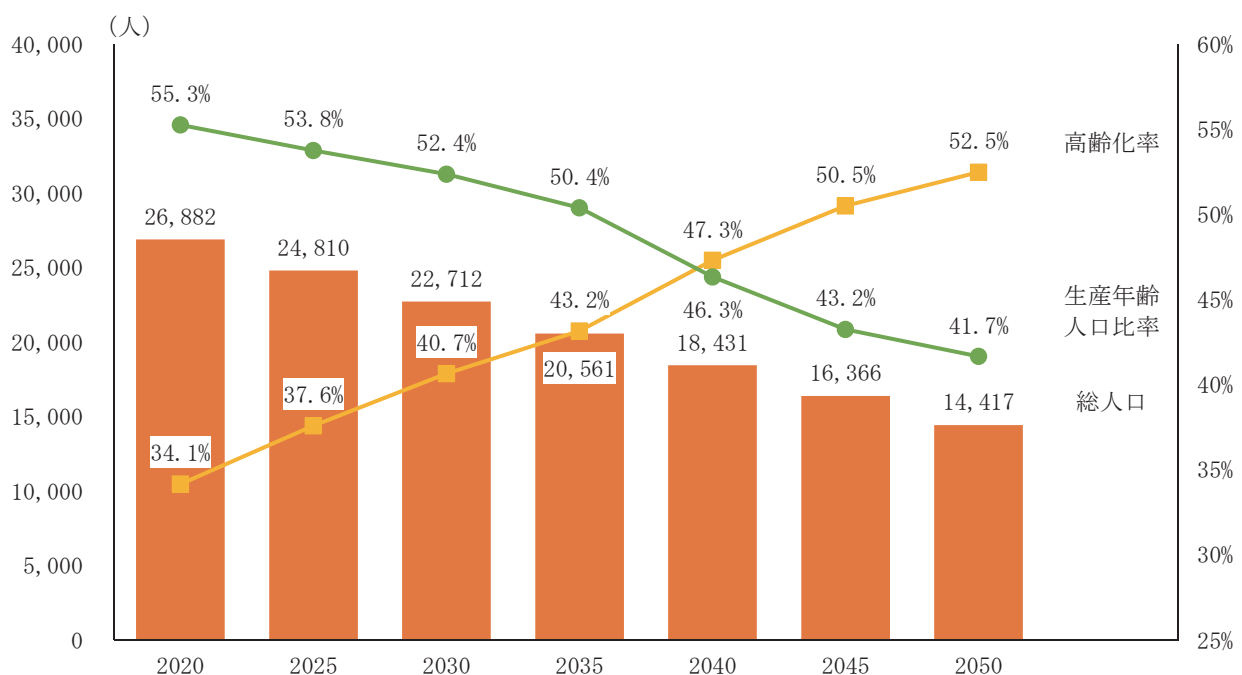
1 こども・若者を取り巻く現状

(1) 将来推計人口と高齢化率等の推移

「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）によると、本町における人口は、2025 年から 2050 年の今後 25 年間で人口は、約 41.9%減少（24,810 人→14,417 人）すると見込まれています（図表 2-1-1）。

また、高齢化率をみると、増加を続け、2050 年には 52.5%に達し、高齢者が本町の人口の過半数になると見込まれています。生産年齢人口比率（15 歳～64 歳）をみると、減少を続け、2050 年には 41.7%になると見込まれています。

図表 2-1-1 将来推計人口

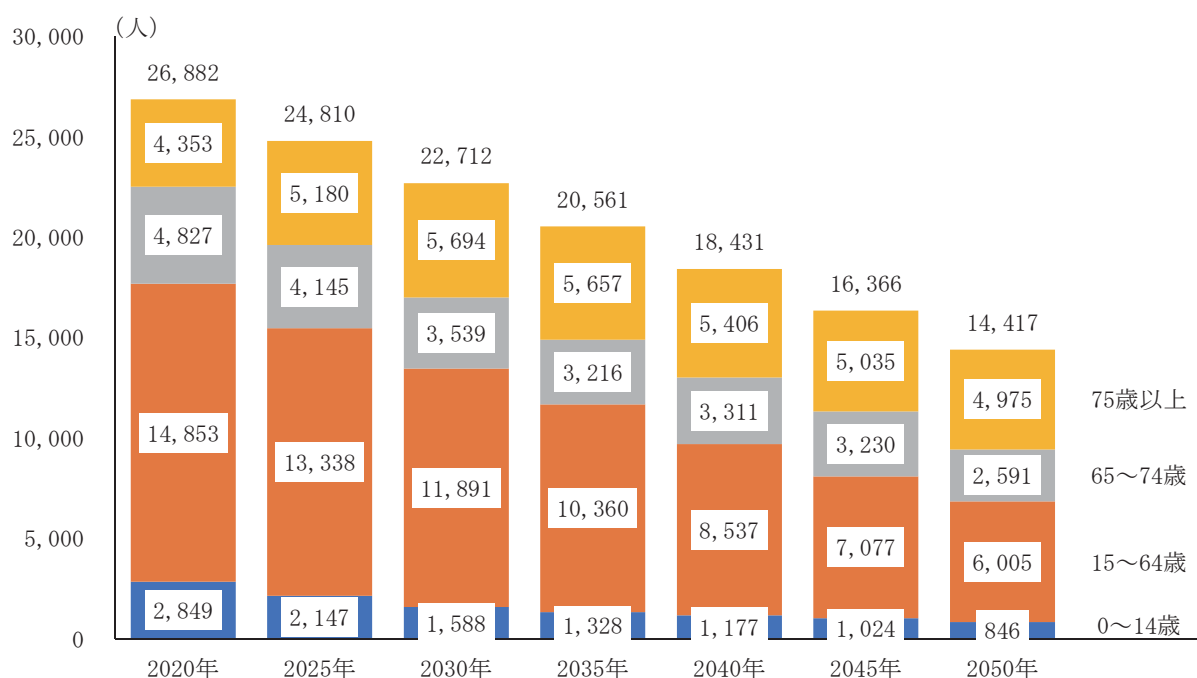


資料：「日本の地域別将来推計人口（令和 5（2023）年推計）」国立社会保障・人口問題研究所
 各年 10 月 1 日時点の推計人口。2020 年は国勢調査による実績値。以下、図表 2-1-2、図表 2-1-3 において同じ。

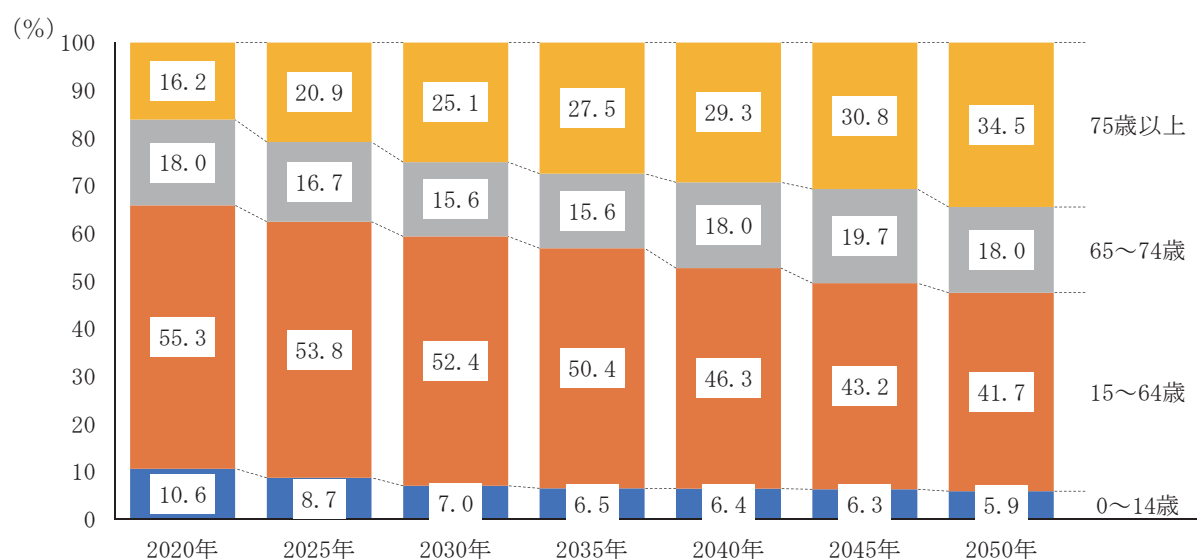
(2) 人口構成・人口構成比の将来推計

本町における人口構成・人口構成比の将来推計をみると、前述の通り、高齢化率（「65～74歳」および「75歳以上」の合計）は増加を続け、2050年には52.5%に達し、高齢者が本町の人口の過半数になると見込まれていますが、特に「75歳以上」の割合が増加し、2050年では34.5%となり、約3人に1人の割合で「75歳以上の高齢者」となると見込まれています。また、「0～14歳」の人数および割合は、2050年においては846人、5.9%と低くなると見込まれています（図表2-1-2、図表2-1-3）。

図表2-1-2 人口構成の将来推計



図表2-1-3 人口構成比の将来推計

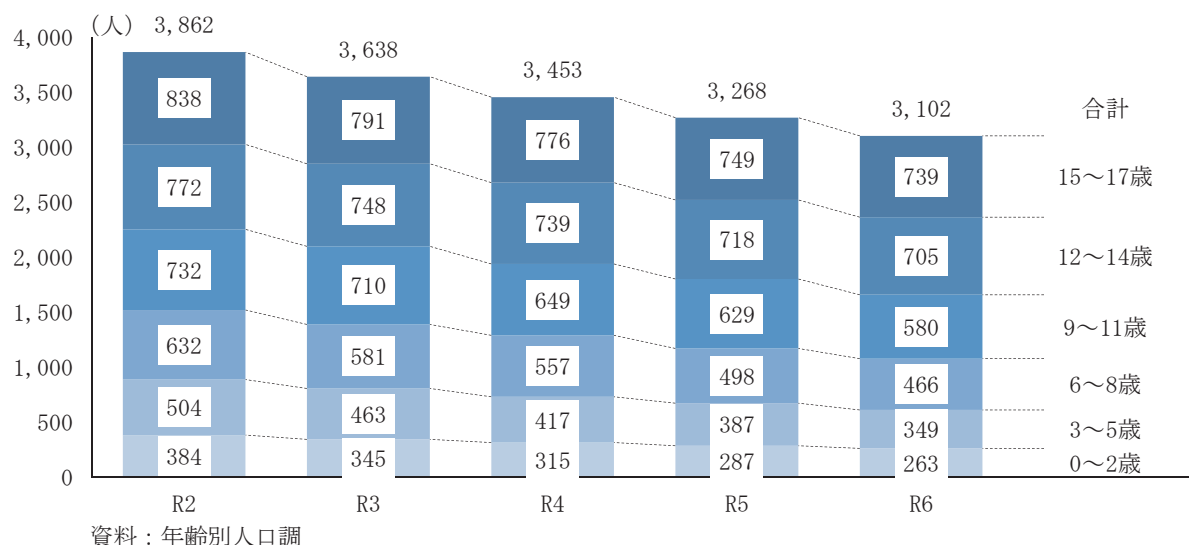


(3) 18歳未満人口の推移〔年齢3歳階級別〕

令和6年3月末時点の本町における18歳未満のこどもの数は、3,102人となっています。令和2年から令和6年の4年間で、760人減少（約19.7%減）しています（図表2-1-4）。

年齢別にみると、年齢が下がるにつれて少なくなる傾向にあり、少子化が進展しているものと考えられます。

図表2-1-4 18歳未満人口の推移〔年齢3歳階級別〕



(4) 出生数と出生率の推移

岐阜県人口動態統計によると、本町における令和5年度の出生数は76人となっています。平成28年度の164人と比較して、88人減少（約53.7%減）しています（図表2-1-5）。

出生率については、本町は、全国および岐阜県と比較して低い割合で推移し、かつ減少傾向にあります。

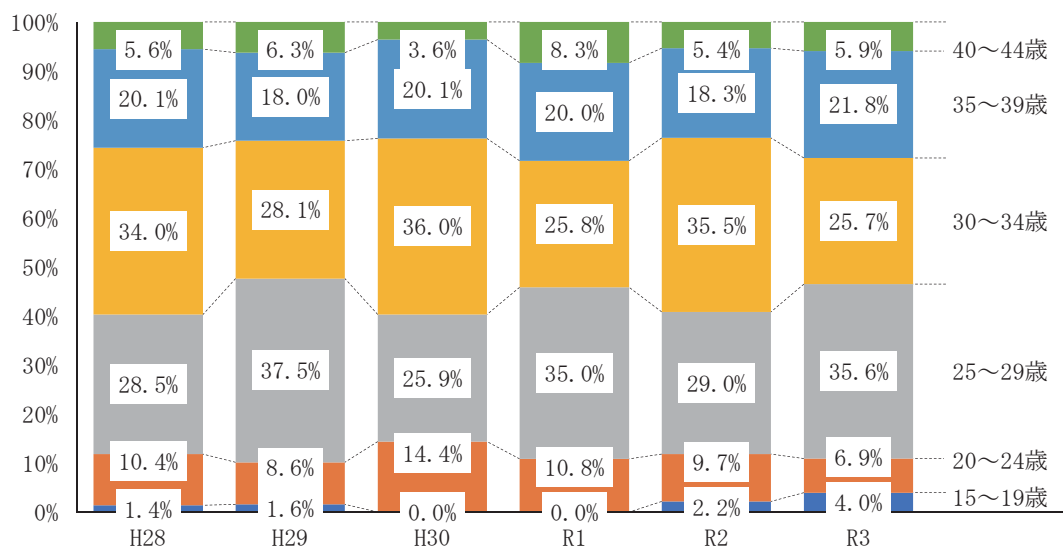
図表2-1-5 出生数と出生率の推移



(5) 母親の年齢階級別出生数の推移

母親の年齢別出生数をみると、令和3年においては「25～29歳」の割合が35.6%と最も高く、次いで「30～34歳」25.7%、「35～39歳」21.8%となっています（図表2-1-6）。本町においては「25～29歳」および「30～34歳」を合計した割合が61.3%と約6割となっています。

図表 2-1-6 母親の年齢階級別出生数の推移

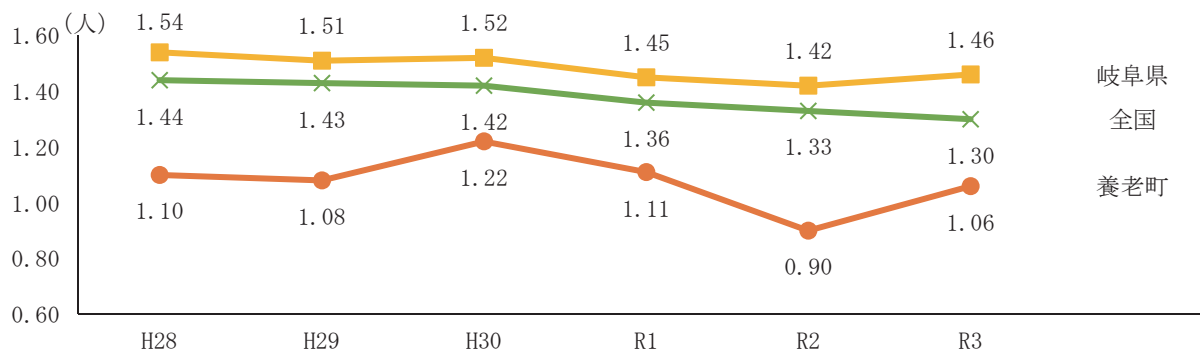


資料：岐阜県人口動態統計

(6) 合計特殊出生率の推移

人口規模の小さい自治体における合計特殊出生率は数値にばらつきが生じます。本町の合計特殊出生率もばらつきがありますが、平成28年から令和3年の期間については、0.9～1.22の間で推移しています。なお、本町の合計特殊出生率は、いずれの年も全国および岐阜県よりも低くなっています（図表2-1-7）。

図表 2-1-7 合計特殊出生率の推移

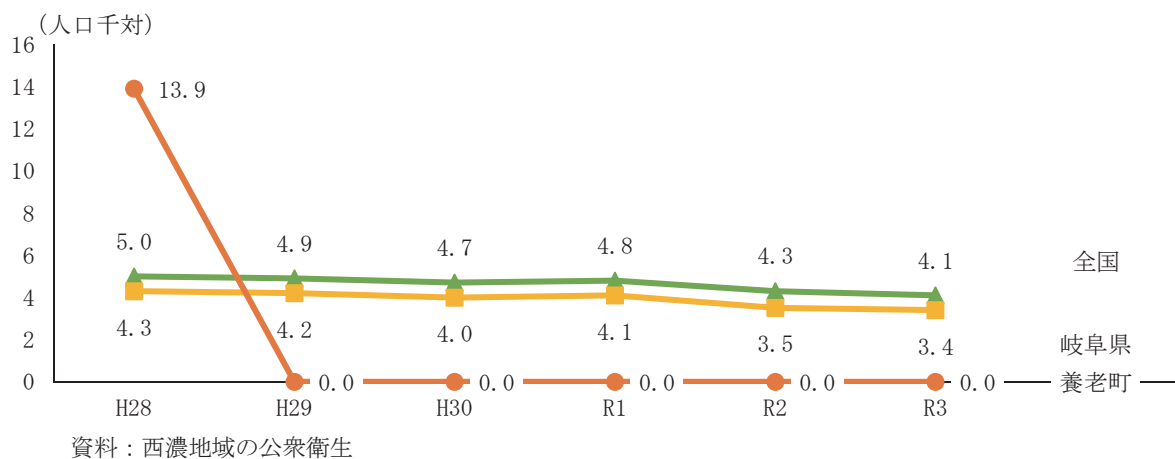


資料：西濃地域の公衆衛生

(7) 乳児死亡率の推移

乳幼児死亡率（生後1年未満の死亡。出生1,000に対する率）をみると、本町は、平成28年に2人の死亡がありましたが、それ以降の年では乳児の死亡はありません（図表2-1-8）。

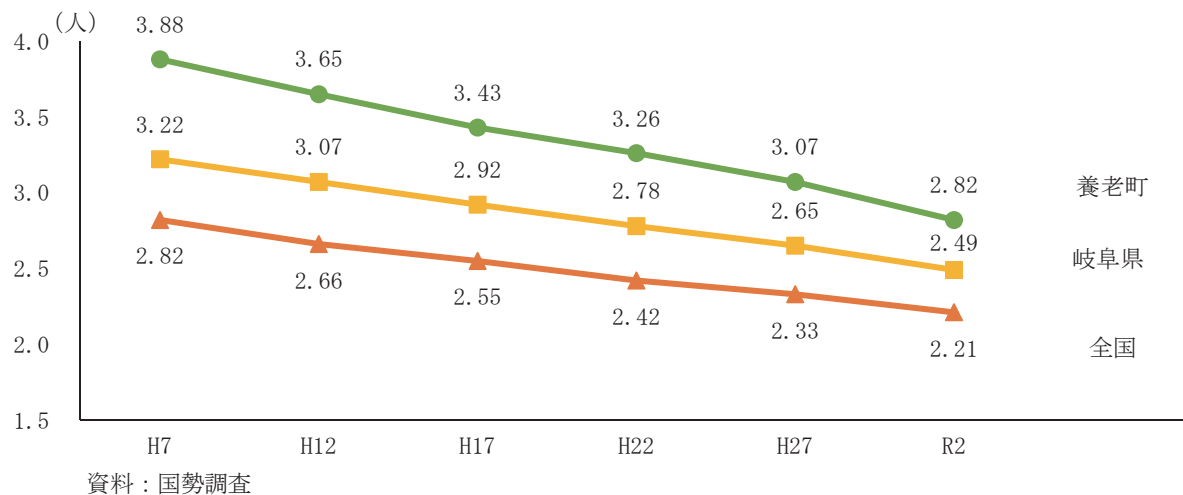
図表2-1-8 乳児死亡率の推移



(8) 一般世帯の平均世帯人員の推移

一般世帯の平均世帯人員の推移をみると、本町は、全国および岐阜県よりも高い数値で推移していますが、減少傾向が続いています（図表2-1-9）。

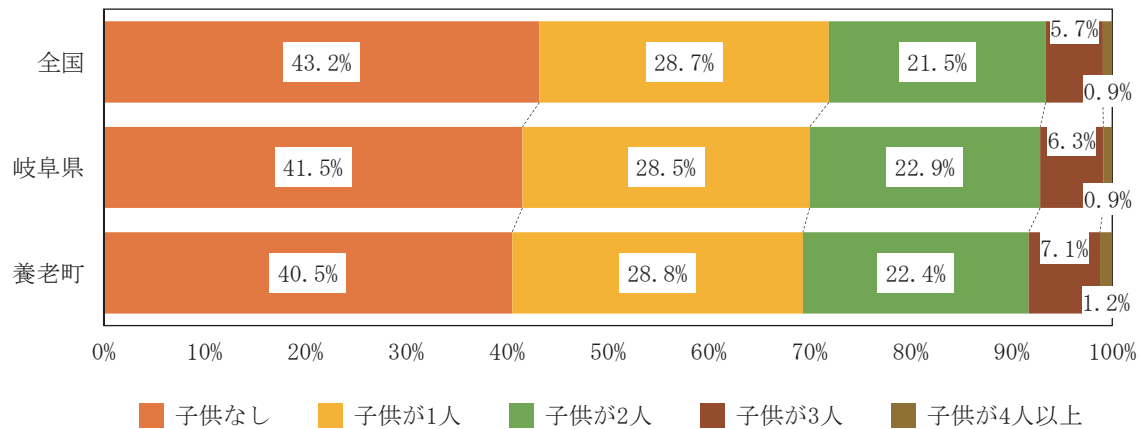
図表2-1-9 一般世帯の平均世帯人員の推移



(9) 多子世帯の状況

夫婦のいる世帯における子どもの数の状況をみると、「子供が3人」および「子供が4人以上」を合計した『子供が3人以上』の割合は、本町は8.3%となっており、全国6.6%、岐阜県7.2%よりも高くなっています（図表2-1-10）。

図表2-1-10 多子世帯の状況

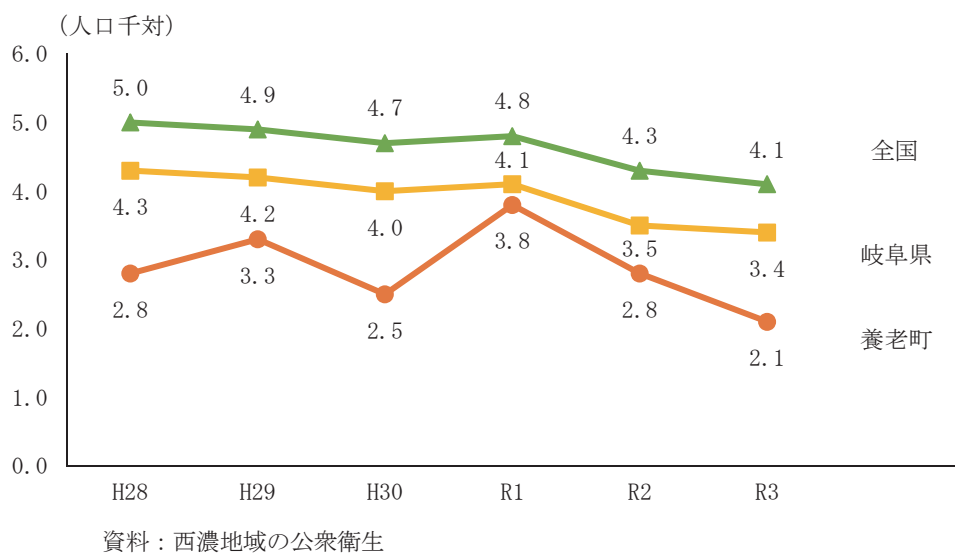


資料：国勢調査（R2）

(10) 婚姻率の推移

本町における婚姻率は、令和3年において2.1となっており、全国および岐阜県と比較して低くなっています。また全国、岐阜県および本町のいずれにおいても減少傾向にあります（図表 2-1-11）。

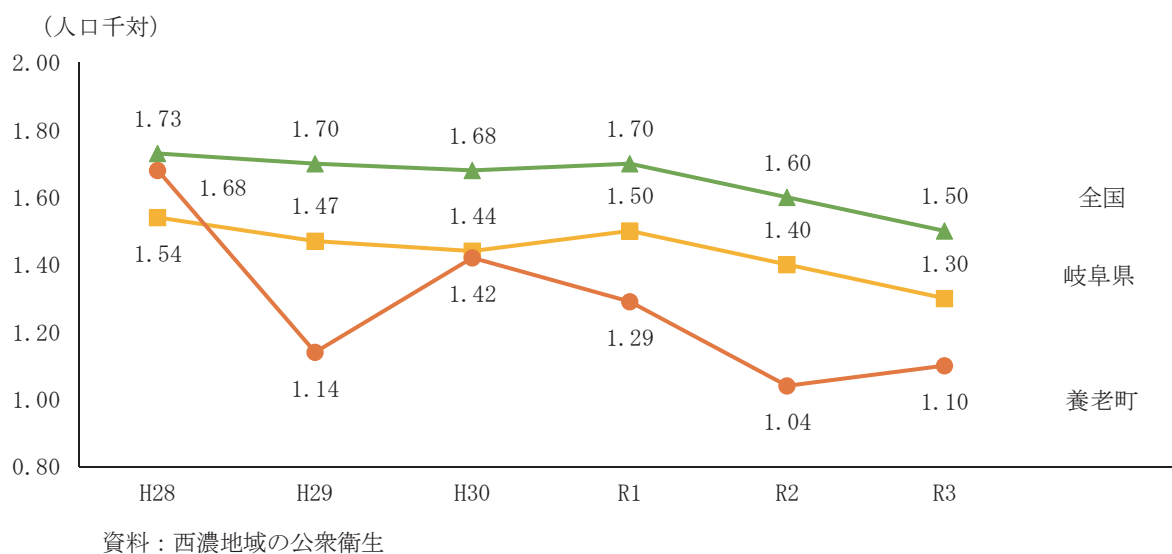
図表 2-1-11 婚姻率の推移



(11) 離婚率の推移

本町における離婚率は、令和3年において1.10となっており、全国および岐阜県と比較して低くなっています。また全国、岐阜県および本町のいずれにおいても減少傾向にあります（図表 2-1-12）。

図表 2-1-12 離婚率の推移

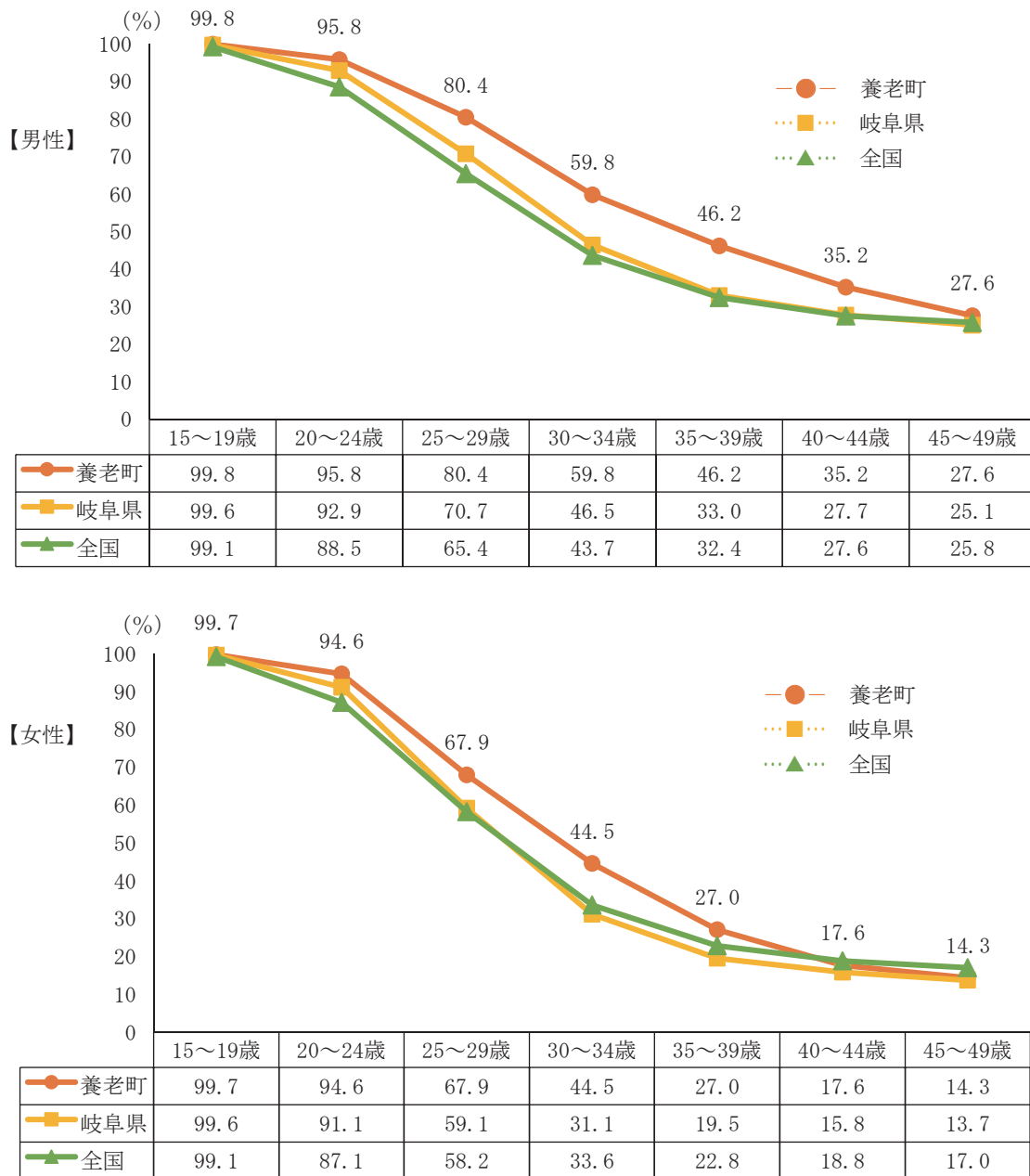


(12) 未婚率

本町における未婚率を令和2年国勢調査の数値で年代別でみると、男性においては、「25～29歳」で80.4%、「30～34歳」で59.8%となっています。平成27年国勢調査の数値では、「25～29歳」で79.7%、「30～34歳」で53.9%となっていることから、晩婚化が進展していると考えられます。

また、女性においては、「25～29歳」で67.9%、「30～34歳」で44.5%となっており、男性よりも低くなっています。平成27年国勢調査の数値では、「25～29歳」で66.7%、「30～34歳」で38.2%となっていることから、女性においても晩婚化が進展していると考えられます（図表2-1-13）。

図表2-1-13 年齢別未婚率



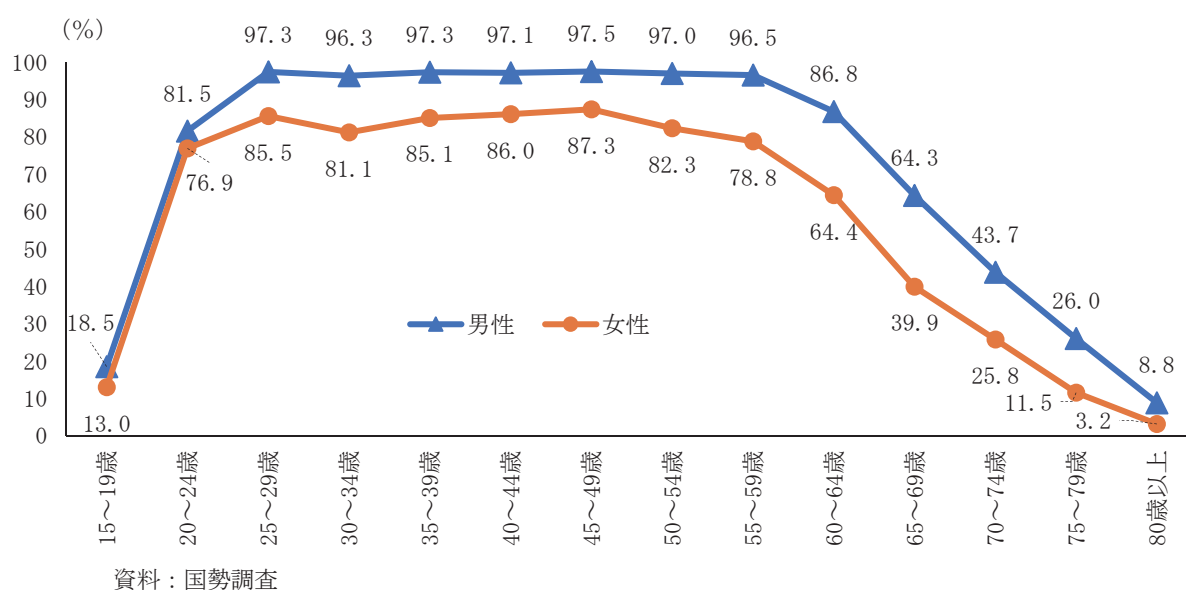
資料：国勢調査

(13) 年齢別就業率

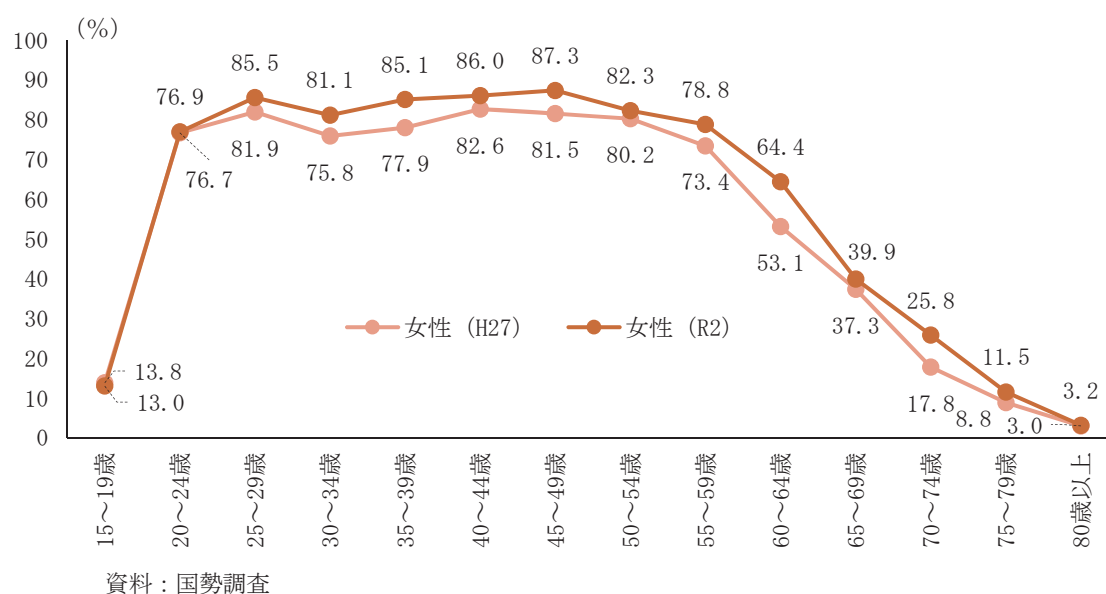
男性の就業率は、「25～29歳」から「55～59歳」までにおいて90%を超えています。また女性の就業率は、「25～29歳」から「50～54歳」までにおいて80%台となっており、男性の割合よりも約1割程度低くなっています。なお、「60～64歳」以降においては、徐々に就業率は低下しています（図表2-1-14）。

また、女性の就業率の変化を平成27年と令和2年で比較すると、すべての年齢において就業率が上昇しています（図表2-1-15）。子育て世代の年齢において、働こうと考える女性が増加していることがうかがえます。

図表2-1-14 年齢別性別就業率



図表2-1-15 年齢別就業率（女性）の変化（平成27年・令和2年比較）



2 子育てサービスの現状

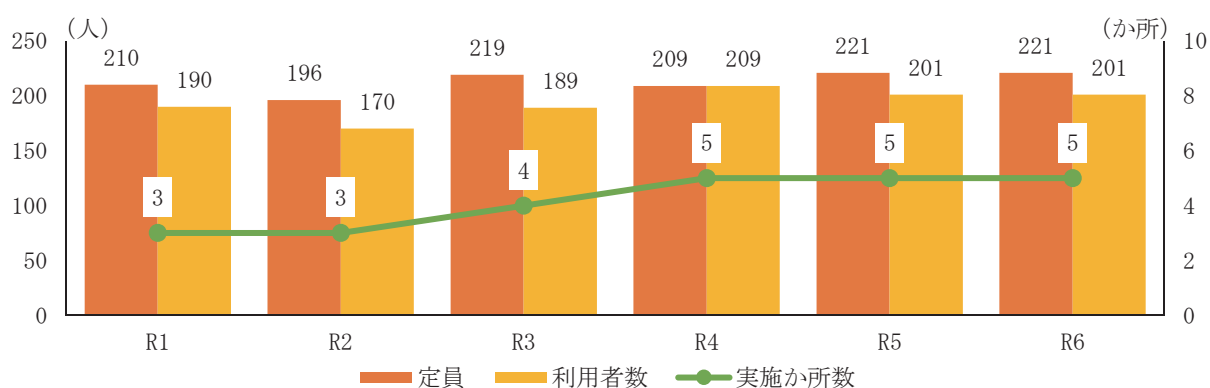
(1) 教育・保育サービス

①認可保育所・小規模保育施設の状況

認可保育所については、令和元年度に認可定員数 210 人のうち利用者数は 190 人(利用率:90.5%)、認可保育所及び小規模保育施設については、令和 6 年度に認可定員数 221 人のうち利用者数は 201 人(利用率:91.0%)となっています。

また、施設数については、認可保育所 3 か所、小規模保育所 2 か所に増えています(図表 2-2-1-①)。

図表 2-2-1-① 認可保育所・小規模保育施設の状況



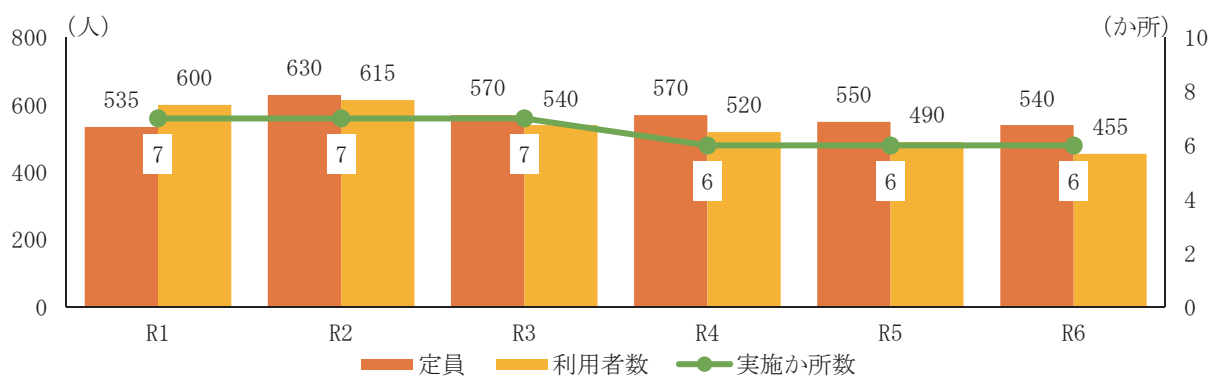
資料：養老町子ども課調べ

②認定こども園の状況

認定こども園については、令和元年度に認可定員数 535 人に対して利用者数は 600 人(利用率:112.1%)、令和 6 年度に認可定員数 540 人のうち利用者数は 455 人(利用率:84.3%)となっています。認可定員数は令和 2 年度以降縮小していますが、利用者数も減少傾向にあります。

また、施設数については、7 か所から 6 か所へ減っています(図表 2-2-1-②)。

図表 2-2-1-② 認定こども園の状況



資料：養老町子ども課調べ

③認可保育所・小規模保育施設・認定こども園

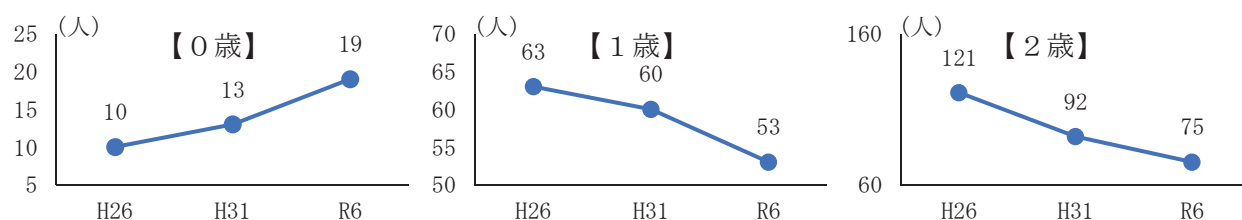
利用率は、0歳12.0%（H31年4月9.7%）、1歳50.8%（H31年4月43.5%）、2歳73.5%（H31年4月60.1%）と増加しつつあります（図表2-2-1-③）。

一方、0歳・1歳・2歳の利用人数の推移をみると、1歳および2歳は減少傾向にありますが、0歳については増加傾向にあります。今後0歳～2歳の利用人数が増加していくことを想定して対処していく必要があります。

図表2-2-1-③ 認可保育所・認定こども園の利用状況（令和6年4月）

区分	総数 a	1号認定		2号認定		3号認定		計	
		人数 b(人)	割合 $b \div a$ (%)	人数 c(人)	割合 $c \div a$ (%)	人数 d(人)	割合 $d \div a$ (%)	人数 $b + c + d$ (人)	割合 $(b + c + d) \div a$ (%)
0歳児	158					19	12.0	19	12.0
1歳児	105					53	50.5	53	50.5
2歳児	102	7	6.6	0	0	68	66.7	75	73.5
3歳児	117	19	18.6	93	91.1			112	95.7
4歳児	130	10	8.5	109	93.2			119	91.5
5歳児	146	11	8.5	124	95.4			135	92.5
計	758	47	7.7	326	53.3	140	18.5	513	67.7

〔0歳・1歳・2歳の利用人数の推移〕



(2) その他の保育サービス

①各種保育サービス（図表2-2-2-①）

(a) 乳児保育

乳児（0歳児）保育は、受け入れ月齢は異なりますが、養老こども園、日吉こども園を除く、すべての認可保育所・小規模保育施設・認定こども園で実施しています。

(b) 延長保育

11時間を超える延長保育を認可保育所の1園が実施しています。

(c) 預かり保育

預かり保育は、教育標準時間を超えて保育を希望する在園児を対象に実施しています。

(d) 一時預かり（一時保育）

一時保育は、ふだんは家庭で保育している子どもを、仕事や家庭の事情等で一時的に預かるサービスです。

(e) 障がい児保育

集団生活が可能であると認められる障がい児を受け入れる障がい児保育は全園で実施しています。

図表 2-2-2-① 各種保育サービスの利用状況

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
預かり保育	実施か所数（か所）	6	6	6	6
	利用者数（人）	193	284	116	512
一時預かり （一時保育）	実施か所数（か所）	9	9	9	10
	延べ利用者数（人）	210	429	283	270
障がい児保育	実施か所数（か所）	9	9	9	9
	利用者数（人）	4	2	1	3

①事業所内保育施設

事業内保育施設は、岐阜ヤクルト販売株式会社が実施しています。

②病児・病後児保育

病児・病後児保育は、近隣市と協定を締結し、広域委託により実施しています。

協定締結市：岐阜市（7施設）、羽島市（1施設）、海津市（1施設）〔令和6年4月1日現在〕

③子育て短期支援事業（ショートステイ）

家庭の事情等により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で、一時的に預かるショートステイは、2歳未満児については「乳幼児ホームまりあ（岐阜市）」、2歳以上は「樹心寮（大野町）」、「大野慈童園（大野町）」、「誠心寮（瑞穂市）」に委託し実施しています。令和2年度以降、利用実績はありません。

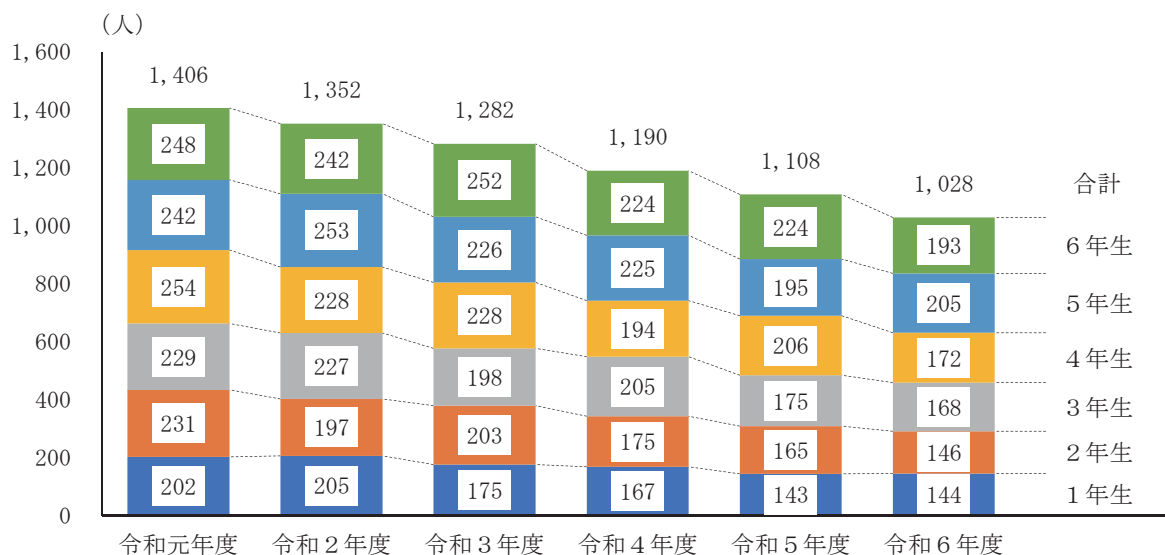
(3) 小中学校

①小学校

町内には小学校が7校あります。

令和6年4月現在で、1,028人の児童が通学していますが、児童数は年々減少する傾向にあり、令和元年の1,406人から378人減少しています（図表2-2-3-①）。

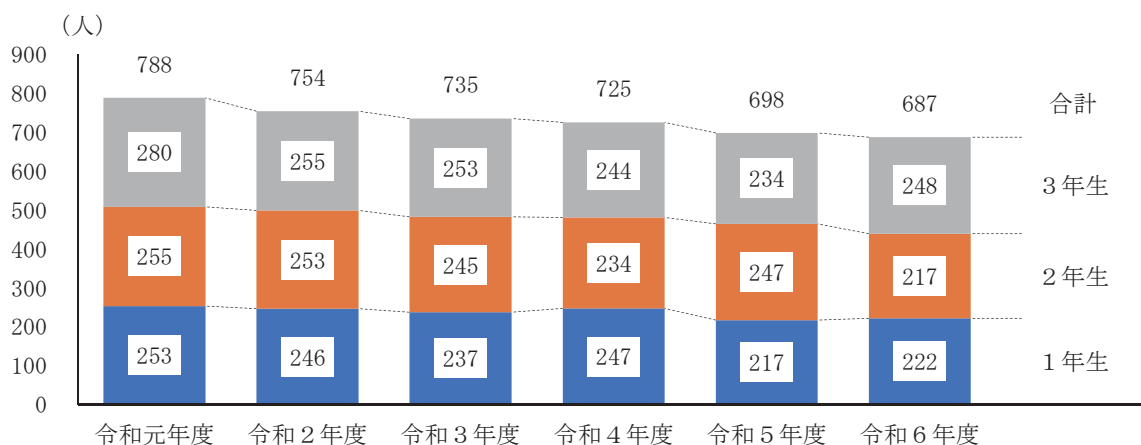
図表2-2-3-① 小学校児童数



②中学校

町内には中学校が2校あり、令和6年4月現在で、687人の生徒が通学しています。生徒数は減少傾向にあり、令和元年の788人から101人減少しています（図表2-2-3-②）。

図表2-2-3-② 中学校生徒数

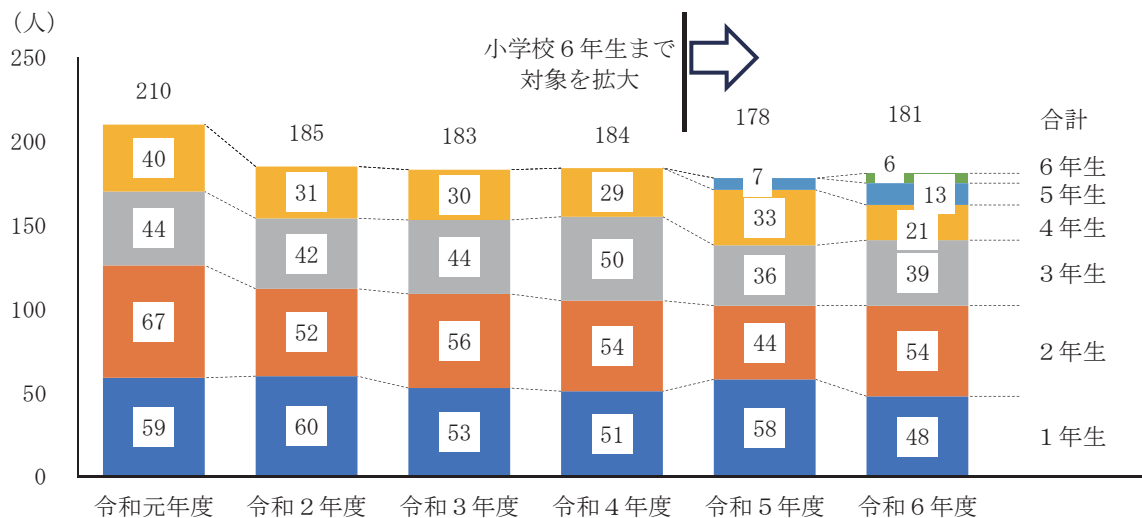


(4) 留守家庭児童教室等

①留守家庭児童教室

留守家庭児童教室は、共働きなどの事情で昼間子育てができない家庭の小学生を放課後等に預かるものです。町内には7施設（9か所）の教室があり、令和6年4月現在、181人が登録をしています。令和5年度より、利用対象範囲を小学校6年生まで拡大し、子育て世帯の支援をしています（図表2-2-4-①）。

図表 2-2-4-① 留守家庭児童教室の登録児童数



②児童館

町内には、児童館が1か所整備されています。楽しい教室、移動児童館、親子手作りランド、絵本の読み聞かせ等を行っています（図表2-2-4-②）。

図表 2-2-4-② 児童館等の整備状況

区分	利用者数(人)	開館時間等	事業内容等
令和元年度	3,054	開館時間：8：30～17：15 休館日：日曜日、年末年始、 祝祭日の翌日	楽しい教室 移動児童館 親子ランド 絵本の読み聞かせ
令和2年度	1,088		
令和3年度	1,460		
令和4年度	1,852		
令和5年度	1,676		
合計(5年間)	9,130		

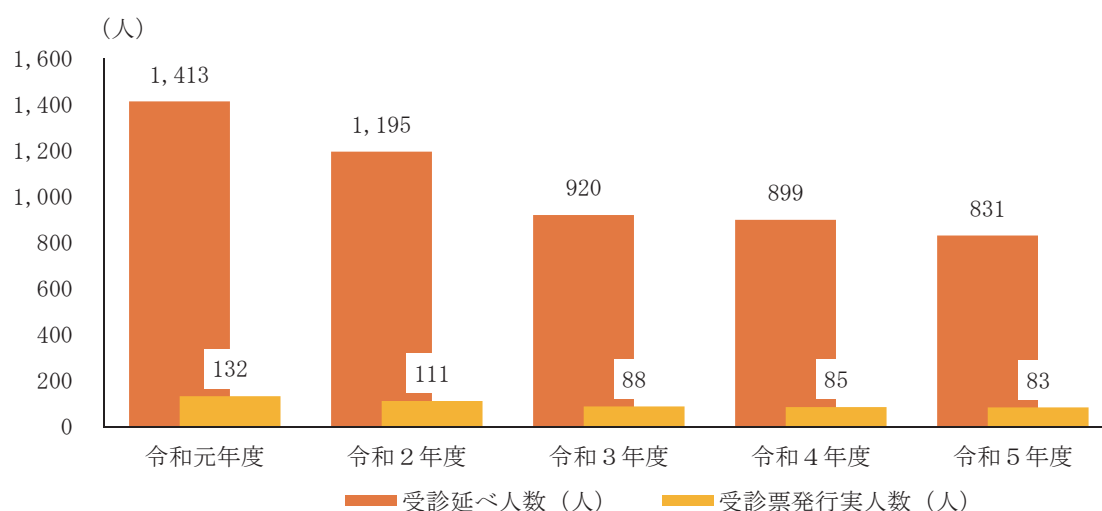
(5) 母子保健サービス

①健康診査

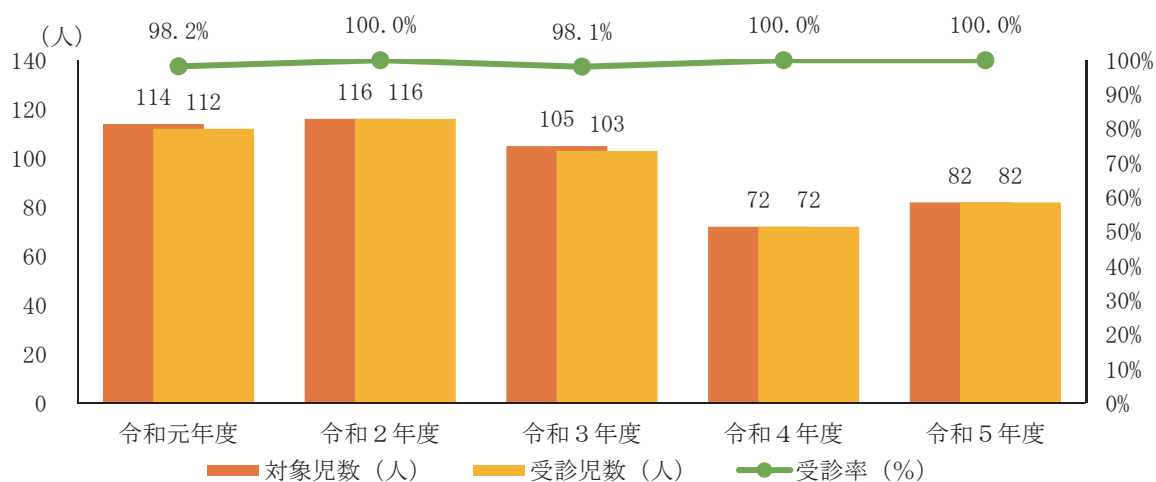
病気の早期発見・治療のために、妊婦健康診査、3～4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を行っています。

3～4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の受診率は100%近くと高くなっています。(図表2-2-5-①(1)～図表2-2-5-①(6))。

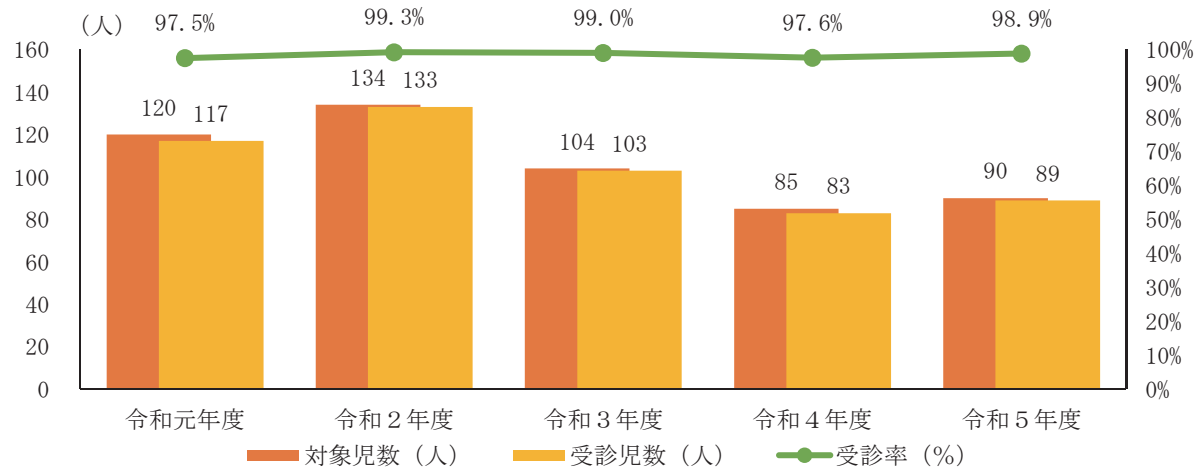
図表2-2-5-①(1) 妊婦一般健康診査の受診率の状況



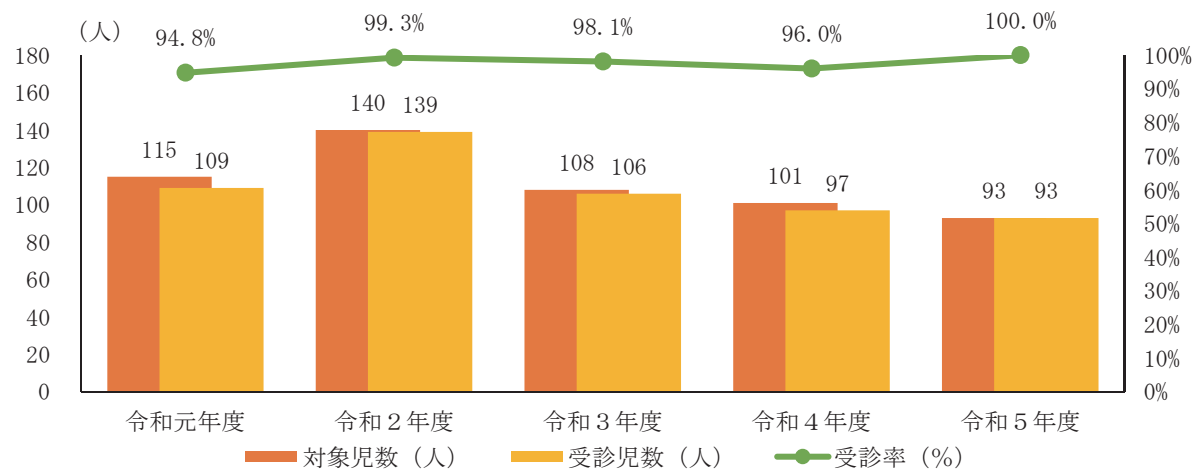
図表2-2-5-①(2) 乳児（3～4か月児）健康診査の受診率の推移



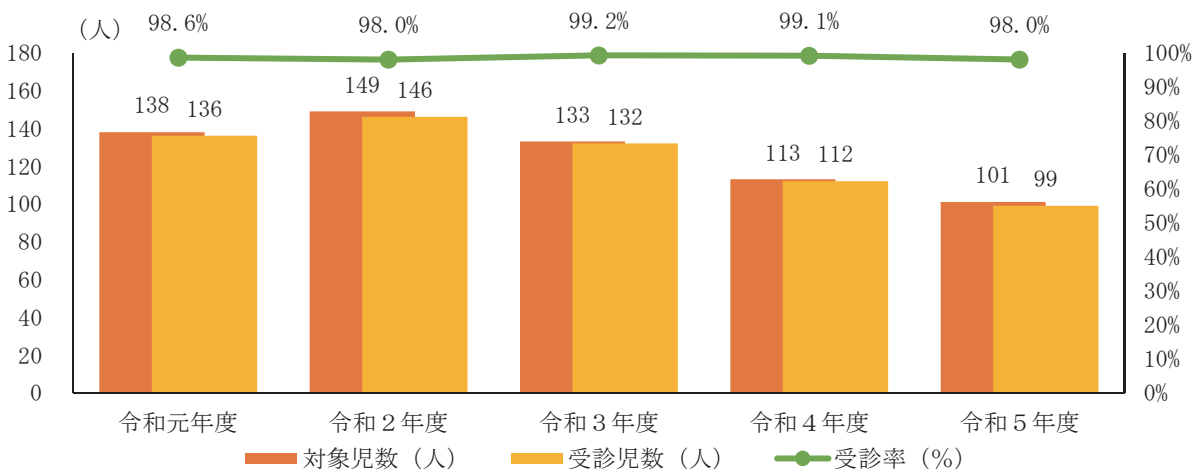
図表 2-2-5-①(3) 10 か月児健康診査の受診率の推移



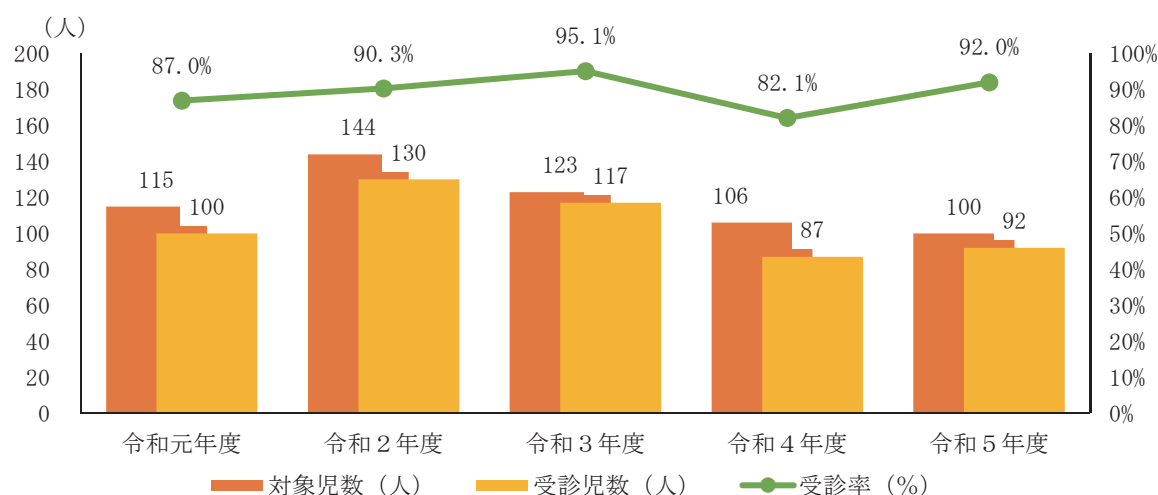
図表 2-2-5-①(4) 1 歳6 か月児健康診査の受診率の推移



図表 2-2-5-①(5) 3 歳児健康診査の受診率の推移



図表 2-2-5-①(6) 2歳児歯科健康診査の受診率の推移

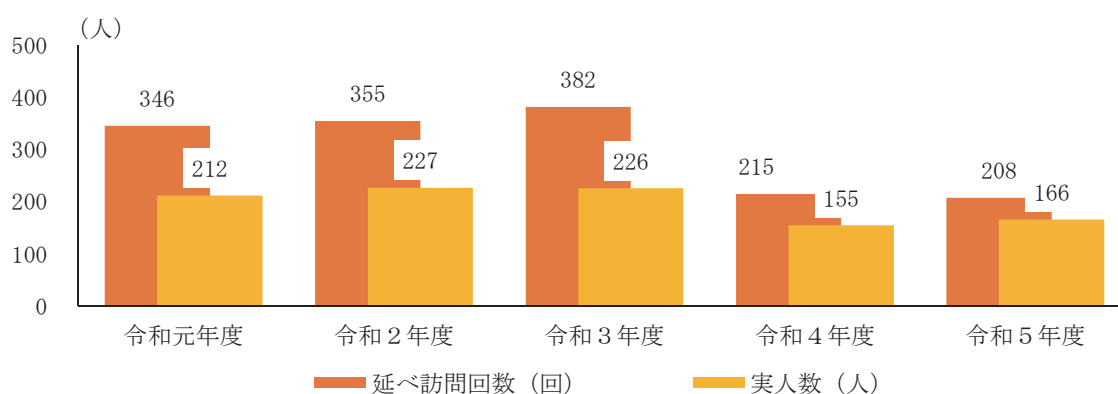


②訪問指導

保健師が、産婦、乳幼児等を対象として訪問指導を行っています。

乳児については、母子健康手帳交付時に、訪問の了解を得られた人を対象に実施しています。令和5年度の訪問実人数は166人、延べ訪問回数は208回となっています（図表 2-2-5-②）。

図表 2-2-5-② 訪問指導の実施状況



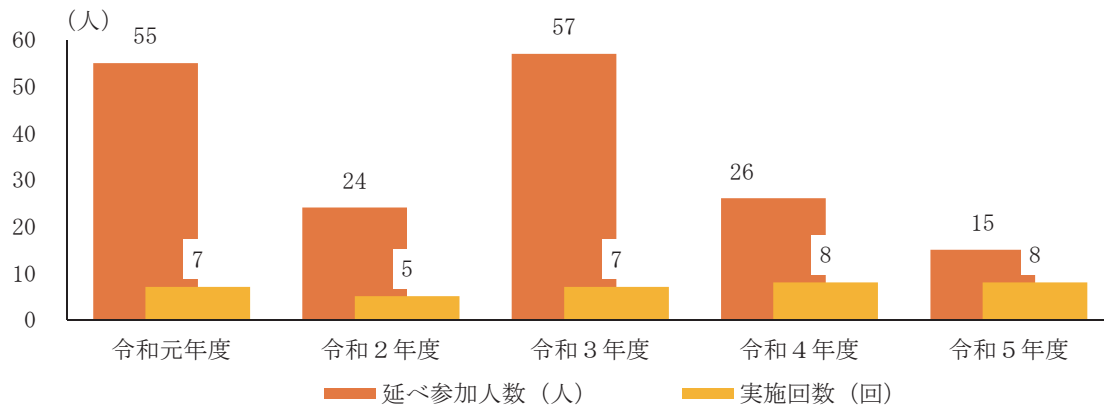
区分		妊婦	産婦	乳児	幼児	計
令和元年度	実人数 (人)	6	91	98	17	212
	延べ訪問回数 (回)	10	158	153	25	346
令和2年度	実人数 (人)	1	104	104	18	227
	延べ訪問回数 (回)	3	164	160	28	355
令和3年度	実人数 (人)	3	106	109	8	226
	延べ訪問回数 (回)	13	182	178	9	382
令和4年度	実人数 (人)	1	72	75	7	155
	延べ訪問回数 (回)	1	101	102	11	215
令和5年度	実人数 (人)	1	77	83	5	166
	延べ訪問回数 (回)	1	93	99	15	208

③母親学級・育児相談等

保健センターにおいて、妊婦を対象とした母親学級を実施しています。

育児相談については随時受け付けていますが、こどもの発達や育児に不安を持つ人を対象として、毎月2回定期的に行っています（図表2-2-5-③(1)、図表2-2-5-③(2)）。

図表2-2-5-③(1) 母親学級の実施状況



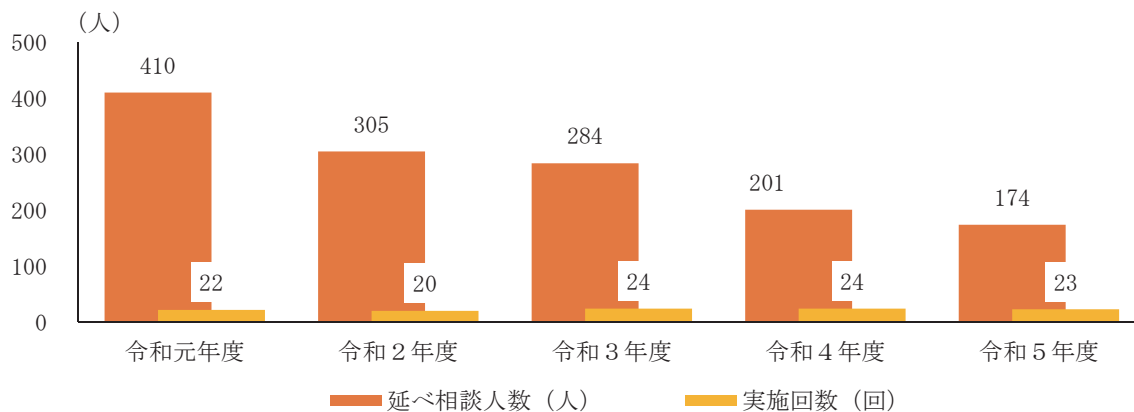
場所：保健センター

実施日：マタニティ教室…6、9、12、3月 パパママ教室…8、11、2、5月

内 容：マタニティ教室…妊娠中の過ごし方、妊娠中の栄養についてなど

パパママ教室…お産の兆候やすすみ方、沐浴、おむつ交換実習など

図表2-2-5-③(2) 育児相談の実施状況



場所：保健センター

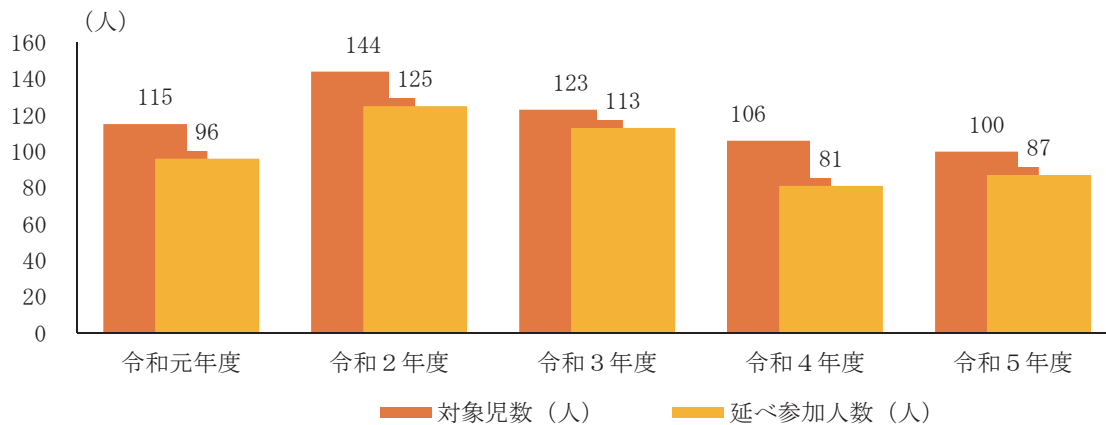
実施日：毎月第2、4火曜日

内容：保健指導、身体測定、乳幼児の発達・発育・育児に不安・悩み持つ人を対象として実施

④フッ化物塗布

2歳児歯科健康診査時に、2歳児を対象として、フッ化物の塗布を、2か月に1回実施しています（図表 2-2-5-④）。

図表 2-2-5-④ フッ化物塗布の実施状況



（※）2歳児健診時に実施

⑤予防接種

本町では、「B型肝炎」「BCG」「麻しん・風しん」「小児肺炎球菌」「ヒブ・ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ（五種混合）」「水痘」「日本脳炎」「ジフテリア・破傷風（二種混合）」「ロタウイルス感染症」等の予防接種を実施しています。

（6）子育て支援・相談

①地域子育て支援センター

子育て親子が気軽に利用できる交流の場を提供し、子育てに不安や悩みを持つ親への相談対応及び援助を実施することを目的として設置しています。（図表 2-2-6-①）

図表 2-2-6-① 地域子育て支援センターの設置状況（令和6年4月）

名称	設置場所
地域子育て支援センター下笠保育園	下笠保育園内
地域子育て支援センターおひさまっこ	小規模保育園おひさまっこ内
地域子育て支援センター虹の架け橋	旧池辺幼稚園内

②相談事業

児童生徒や保護者への支援・相談などに対し、各学校にスクールカウンセラーやほほえみ相談員などを配置し、相談を行っています。また、教育相談や障がい児の就学指導についての相談を実施しています（図表2-2-6-②）。

図表2-2-6-② 相談事業の状況（令和5年度）

区分	相談内容	相談スタッフ	実施場所	回数	時期・時間
スクール カウンセリング	児童生徒・保護者へのカウンセリング、コンサルテーションなど	スクール カウンセラー 4名	各学校	年間84回	通年 504時間
スクール相談	児童生徒への直接的な支援・相談など	スクール相談員 2名	各中学校	年間60回	通年 360時間
ほほえみ相談	児童生徒への直接的な支援・相談など	ほほえみ相談員 3名	学校・東部中学校 ほほえみ教室	各学校の授業日に準じる	
町適応指導	不登校など	相談員 1名	町ほほえみ教室	年間70回	通年 350時間
就学にかかわる 教育相談	個別教育相談など	教育支援委員 8名	養老町役場	年間1回	夏季休業中

③民生委員・児童委員

令和6年4月現在、本町の児童委員は56人で、児童委員は民生委員が兼ねています。児童委員は、児童問題にかかわるさまざまな行政機関、青少年育成関係者、学校関係者と協力し、相談・援助にあたっています。児童福祉に関する事項を専門的に担当する委員として、主任児童委員3人が活動しています（図表2-2-6-③）。

図表2-2-6-③ 民生児童委員

(人)

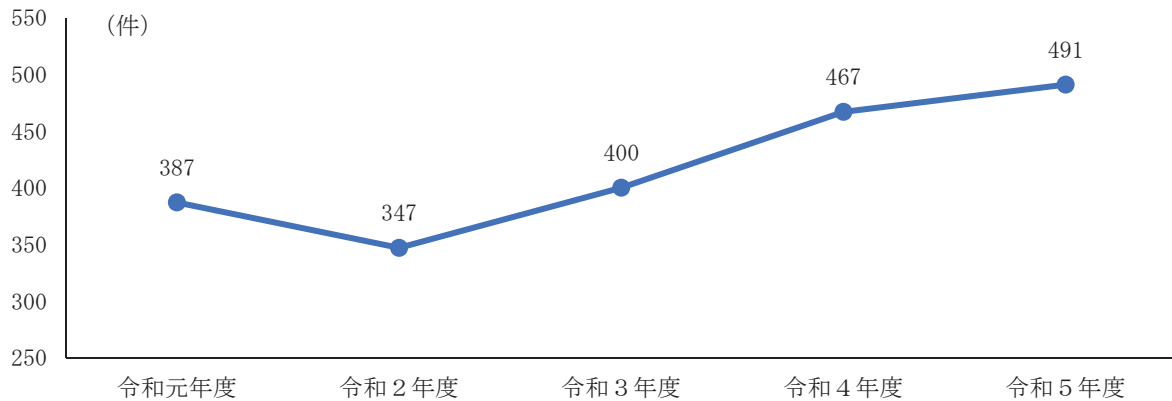
区分	高田	養老	広幡	上多度	池辺	笠郷	小畑	多芸	日吉	室原	計
民生委員・児童委員	10	5	4	6	6	7	5	7	4	2	56
主任児童委員	1			1			1			3	

(注) 令和6年4月現在

④子ども相談センター

西濃子ども相談センターに寄せられた児童虐待に関する相談件数は令和2年度において347件でしたが、令和5年度において491件と増加が続いています（図表2-2-6-④）。

図表2-2-6-④ 子ども相談センターにおける児童虐待に関する相談件数の推移



(7) 経済的支援

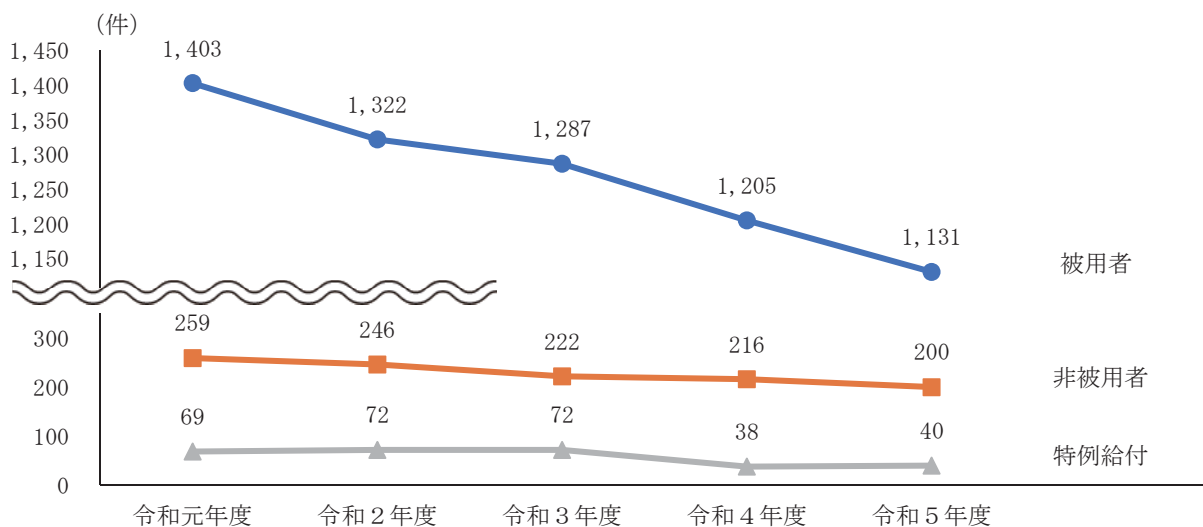
①児童手当の支給

令和6年4月現在、中学校終了前の児童を養育している人に児童手当が支給されています。特例給付を除き、支給額は3歳未満の児童は月額15,000円、3歳～小学校終了前の児童は第1子および第2子が月額10,000円、第3子以降が月額15,000円、中学生は一律月額10,000円です。

なお、令和6年10月より所得制限を撤廃し、支給期間を高校生年代までに延長および第3子以降の支給額を3万円に増額と拡充されました。

児童手当の受給者数の推移をみると、近年減少傾向にあります（図表2-2-7-①）。

図表2-2-7-① 児童手当の受給者数の推移

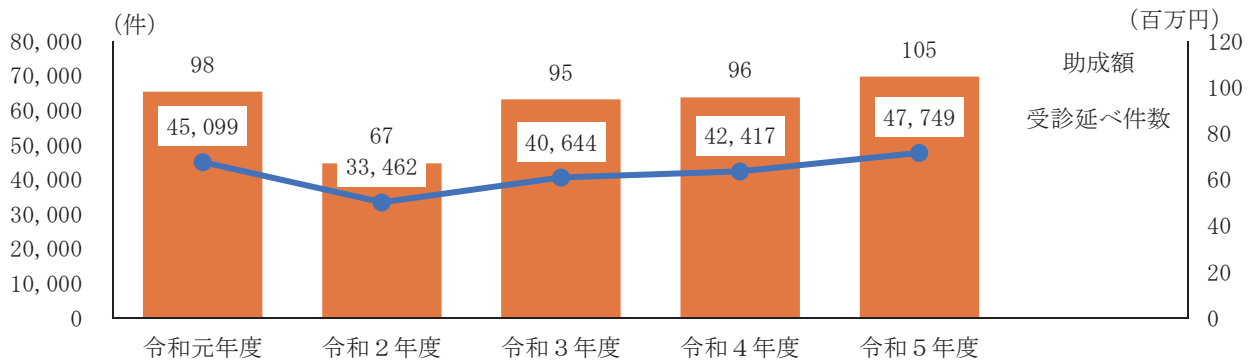


②乳幼児等福祉医療助成制度

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、高等学校卒業まで医療費を助成しています。助成は医療保険で医療の給付を受けた場合の自己負担分です。

乳幼児等福祉医療助成制度の助成状況をみると、近年増加傾向にあります（図表 2-2-7-②）。

図表 2-2-7-② 乳幼児等福祉医療助成制度の助成状況



③保育料の軽減

本町の保育料は、国の徴収基準に対して16～62%の範囲で軽減しています。なお、所得に応じて徴収基準が定められており、個々に軽減率は異なります。さらに、多子世帯やひとり親世帯等に対しては、所得に応じて軽減を実施しています。3～5歳児の副食費についても、所得に応じて減免を実施しています。

また、令和元年10月からは、幼児教育・保育の無償化に伴い、3～5歳児および3歳未満児の住民税非課税世帯の保育料が無料となりました。

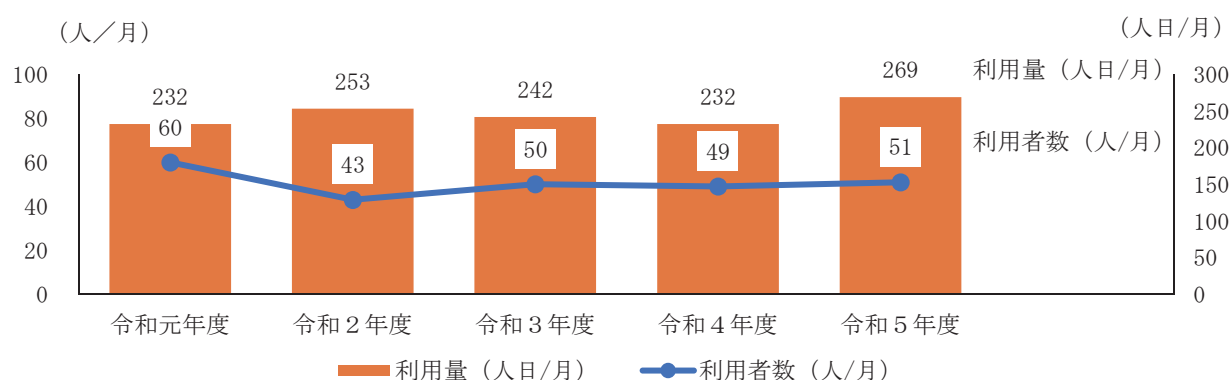
幼児教育・保育の無償化	0～2歳児 第1子以降住民税非課税世帯保育料無償化 3～5歳児 第1子以降全て保育料無償化
多子軽減 (就学前の児童の合計)	0～2歳児 第2子半額、第3子以降保育料無償化
ひとり親世帯 在宅障がい者世帯	0～2歳児 第2子以降保育料無償化
岐阜県第3子以降無償化事業 (18歳までの児童の合計)	0～2歳児 第3子以降保育料無償化 3～5歳児 第3子以降副食費無償化

(8) 障がい児支援

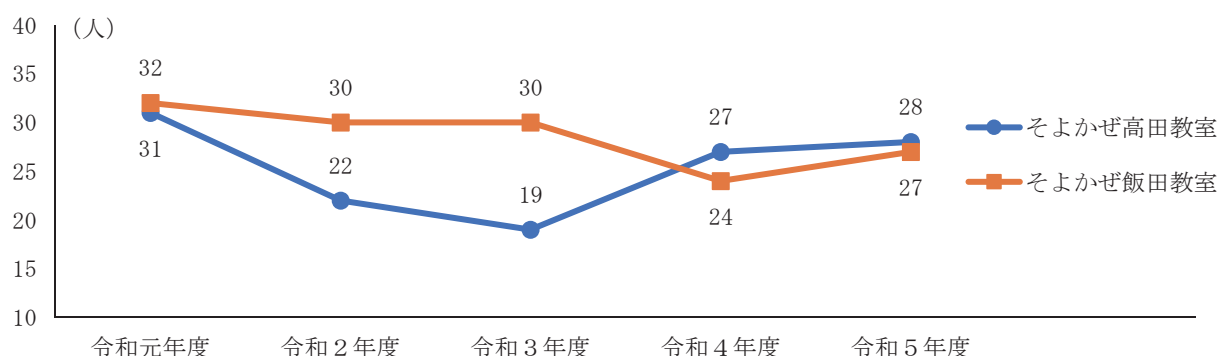
①児童発達支援

児童発達支援の実績の推移をみると、利用者数は近年約 50 人で横ばいに推移し、利用量は令和 5 年度において増加しています（図表 2-2-8-①(1)）。また、町営児童発達支援施設「そよかぜ教室」の利用者数の推移をみると、「そよかぜ高田教室」および「そよかぜ飯田教室」ともに、近年は 20 人台で推移しています（図表 2-2-8-①(2)）。

図表 2-2-8-①(1) 児童発達支援の実績の推移



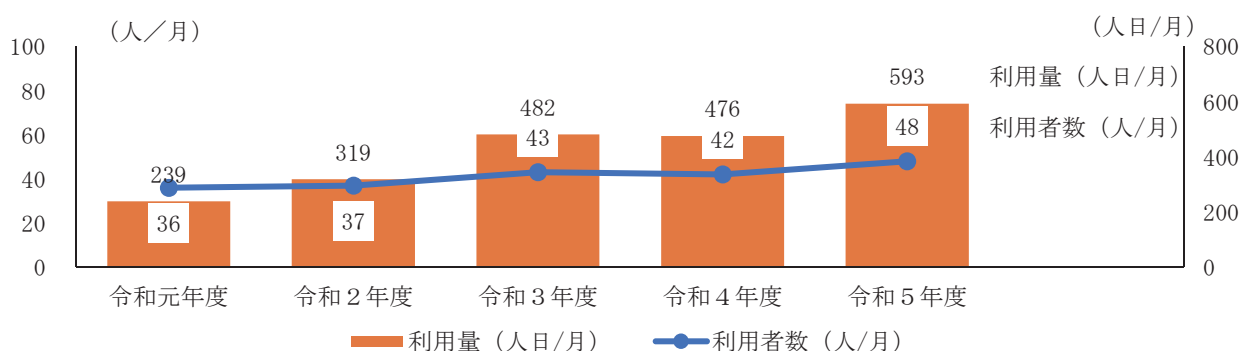
図表 2-2-8-①(2) 町営児童発達支援施設「そよかぜ教室」利用者数の推移



②放課後等デイサービス

放課後等デイサービスの実績の推移をみると、利用者数および利用量ともに増加傾向にあります（図表 2-2-8-②）。

図表 2-2-8-② 放課後等デイサービスの実績の推移



3 子ども・子育て支援等に関するニーズ調査

計画策定の基礎資料とするため、就学前児童のいる世帯、小学生のいる世帯および若者（17歳・18歳）を対象として「子ども・子育て支援等に関するニーズ調査報告書」（以下「ニーズ調査」という。）を実施しました。子育てサービスの利用状況や利用意向、子育ての不安や悩み、さらに、若者が抱く結婚観、子育て意向などについてたずねています。

〔調査の概要〕

■就学前児童保護者調査

調査対象者	就学前児童の保護者。ただし、就学前児童が2人以上いる世帯は1人（一番下の児童）を対象児童とした。
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和5年12月1日～令和5年12月15日
回収結果	配布数 569 回収数 413（回収率：72.6%）

■小学生保護者調査

調査対象者	小学生の保護者（就学前児童のいる世帯は除く）。ただし、小学生が2人以上いる世帯は1人（一番下の児童）を対象児童とした。
調査方法	小学校にて配布・回収
調査期間	令和5年12月1日～令和5年12月15日
回収結果	配布数 1,034 回収数 651（回収率：63.0%）

■若者（17・18歳）調査

調査対象者	町内在住の令和5年度に17～18歳になる若者（調査基準日の令和5年12月1日の時点で満17歳となっていない人を含む）
調査方法	郵送配布・郵送回収またはWeb回答
調査期間	令和5年12月1日～令和5年12月22日
回収結果	配布数 497 回収数 159（回収率：32.0%） うち Web 回答 40（回収率 8.0%）

(1) 就学前児童保護者調査

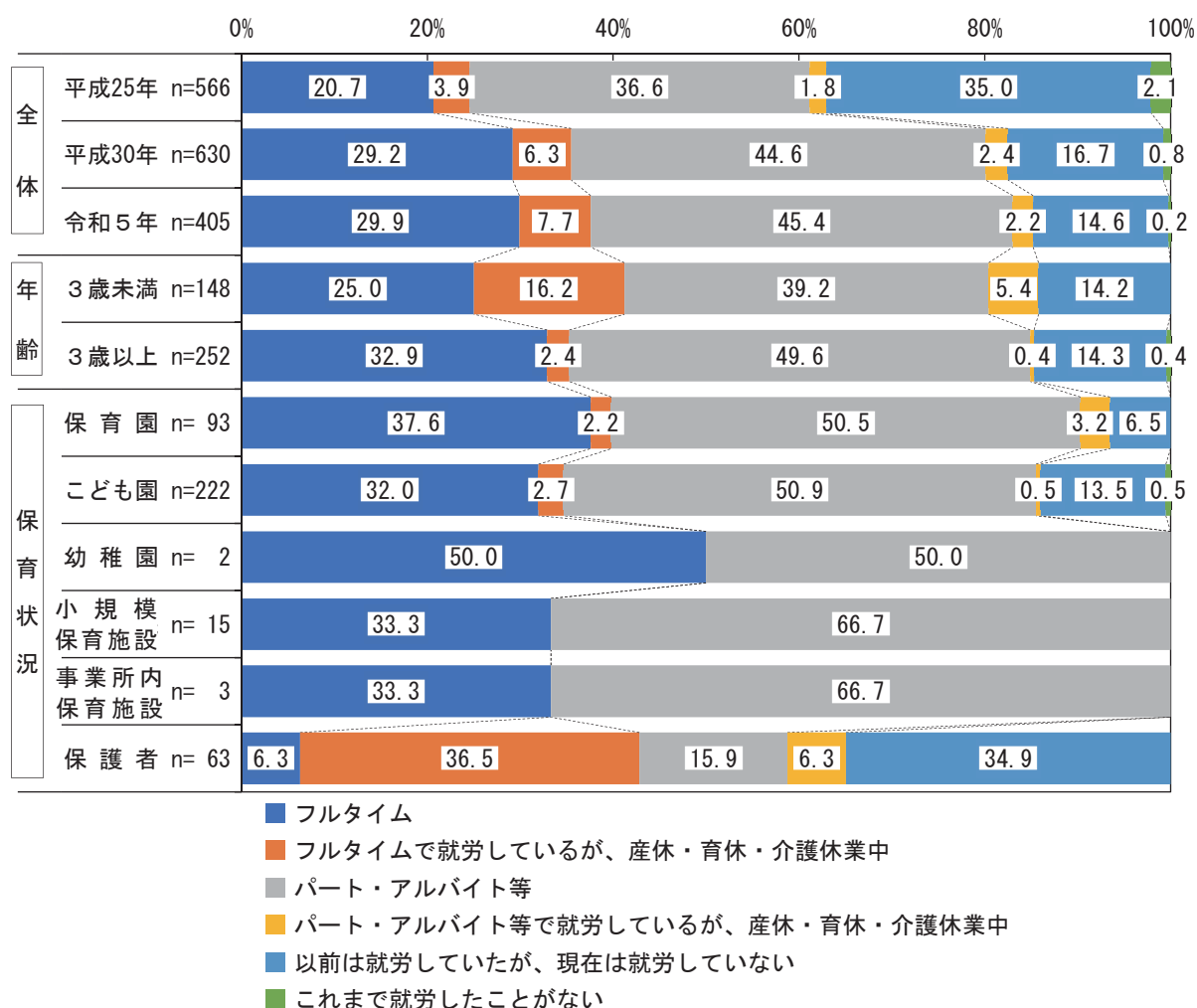
①母親の就労状況・形態

母親の就労状況は、「パート・アルバイト等」が45.4%と最も高く、次いで「フルタイム」が29.9%などとなっています。産休・育休・介護休業中は、フルタイムとパート・アルバイト等を合わせると9.9%になります。平成25年および平成30年と比べると、フルタイム、パート・アルバイト等および産休・育休・介護休業中は高くなっています。

子どもの年齢別にみると、3歳未満は「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中」「パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中」が高くなっています。

保育状況別にみると、保育サービス等を利用していない保護者は「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中」(36.5%) および「以前は就労していたが、現在は就労していない」(34.9%)が高くなっています。

図表2-3-1-① 母親の就労状況・形態



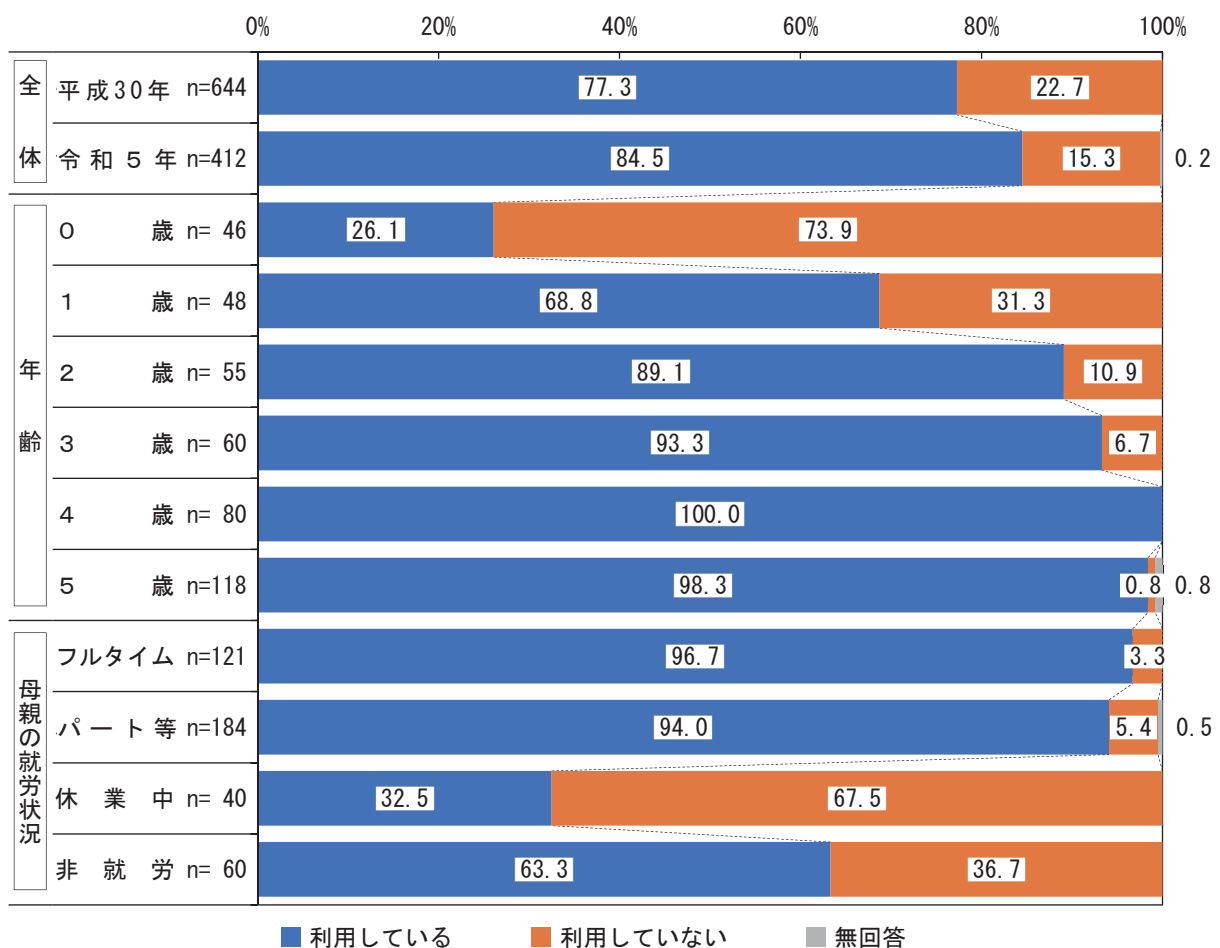
②定期的な教育・保育事業の利用の有無

「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用しているサービスをいい、保育園、認定こども園、幼稚園などが該当します。定期的な教育・保育事業は、調査対象であるこどもの84.5%が利用しており、平成30年と比べて7.2ポイント高くなっています。

こどもの年齢別では、3歳までは年齢が上がるにつれて「利用している」が高くなり、3歳以上では90%以上の子どもが利用しています。

母親の就労状況別に利用率をみると、フルタイムおよびパート・アルバイト等が90%台となっています。

図表2-3-1-② 定期的な教育・保育事業の利用の有無

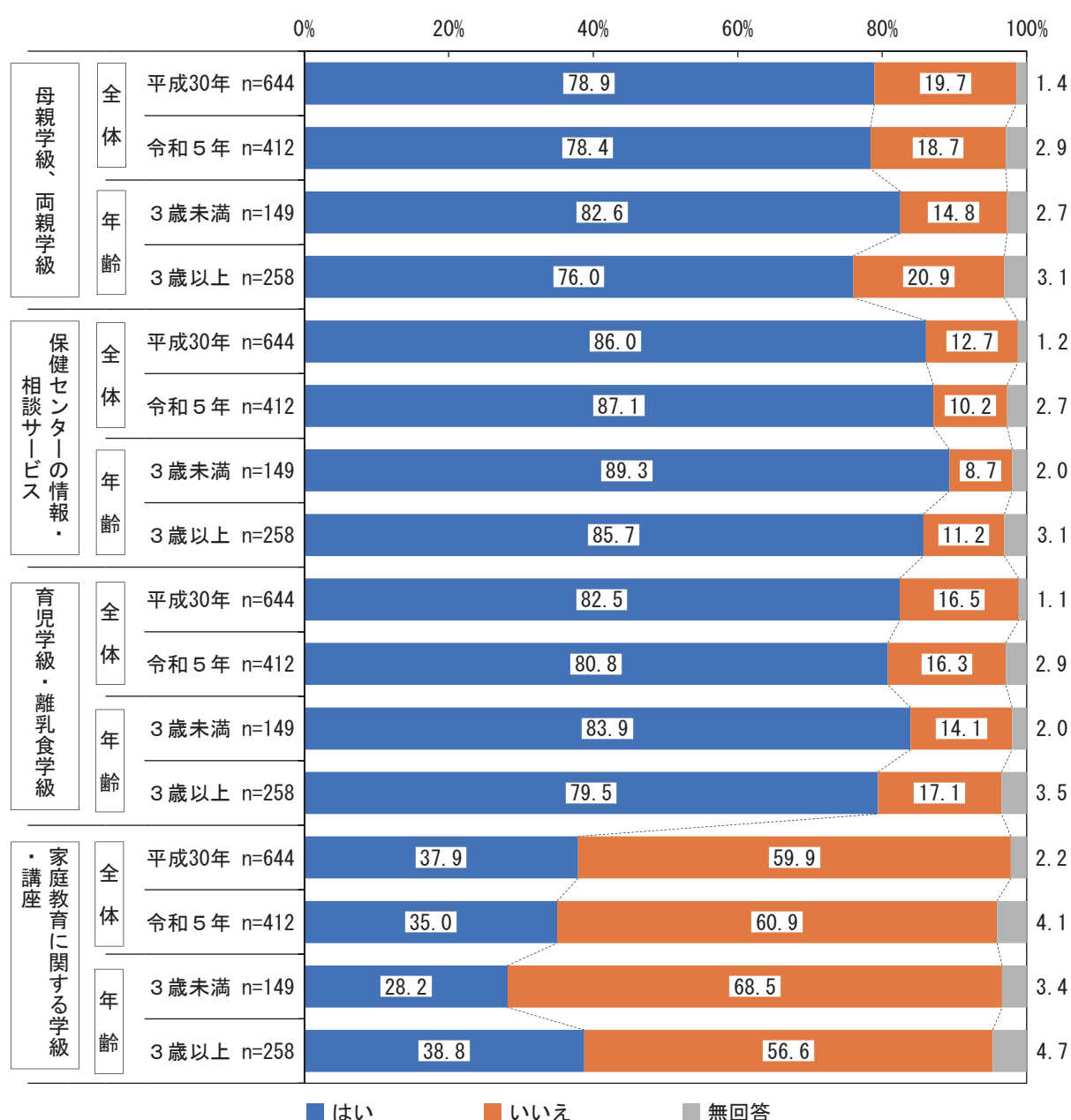


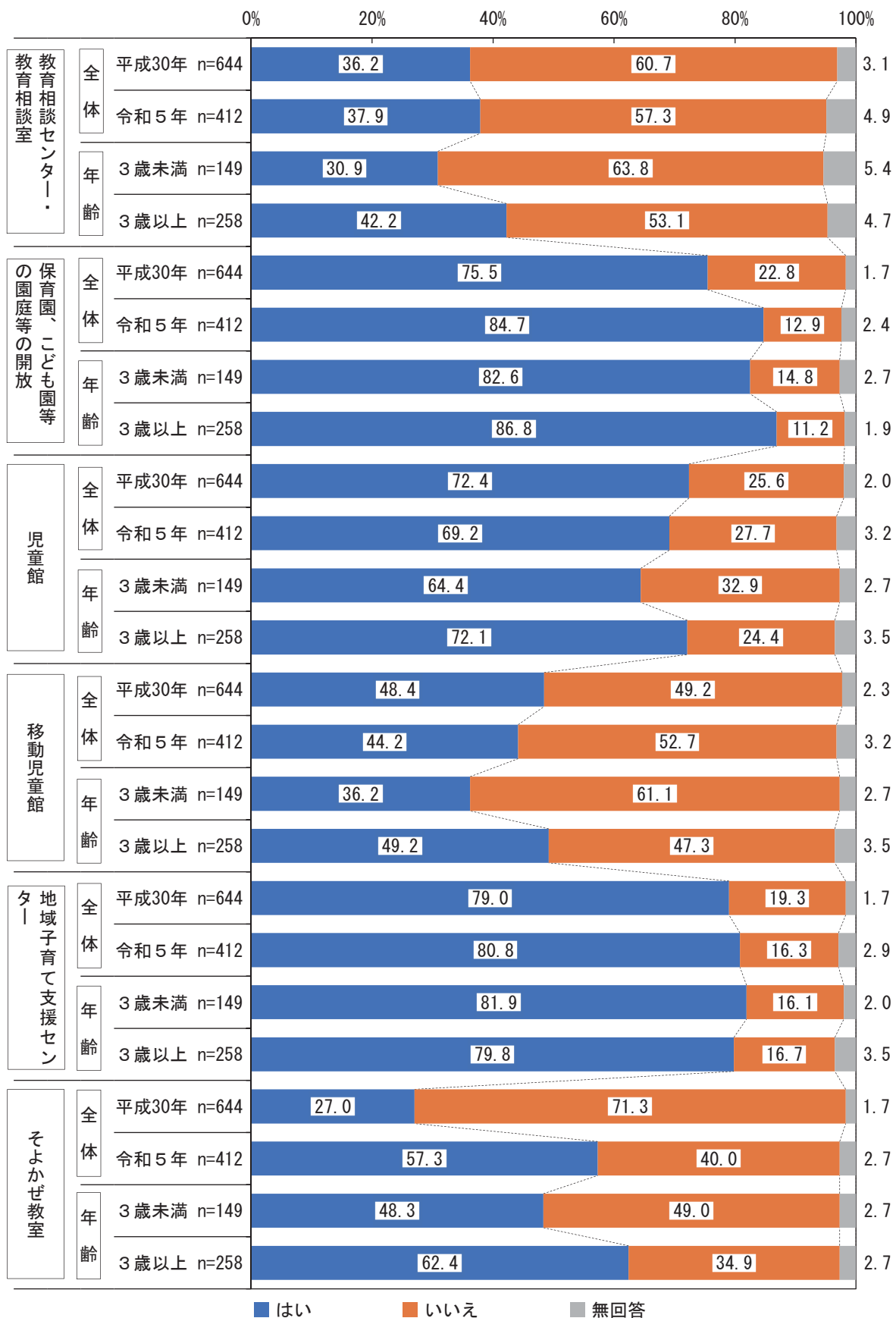
③子ども・子育て支援事業等の認知度

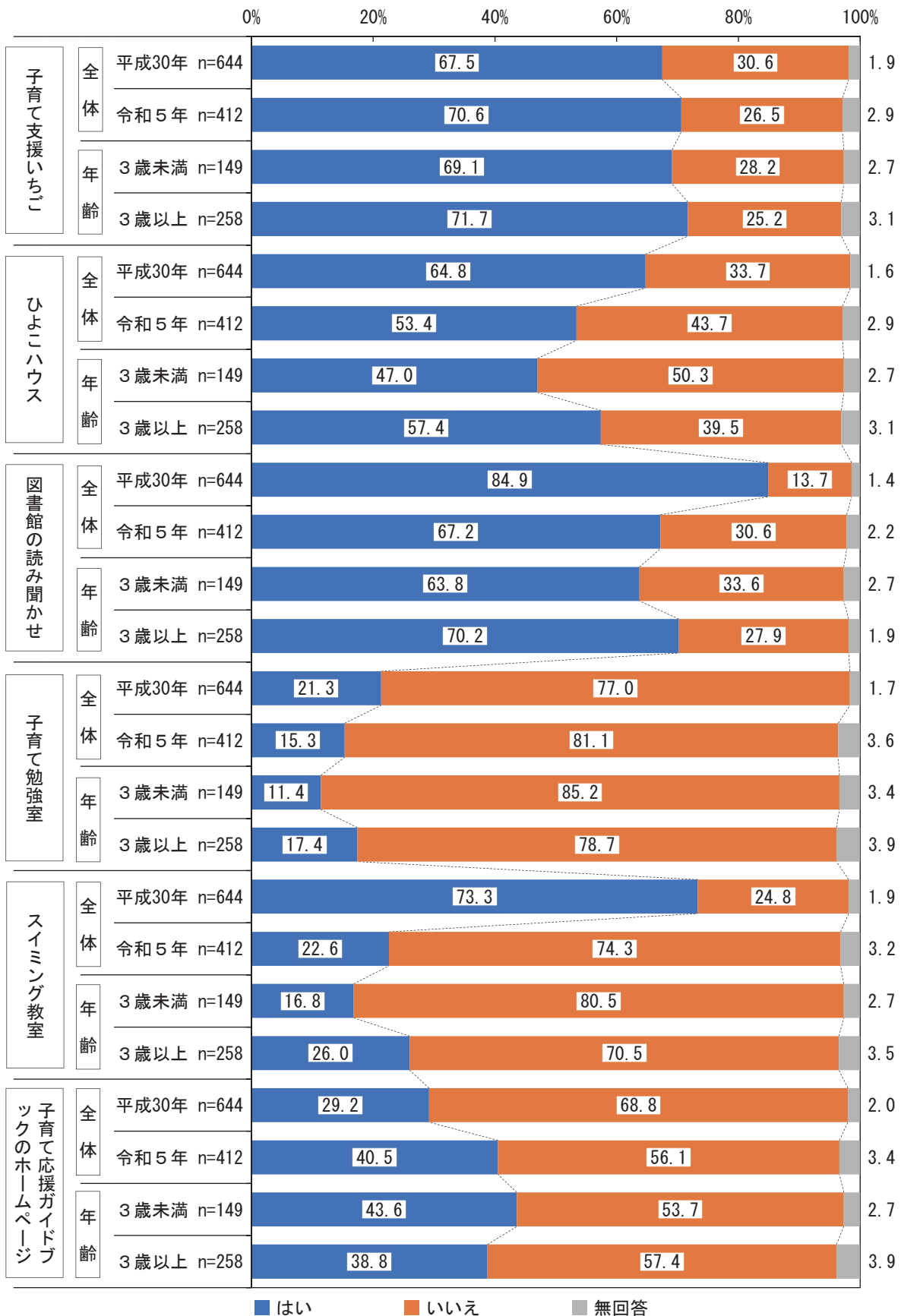
子育て支援に関連する16の施設・事業の認知度は、「保健センターの情報・相談サービス」(87.1%)、「保育園、こども園等の園庭等の開放」(84.7%)などが高い一方、「スイミング教室」(22.6%)、「子育て勉強室」(15.3%)などが低くなっています。平成30年に比べて「そよかぜ教室」が大幅に上昇し、「スイミング教室」が大幅に低下しています。

年齢別にみると、3歳以上に比べて3歳未満が高いのは、「母親学級、両親学級」「子育て応援ガイドブックのホームページ」などで、3歳未満に比べて3歳以上が高いのは「そよかぜ教室」「移動児童館」などです。

図表2-3-1-③ 子ども・子育て支援事業等の認知度





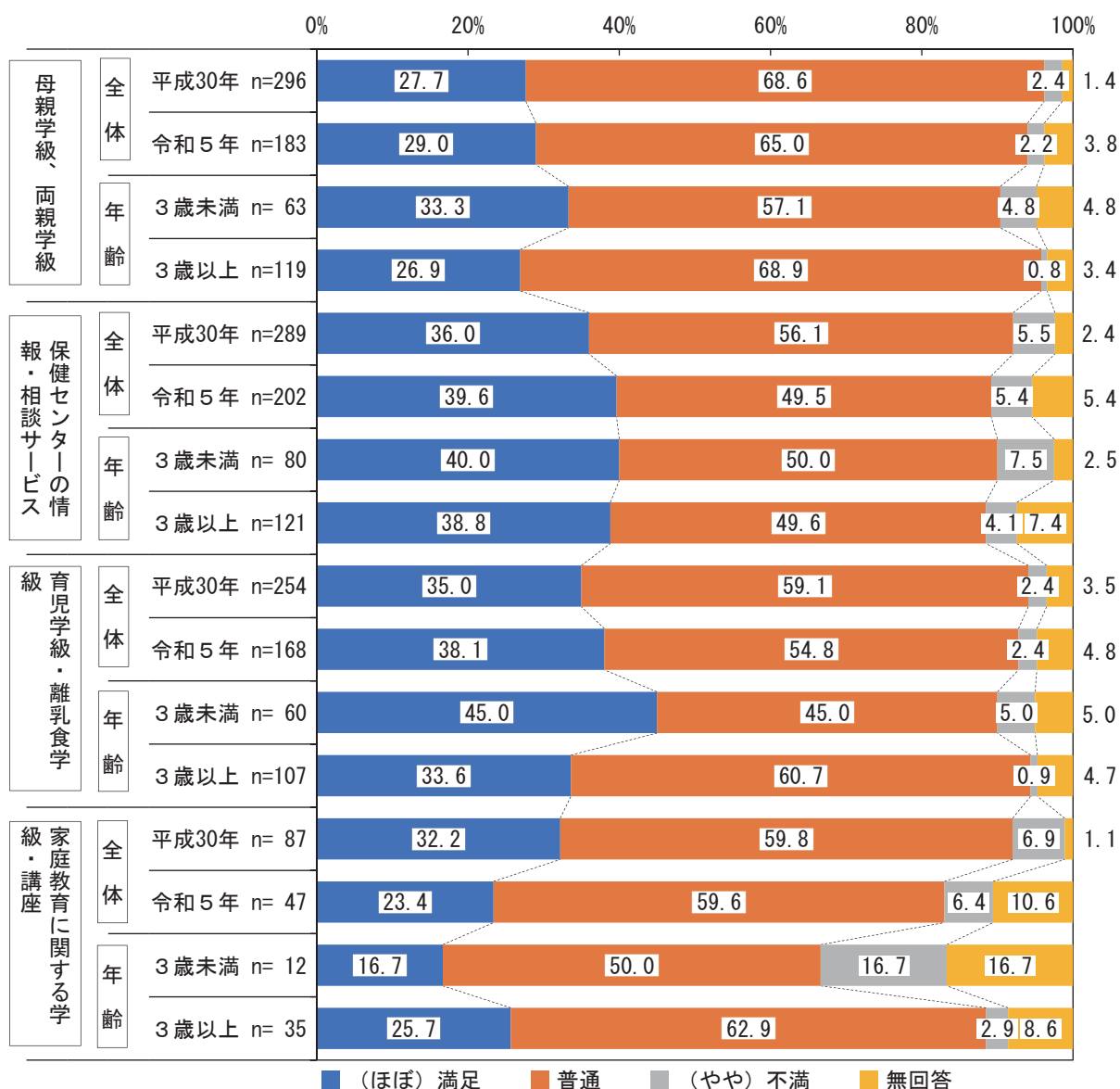


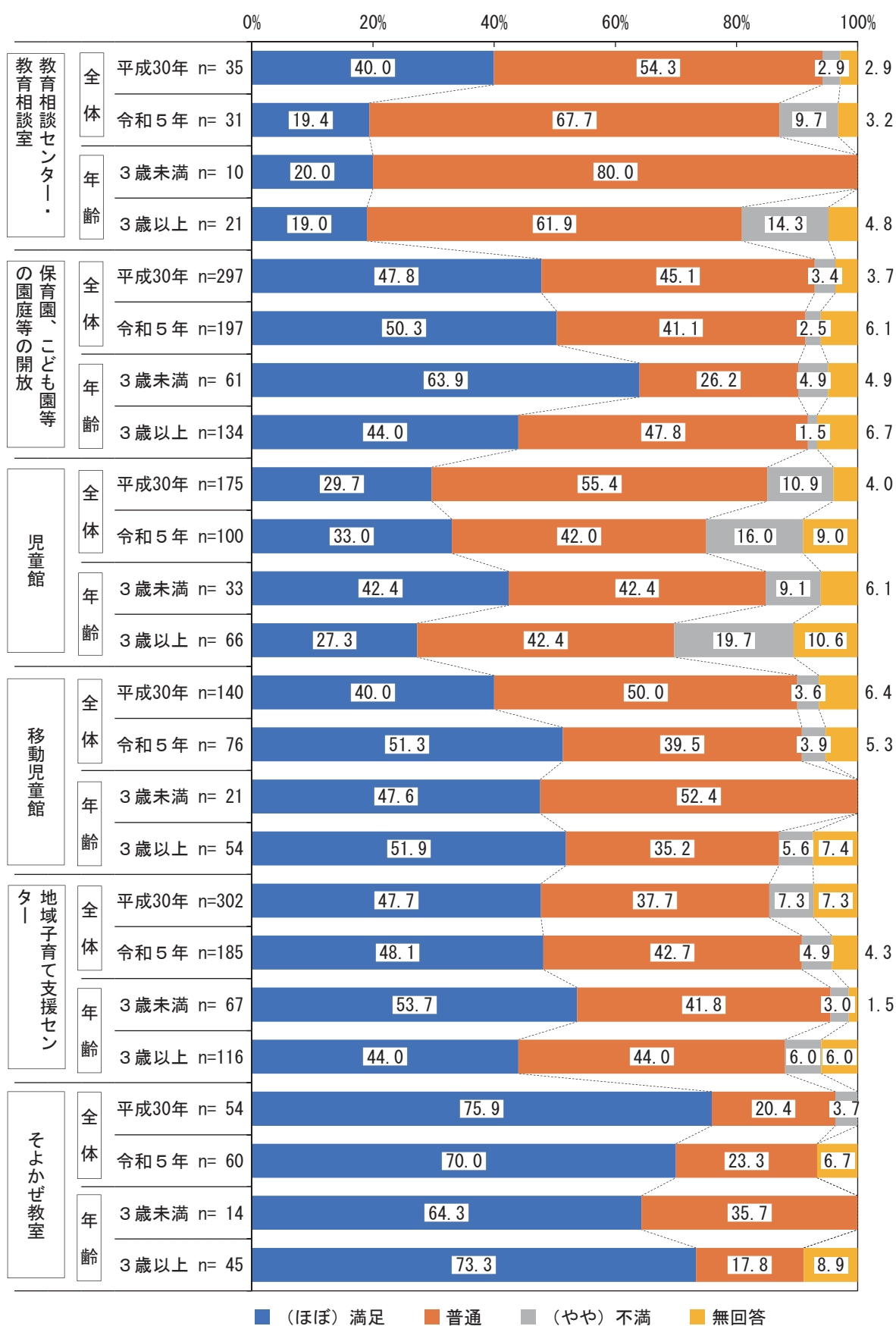
④子ども・子育て支援事業等の満足度

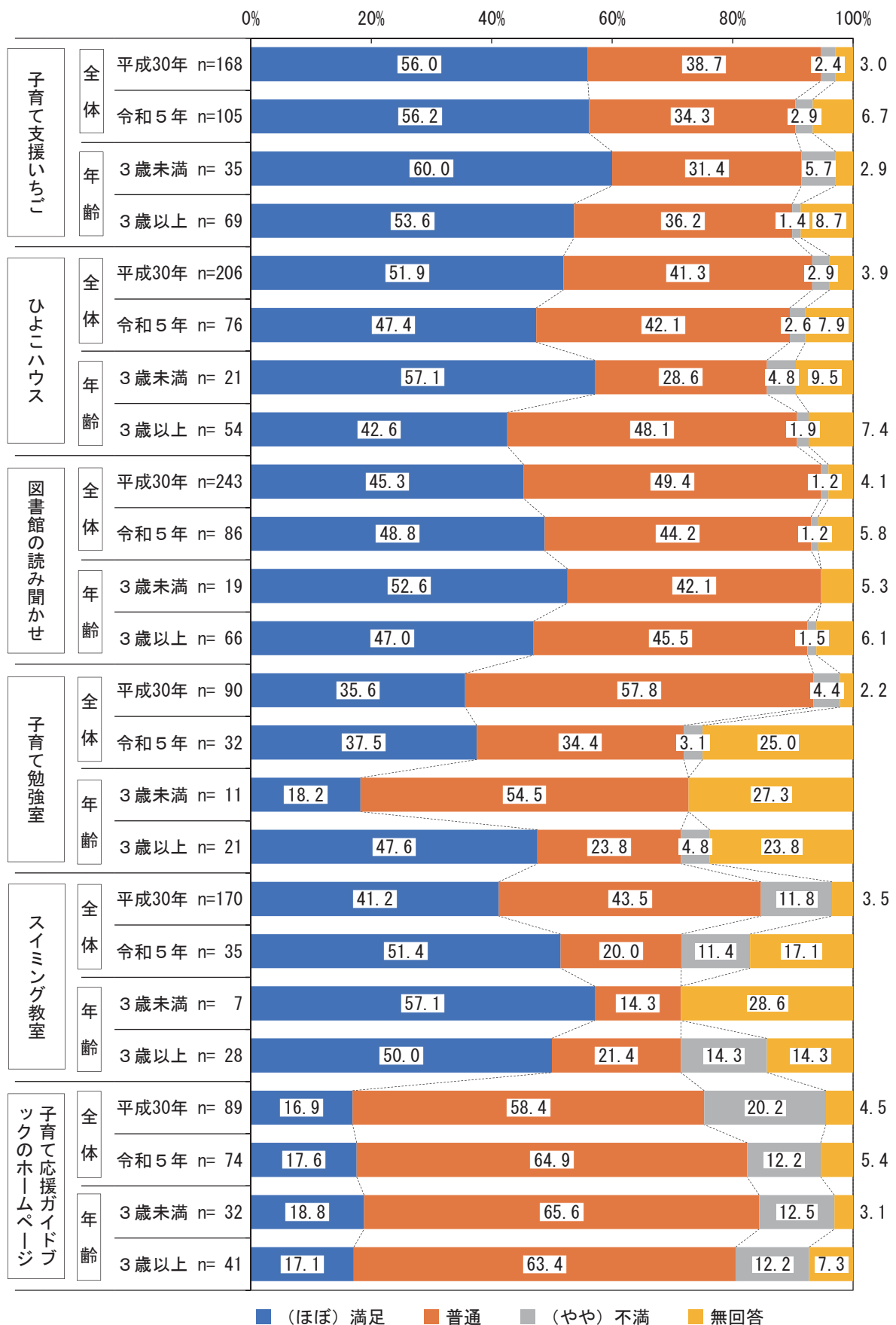
施設・事業を利用したことがある人の満足度については、「そよかぜ教室」の「(ほぼ)満足」が70.0%と突出して高く、「子育て支援いちご」「スイミング教室」「移動児童館」「保育園、こども園等の園庭等の開放」も「(ほぼ)満足」が過半数を占めます。「(やや)不満」が10%以上となっているのは、「児童館」「子育て応援ガイドブックのホームページ」「スイミング教室」です。平成30年に比べて「移動児童館」「スイミング教室」の「(ほぼ)満足」が10ポイント以上高くなっている一方で、「教育相談センター・教育相談室」「児童館」は「(やや)不満」が5ポイント以上高くなっています。

「(ほぼ)満足」を年齢別にみると、3歳以上に比べて3歳未満が高いのは、「保育園、こども園等の園庭等の開放」「児童館」「ひよこハウス」などで、3歳以上が高いのは「子育て勉強室」「家庭教育に関する学級・講座」「そよかぜ教室」などです。

図表2-3-1-④ 子ども・子育て支援事業等の満足度（利用経験者のみ）







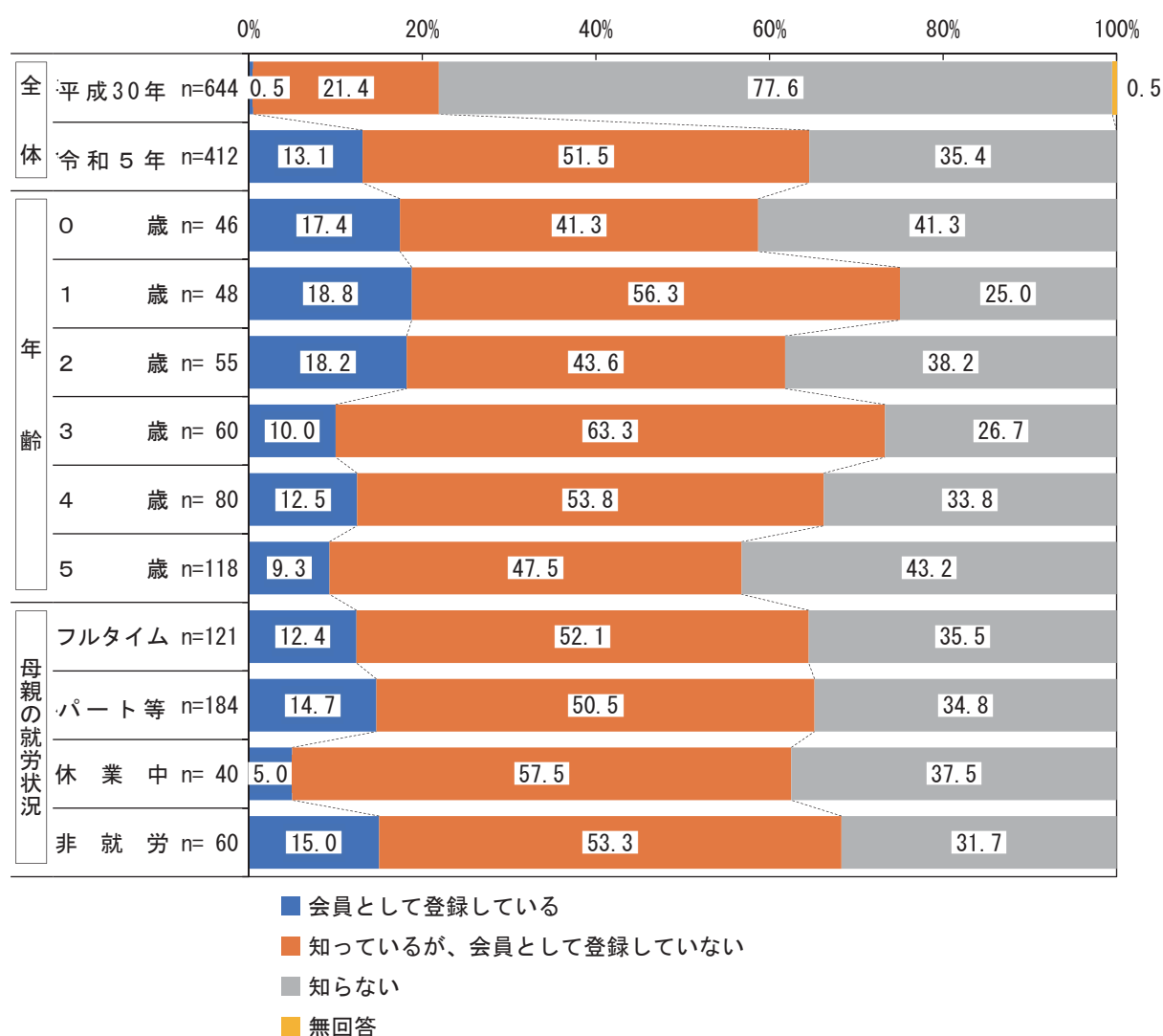
⑤ファミリー・サポート・センターの認知度

ファミリー・サポート・センターについては、「会員として登録している」(13.1%)と「知っているが、会員として登録していない」(51.5%)とを合計した<知っている>は64.6%です。平成30年と比べると、「知っているが、会員として登録していない」が30.1ポイント、「会員として登録している」が12.6ポイント上昇しています。

こどもの年齢別にみると、3歳未満は3歳以上に比べて「会員として登録している」が高くなっています。また、1歳および3歳は<知っている>が70%以上を占めています。

母親の就労状況別にみると、休業中は「会員として登録している」が低くなっています。

図表2-3-1-⑤ ファミリー・サポート・センターの認知度

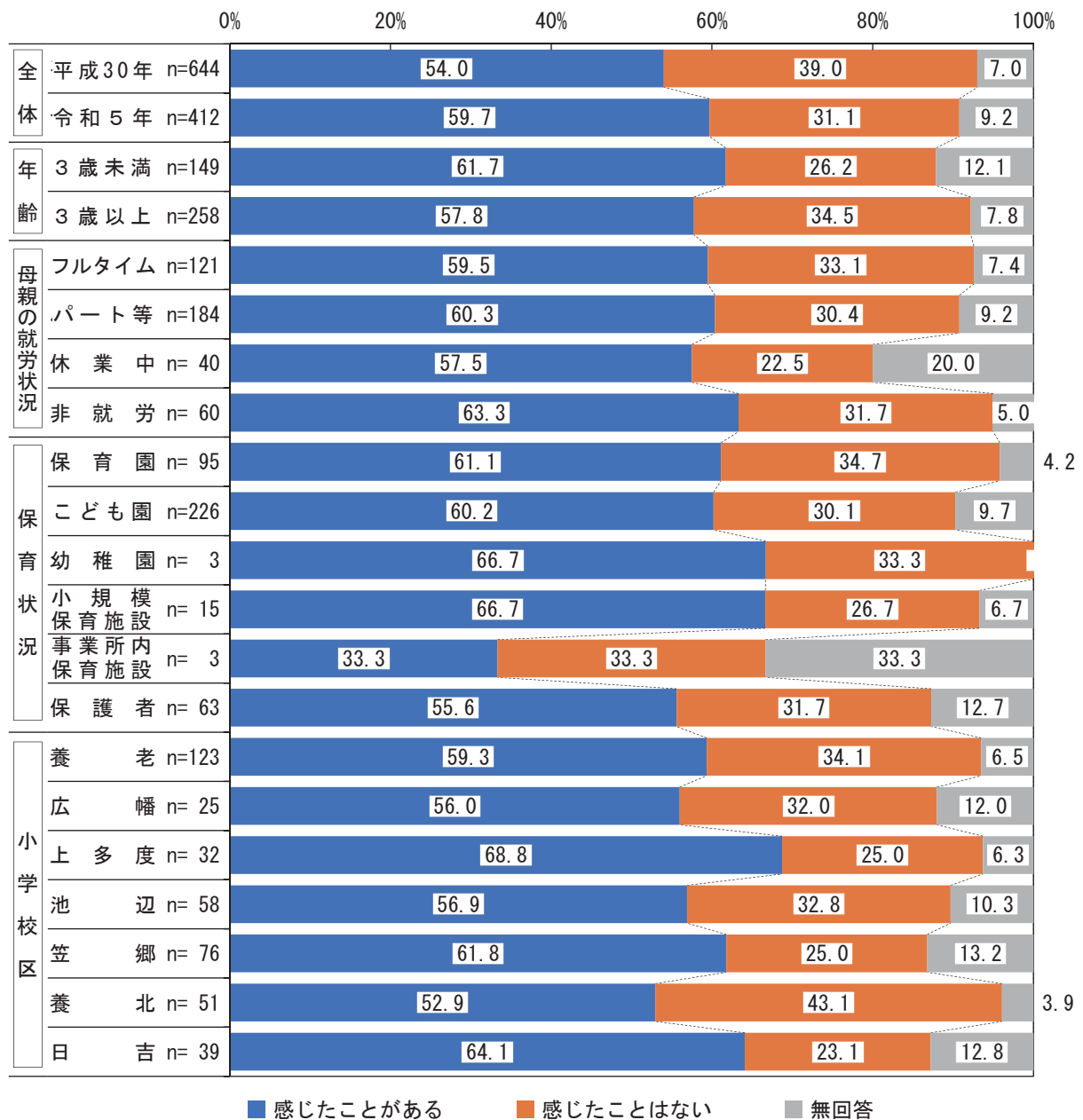


⑥子育て支援を感じたことがあるか

地域、園、学校、職場、行政の関係施設などにおいて、子育て支援をしてもらっていると「感じたことがある」と答えているのは59.7%です。平成30年と比べると、「感じたことがある」は5.7ポイント高くなっています。

「感じたことがある」は、こどもの年齢別では3歳未満、母親の就労状況別では非就労、保育状況別では幼稚園および小規模保育施設、小学校区別では上多度が高くなっています。

図表2-3-1-⑥ 子育て支援を感じたことがあるか



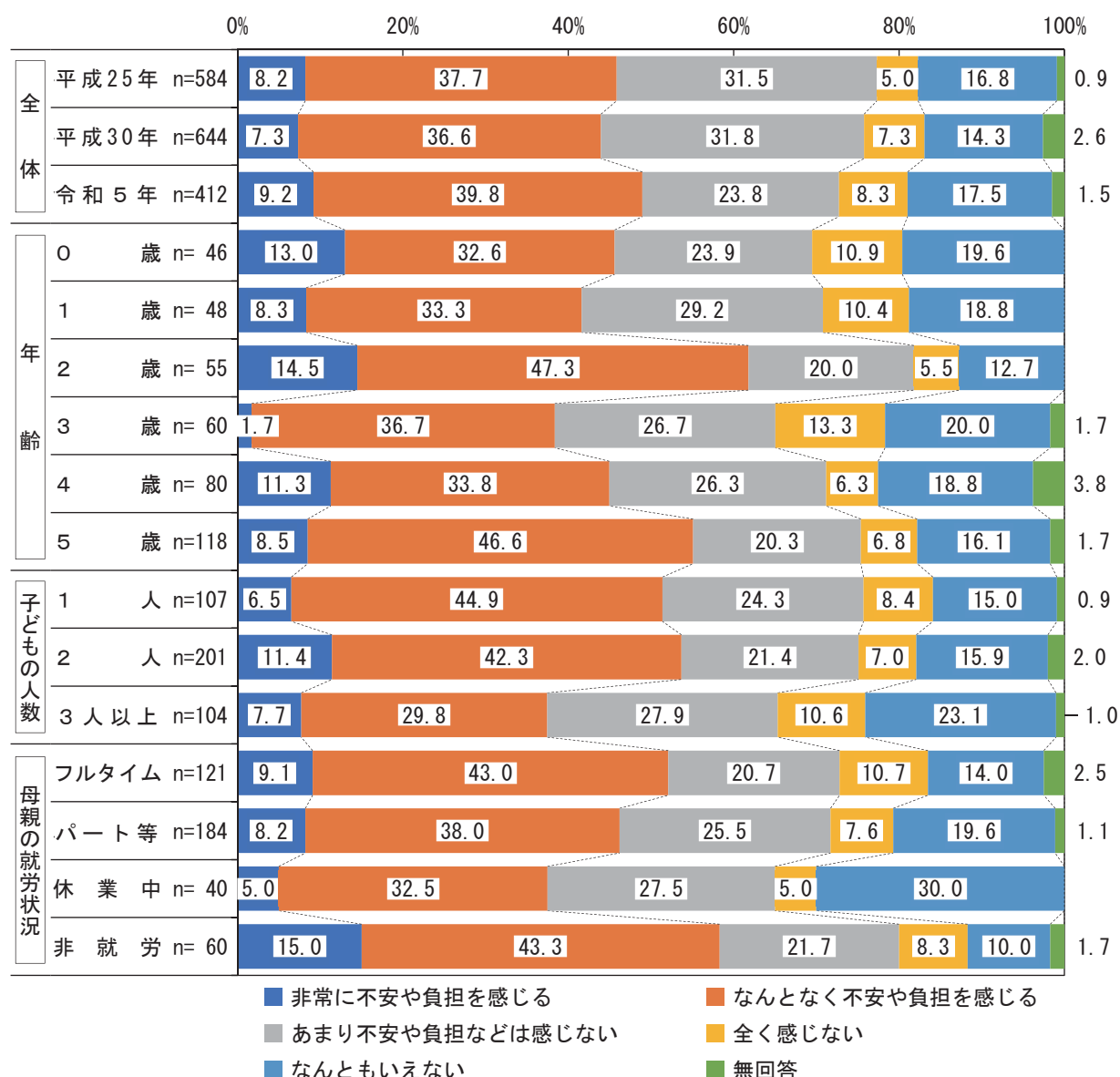
⑦子育てに関する不安感や負担感

子育てに関する不安感や負担感については、「非常に不安や負担を感じる」(9.2%)と「なんとなく不安や負担を感じる」(39.8%)を合計した＜不安や負担を感じる＞が49.0%となっています。＜不安や負担を感じる＞は、平成25年から平成30年にかけては低下した一方、今回の調査と平成30年を比べると5.1ポイント上昇しています。

こどもの年齢別にみると、2歳は＜不安や負担を感じる＞が61.8%と高くなっています。

こどもの人数別に見ると、3人以上は＜不安や負担を感じる＞が37.5%と比較的低くなっています。

図表2-3-1-⑦ 子育てに関する不安感や負担感



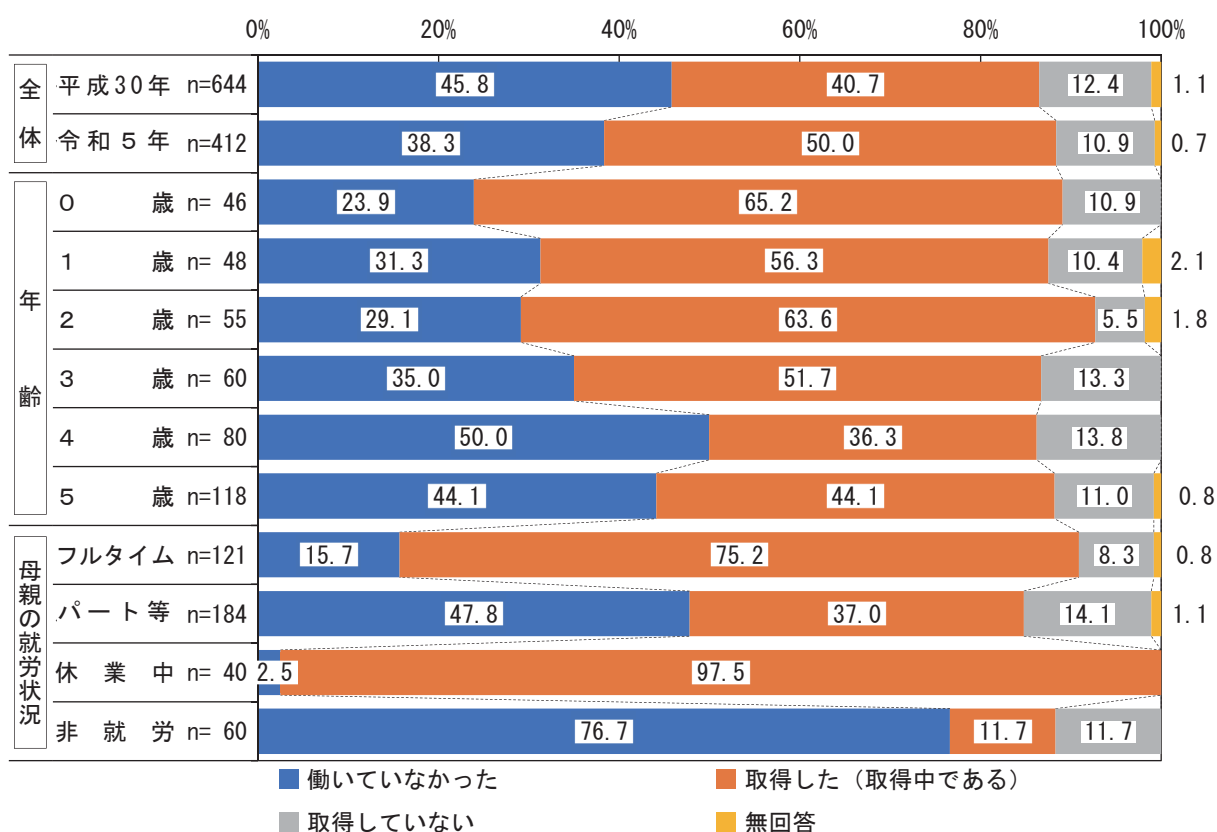
⑧育児休業の取得

育児休業を「取得した（取得中である）」母親は50.0%を占めていますが、こどもの出生時に「働いていなかった」母親が38.3%います。平成30年と比べて「取得した（取得中である）」が9.3ポイント上昇しています。

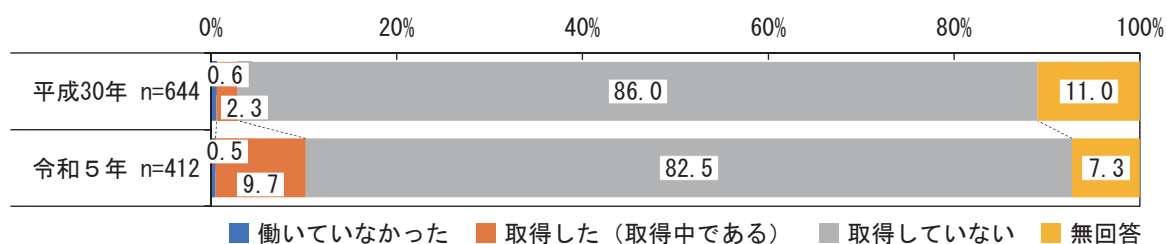
こどもの年齢別にみると、こどもの年齢が低いほど「取得した（取得中である）」が高くなる傾向がみられます。また、母親の就労状況別にみると、フルタイムでは「取得した（取得中である）」は75.2%を占めています（図表2-3-1-⑧(1)）。

育児休業を「取得した（取得中である）」と答えた父親は9.7%で、平成30年に比べて7.4ポイント上昇しています（図表2-3-1-⑧(2)）。

図表2-3-1-⑧(1) 母親の育児休業の取得



図表2-3-1-⑧(2) 父親の育児休業の取得



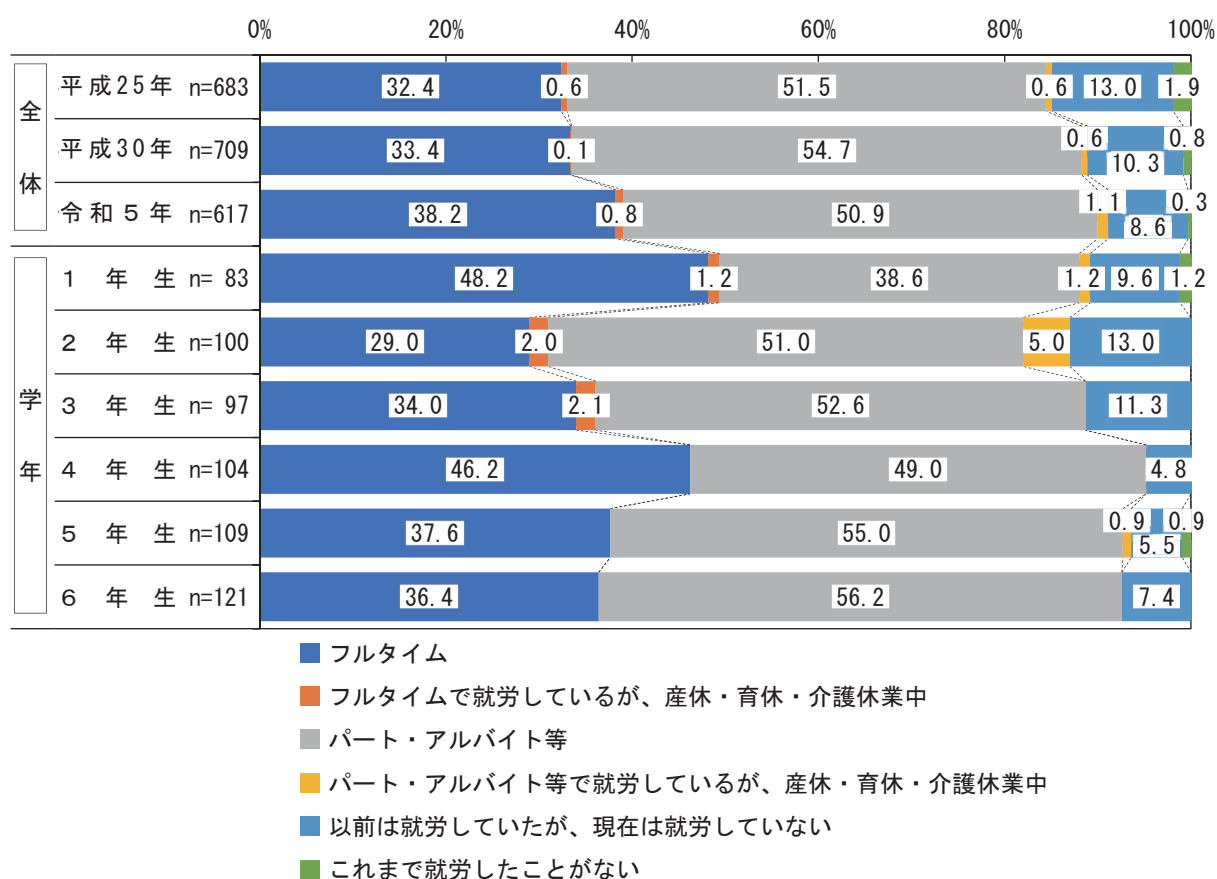
(2) 小学生保護者調査

①母親の就労状況・形態

母親の就労状況は、「パート・アルバイト等」が50.9%と最も高く、次いで「フルタイム」が38.2%などとなっています。産休・育休・介護休業中は、フルタイムとパート・アルバイト等を合わせると1.9%になります。平成25年および平成30年と比べると、「パート・アルバイト等」は低下した一方で、「フルタイム」は高くなっており、働いている母親の割合は上昇を続けています。

こどもの学年別にみると、1年生は「フルタイム」が48.2%と半数程度を占めています。2年生以上では学年が上がるにつれて「フルタイム」が上昇するものの、4年生をピークにその後は低下に転じます。

図表2-3-2-① 母親の就労状況・形態

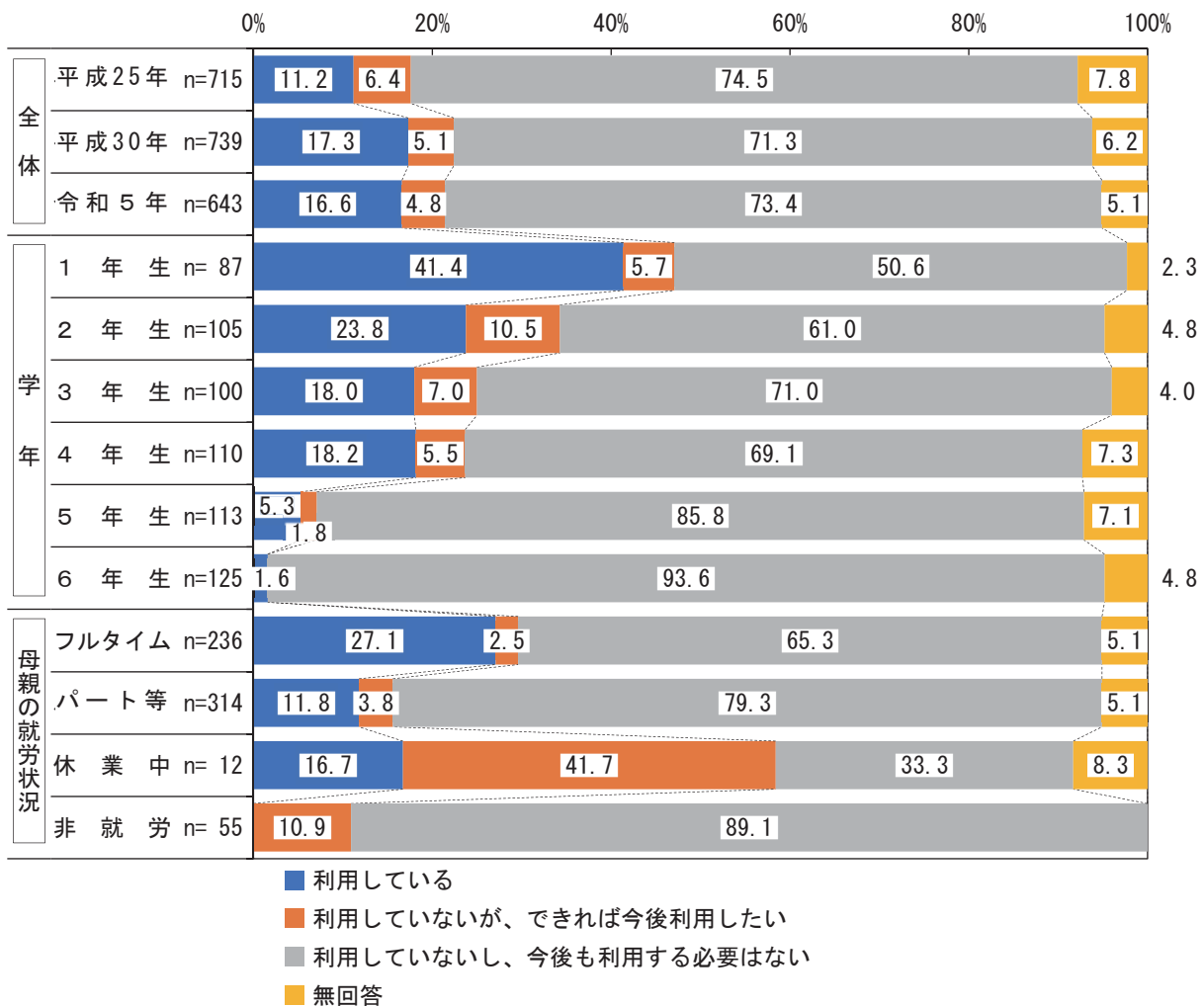


②留守家庭児童教室の利用の有無

留守家庭児童教室の利用率は16.6%と、平成25年と比べて高く、平成30年とほぼ同様となっています。こどもの学年別にみると低学年ほど高い傾向があり、1年生では41.4%が利用しています。母親の就労状況別ではフルタイムが高くなっています。

「利用していないが、できれば今後利用したい」をこどもの学年別にみると、2年生が高くなっています。

図表2-3-2-② 留守家庭児童教室の利用の有無

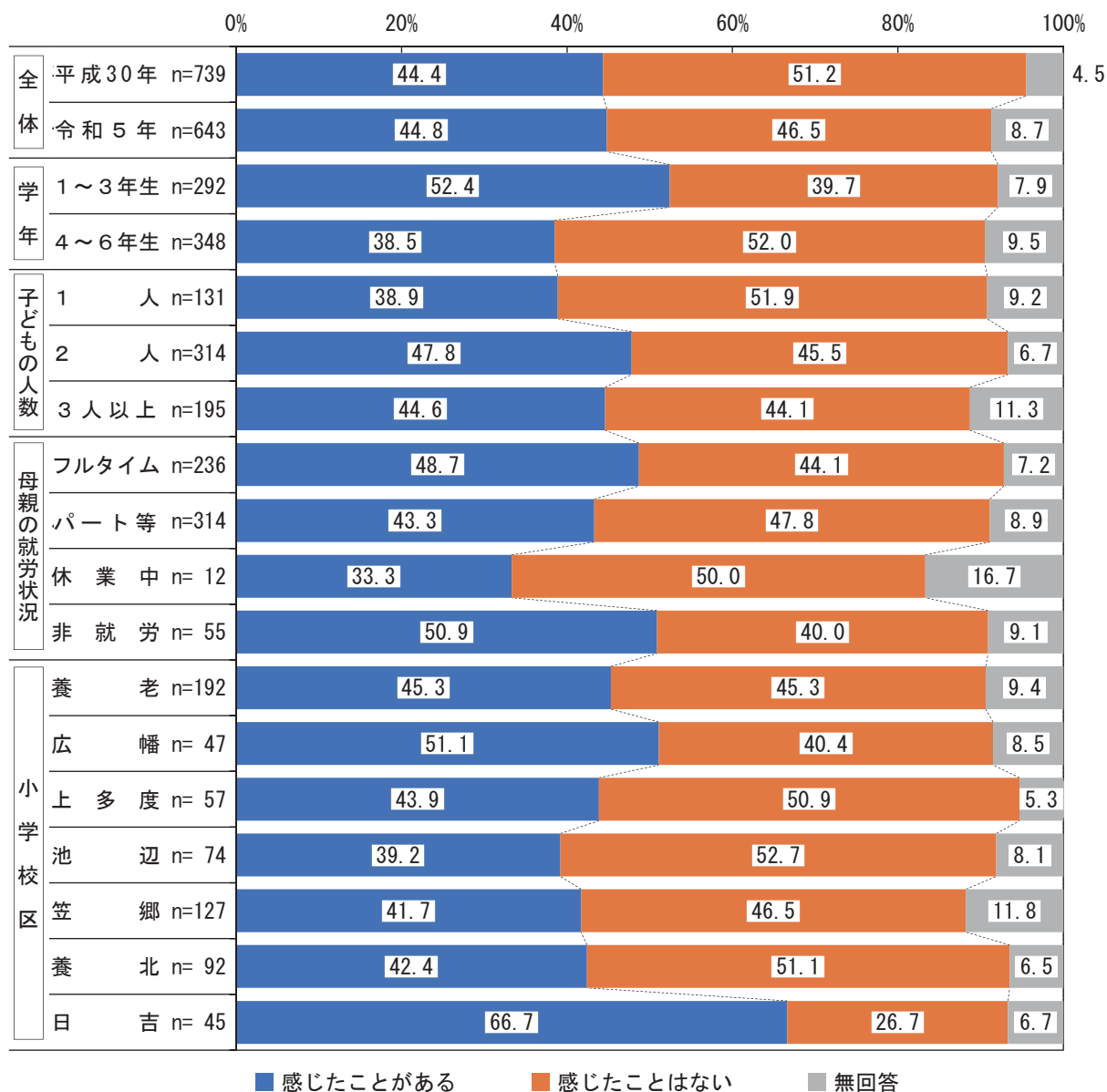


③子育て支援を感じたことがあるか

地域、園、学校、職場、行政の関係施設などにおいて、子育て支援をしてもらっていると「感じたことがある」と答えているのは44.8%で、平成30年と大きな変化はありません。

「感じたことがある」が高いのは、こどもの学年別では1～3年生、こどもの人数別では2人、母親の就労状況別では非就労、小学校区別では日吉です。

図表2-3-2-③ 子育て支援を感じたことがあるか

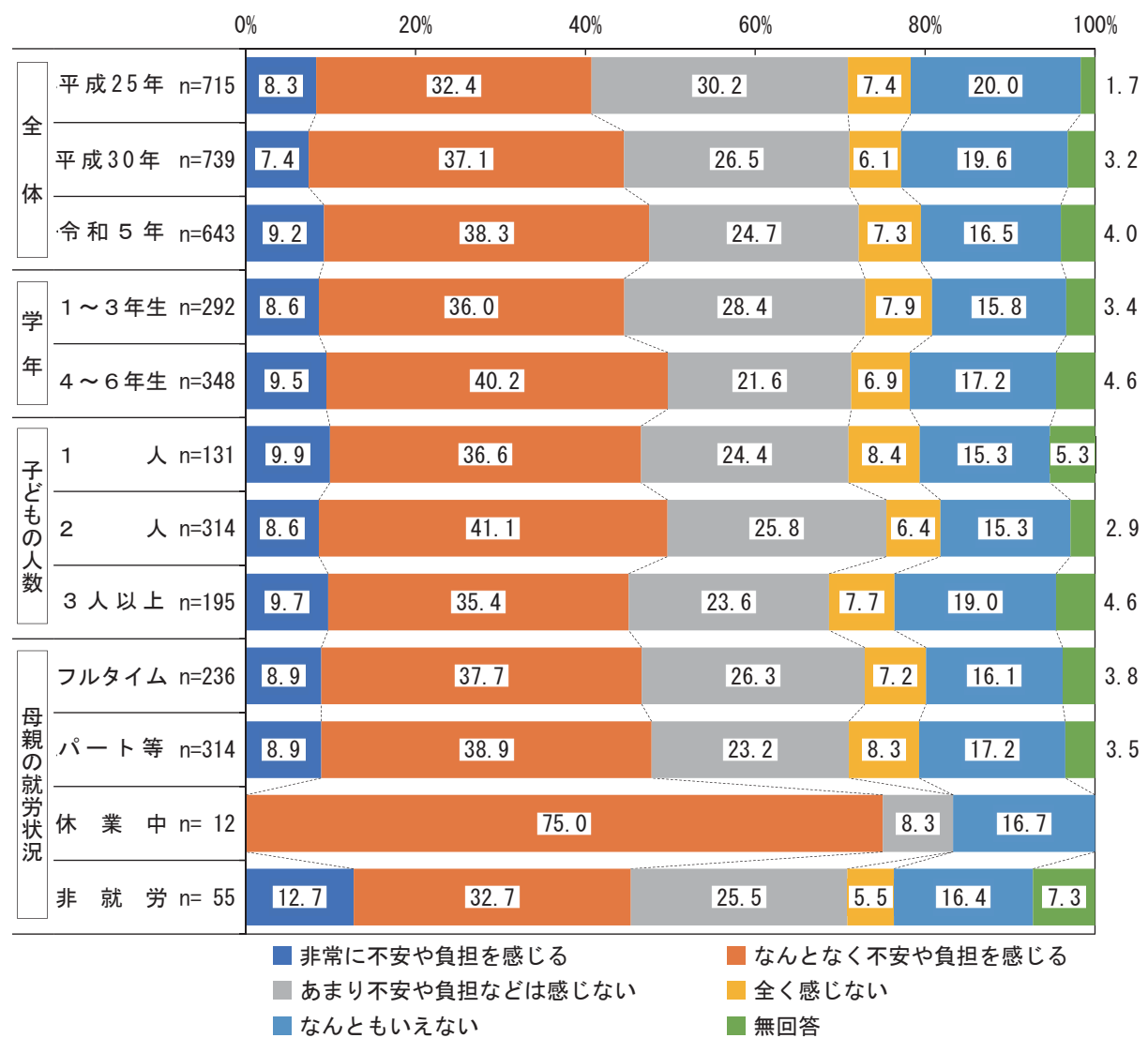


④子育てに関する不安感や負担感

子育てに関する不安感や負担感については、「非常に不安や負担を感じる」(9.2%)と「なんとなく不安や負担を感じる」(38.3%)を合計した＜不安や負担を感じる＞は47.5%、「あまり不安や負担を感じない」(24.7%)と「全く感じない」(7.3%)を合計した＜不安や負担を感じない＞は32.0%となっています。平成25年および平成30年と比べて、＜不安や負担を感じる＞は上昇を続けています。

＜不安や負担を感じる＞は、こどもの学年別では4～6年生、こどもの人数別では2人、母親の就労状況別では休業中を除きパート・アルバイト等が高くなっています。

図表2-3-2-④ 子育てに関する不安感や負担感



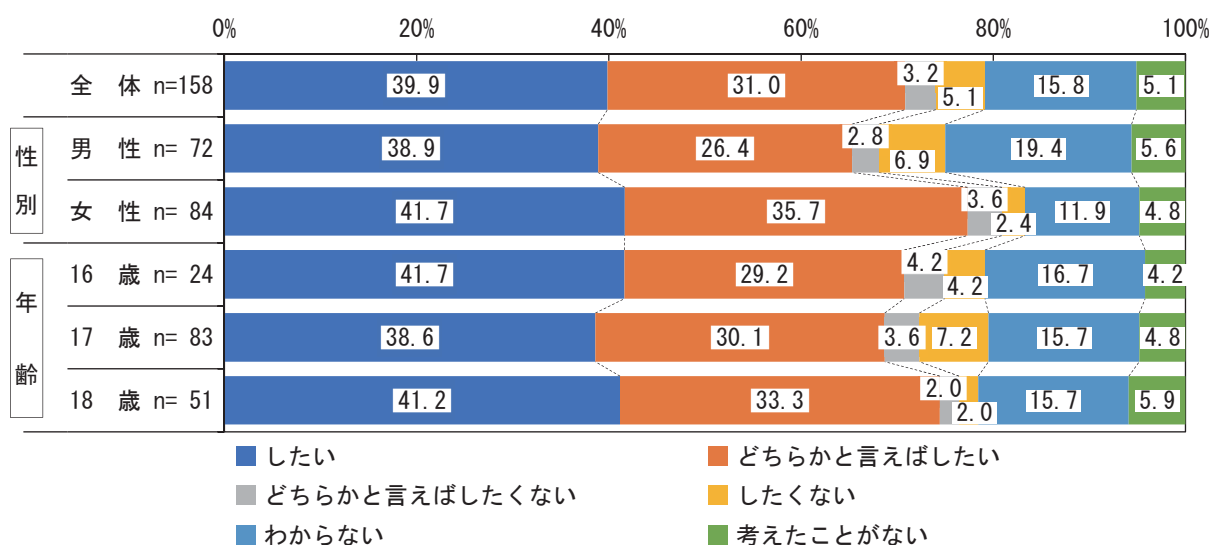
(3) 若者（17・18歳）調査

①結婚願望

将来結婚したいかについては、「したい」（39.9%）と「どちらかと言えばしたい」（31.0%）の合計＜結婚したい＞が70.9%を占めています。「どちらかと言えばしたくない」（3.2%）と「したくない」（5.1%）の合計＜結婚したくない＞は8.3%です。

＜結婚したい＞は、性別では女性、年齢別では18歳が高くなっています。

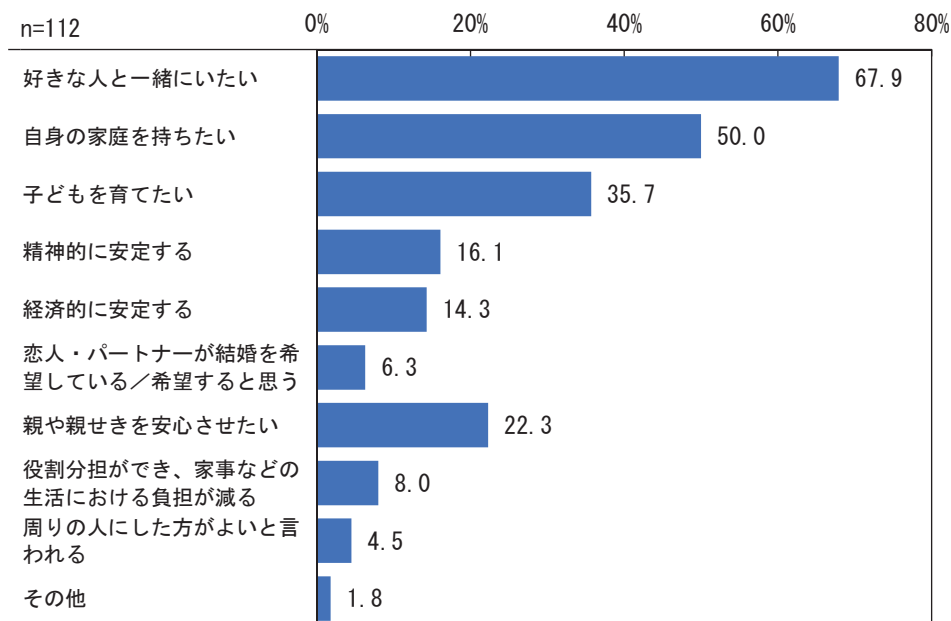
図表2-3-3-① 結婚願望



②結婚する理由

図表2-3-3-①で＜結婚したい＞と答えた人の自分が将来結婚すると思う理由は、「好きな人と一緒にいたい」が67.9%と最も高く、次いで「自身の家庭を持ちたい」が50.0%、「子どもを育てたい」が35.7%などとなっています。

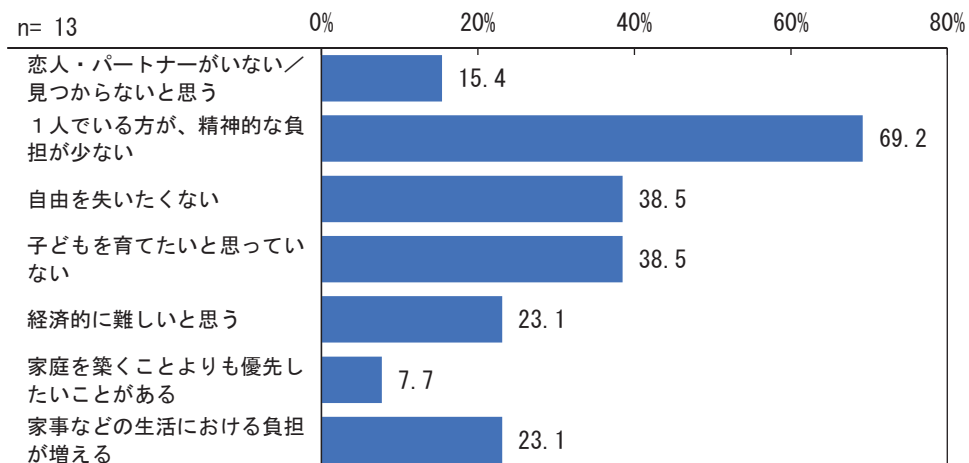
図表2-3-3-② 結婚する理由（複数回答）



③結婚しない理由

図表2-3-3-①で＜結婚したくない＞と答えた人の自分が将来結婚しないと思う理由は、「1人でいる方が、精神的な負担が少ない」が69.2%（9人）と突出して高く、次いで「自由を失いたくない」「子どもを育てたいと思っていない」が38.5%（5人）となっています。

図表2-3-3-③ 結婚しない理由（複数回答）

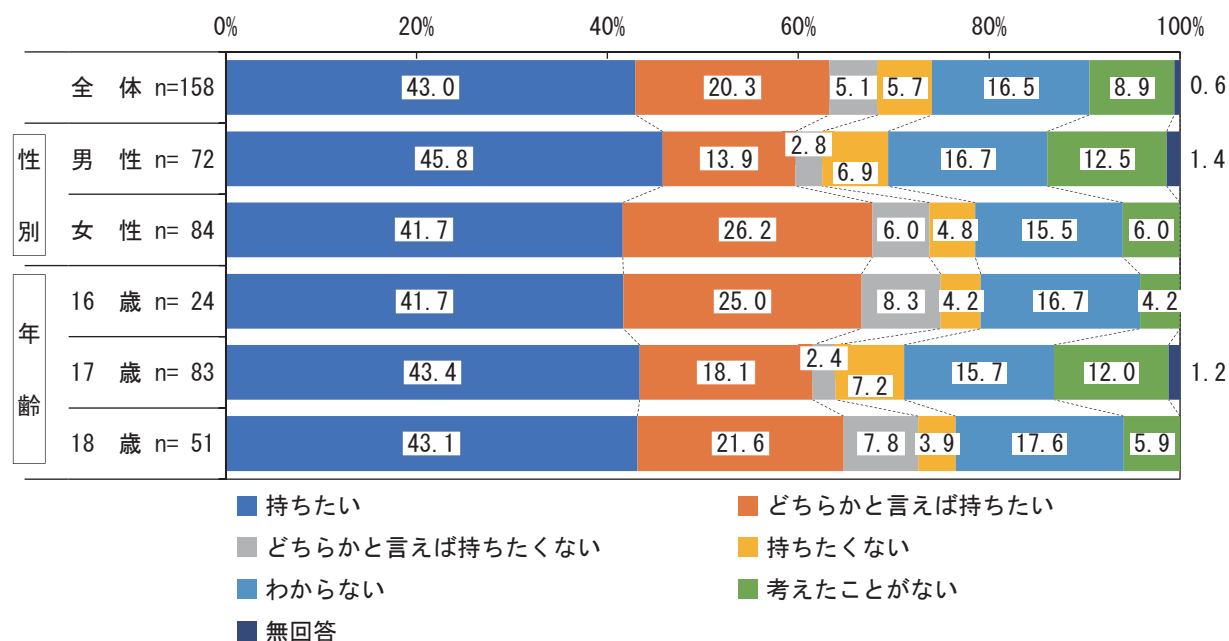


④子どもを持ちたいか

将来子どもを持ちたいと思うかについては、「持ちたい」が43.0%と最も高く、「どちらかと言えば持ちたい」(20.3%)との合計<持ちたい>が63.3%となっています。「どちらかと言えば持ちたくない」(5.1%)と「持ちたくない」(5.7%)の合計<持ちたくない>は10.8%です。

性別にみると、女性は男性と比べて<持ちたい>が高くなっています。

図表2-3-3-④ 子どもを持ちたいか

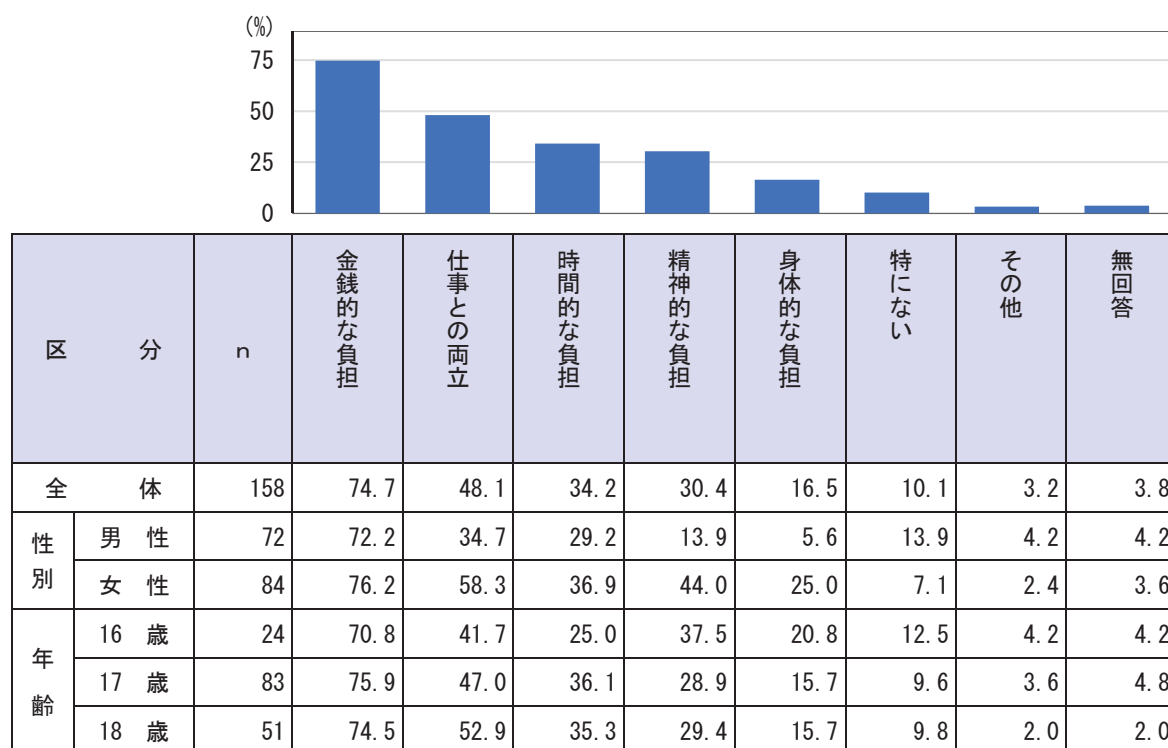


⑤こどもを持つことの負担

将来、こどもを持つ（持ちたくない）と思う理由として、負担（障壁）となると思うものをたずねたところ、「金銭的な負担」が74.7%と突出して高く、次いで「仕事との両立」が48.1%、「時間的な負担」が34.2%などとなっています。

性別にみると、女性は男性と比べて具体的な項目すべてで高くなっており、特に「精神的な負担」および「仕事との両立」は20ポイント以上高くなっています。

図表2-3-3-⑤ こどもを持つことの負担（複数回答）



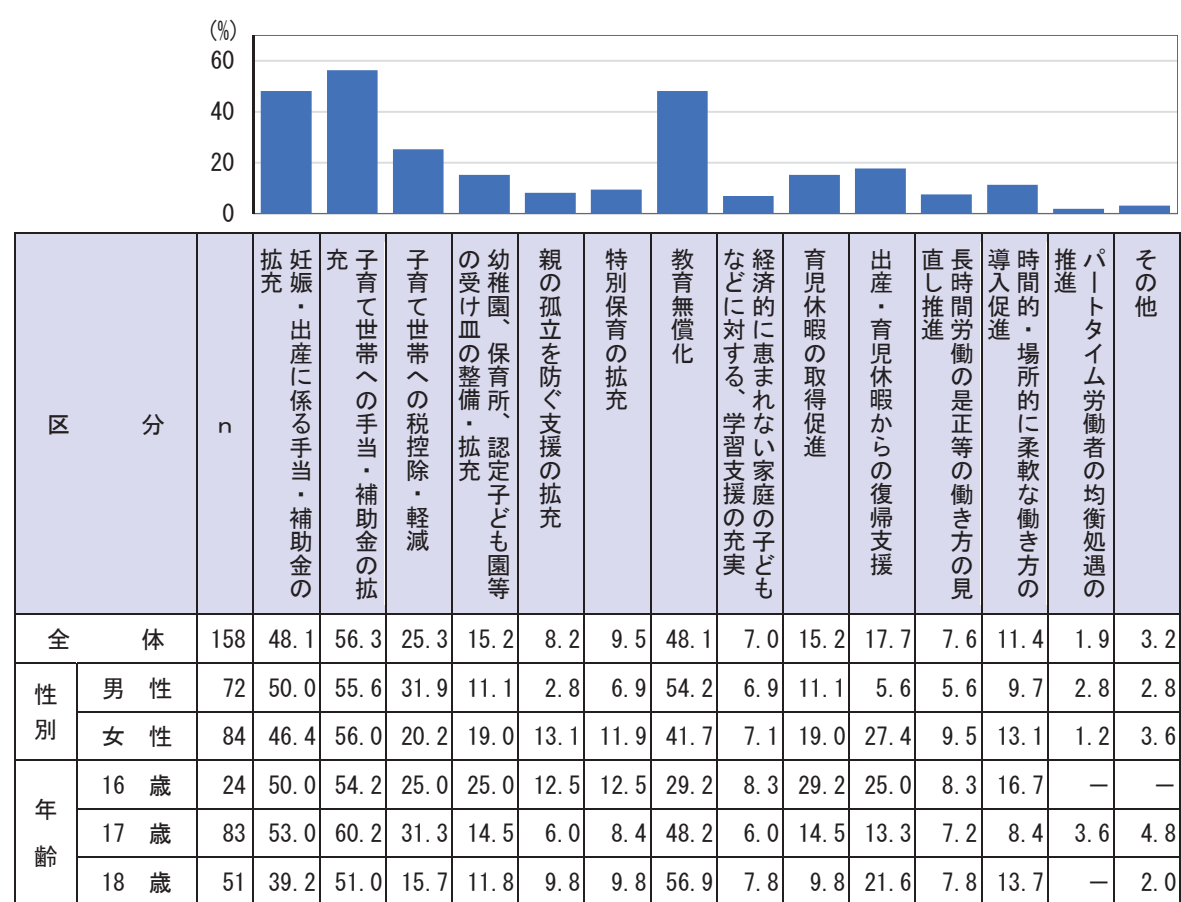
（単位：nは人、他は%）

⑥少子化への対応として実施してほしい政策

少子化への対応として、妊娠・出産・子育てをしやすい社会になるために国・県・町に実施してほしい政策については、「子育て世帯への手当・補助金の拡充」が56.3%と最も高く、次いで「妊娠・出産に係る手当・補助金の拡充」「教育無償化」がそれぞれ48.1%、「子育て世帯への税控除・軽減」が25.3%などとなっており、経済的な政策に関する項目が高くなっています。

性別にみると、女性は男性と比べて「育児休暇の取得促進」や「出産・育児休暇からの復帰支援」などといった、子育てと就労の両立支援に関する項目が高くなっています。

図表2-3-3-⑥ 少子化への対応として実施してほしい政策（3つまで）



(単位：nは人、他は%)

4 こどもの貧困対策に関するヒアリング

計画策定の基礎資料とするため、こどもの貧困対策に関する事業を実施している事業者を対象として、ヒアリングを実施しました。各事業に取り組む中で感じている課題や利用者の傾向、今後必要となる事業展開などについて尋ねました。

(1) 児童心理治療施設 施設長ヒアリング【令和6年10月17日】

児童心理療育施設は、心理的要因により不登校やひきこもり等の状態になったり、日常生活の多岐にわたって生き辛さを感じて、悩んでいるこどもたちに心理療法、生活治療および学校教育による総合的な支援を行うため、入所または通所で利用できる施設です。利用している児童の中には、保護者の収入が低いことが情緒不安定に陥る原因のひとつになるケースもあり、「経済的困難」、「ひとり親家庭」がリスク要因として挙げられます。

過去の調査や事例から、貧困問題と児童虐待の深い結びつきについては、常に指摘されており、経済的に困難な状況にある家庭では、こどもや若者は虐待などの傷つき体験、保護者は養育力の不足など、様々な要因により、悪循環が生まれている場合が少なくありません。人間関係や学習環境などに不利や制約を受け、将来の自立に困難な影響が生じないように、貧困の世代間連鎖を断ち、こどもが未来を切り拓く力をはぐくむことが重要です。

要保護児童対策地域協議会では、困難事例に対処する体制を構築し、不適切な養育を改善し、親子関係を修復し維持するための支援が必要です。こども家庭センターでは、児童虐待を未然に防ぐための活動を強化し、養育上の問題に直面する家庭に対して、相手の心に寄り添った見守りをすることが大切です。また、ご意見として、虐待を未然に防ぐ事業は、国において順次拡充されているが、実際の虐待の相談対応件数は減っていない、相談しやすい環境が整備されている面もあるが、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況も考えられるため、包括的な支援の体制強化が必要ではないか、との提言がありました。自治体では取り組む例が少ない、親子関係の再構築の部分にもっと取り組むことで、町で抱えているケースを良い方向に改善してほしい、との提案もありました。

(2) 子ども食堂を運営する NPO 法人 理事長ヒアリング【令和6年10月19日】

子ども食堂は、特定非営利活動法人（NPO法人）や地域のボランティア団体などが、こどもたちに無料または少額で食事や温かな団らんを提供する場所です。こどもに限らず、地域の方も含めて対象としている場合もあります。

貧困問題を抱える家庭では、常識や文化に触れる機会や学習に取り組む機会が減ることもあります。今後は、学習会と子ども食堂を同時に開催していくことや、ひとり親家庭に優先配布できるような制度、みんなで集まって食事をとり、その後カードゲームなどをして遊ぶ場も検討されていました。また、子ども食堂はもっと増えた方がよい、各地域で実施できればこどもの居場所にもなれるのではないかと、そのために行政の支援がさらに必要ではないかと、との提言がありました。

(3) 社会福祉協議会 事務局長ヒアリング【令和6年10月28日】

社会福祉協議会は、地域福祉の向上に向けてさまざまな活動を行っています。児童福祉事業として、就園前の乳幼児と保護者を支援するため「ひよこハウス子育てサロン」の開催や、その他の事業として、低所得者などのために資金の融資等を実施しています。各事業に取り組む中で、より実効性のある支援につなげていくことが課題であるため、今後の事業展開を模索している状況となっています。低所得者世帯等の生活を改善し自立を促すための貸付制度となる生活福祉資金貸付事業の中で、高等学校や大学等に就学するために必要な経費の貸付の制度周知や利用促進に取り組むことを検討されていました。

5 こども・若者を取り巻く課題

(1) すべての主体が、少子化対策の視点をもつことが必要です

少子化は本町のみならず、全国・岐阜県の多くの自治体が抱える大きな課題です。少子化に起因する人口減少が地域の活力の低下につながっていきます。

若い世代が、いきいきと活躍でき、ゆとりをもって生活し、こどもを産み育てることができる環境をつくりあげていくことが、まずもって重要です。そのため、すべての主体が、少子化対策の視点を常にもって施策の検討・施策の推進にあたっていくことが必要です。

(2) こどもと家庭への切れ目ない支援が必要です

乳幼児期、学童期・思春期、青年期のすべての過程において、こどもや若者、子育て家庭が抱える様々な課題に向き合い、不安や負担を和らげながら、各段階に応じた切れ目ない支援を行っていく必要があります。こどもや子育て家庭の状況に応じた的確な情報提供や相談支援、保育・保健・教育の充実など、こどもとその家庭に対して総合的な支援を提供していくことにより、安心してこどもを産み育てることができ、こどもが健やかに成長できる環境をつくりあげていくことが重要です。

(3) 多様化する保育ニーズへの対応が必要です

児童数が減少する一方で、ニーズ調査によると、母親の就労割合の増加、保育ニーズの多様化が進行するとともに、保育園での利用希望時間の増加など、長時間こどもを預けられる事業に対する需要も高まっています。時間外保育や休日保育、一時預かり事業など、町民生活の変化に対応した多様な保育サービスが求められています。希望する結婚、出産及び子育てを可能とし、子育ての喜びを実感することができる社会をつくる必要があります。

また、仕事と子育ての両立を可能にする保育サービスなど、こども・子育て家庭への支援施策を充実させるとともに、柔軟な働き方を可能とする労働環境の整備など、社会全体でワーク・ライフ・バランスを実現していくことが必要です。

(4) 人材の確保と専門性のさらなる向上が必要です

保育園・認定こども園等において、利用時間の長時間化、特別な配慮を必要とするケースへの対応などを背景として、スタッフの業務負担が増えています。また、各施設における職員の少なさもその大き

な要因の一つとなっています。そのため、専門人材の確保に向けて、組織体制の強化や賃金・労働条件の改善、研修等を通じた職員の専門性のさらなる向上を図り、保育サービスを支える人材の確保・サービス内容の向上を図ることが求められます。

（５）こどもの居場所をつくる必要があります

児童虐待、不登校、いじめ、ひきこもりなど、こどもを取り巻く課題が複雑化・複合化するなか、こどもが安心して過ごすことができる身近な居場所が必要とされています。

母親の就労割合の増加を背景として、留守家庭児童が増加していくなか、多くの学童が利用する留守家庭児童教室や児童館の充実を図るなど、多様な居場所づくりが求められます。

また、ニーズ調査によると、放課後の時間帯（16～18時）の間は「保護者や祖父母等の家族・親族と過ごした」の割合が高く、こどもにとって家庭が最も身近で大切な居場所であると言えます。そのため、各種教室等の充実と併行して、こどもにとって居心地の良い家庭環境を築けるよう支援していくことも重要です。

（６）様々な困難を抱えるこどもと家庭への支援が必要です

貧困、虐待、障がい、不登校、ひきこもり、育児にかかる不安やストレスを抱える家庭など、様々な困難を抱えるこどもとその家庭へはきめ細やかな支援が必要です。特に、社会問題となっている児童虐待は、早期発見・早期対応に加え、未然に発生を防止することが求められます。

困難を抱えるこどもやその家族を捕捉することは難しい面もあり実態がつかめないのが現状です。そのため、前向きに外へ相談できるように、誰もが抱えうる様々な悩みごと・心配ごと・困りごとを気兼ねなく声として出し、本人に寄り添った適切な支援を受けられる体制を構築していくことが求められます。

（７）健やかな成長を促すフィールドの確保と地域社会全体での協働が必要です

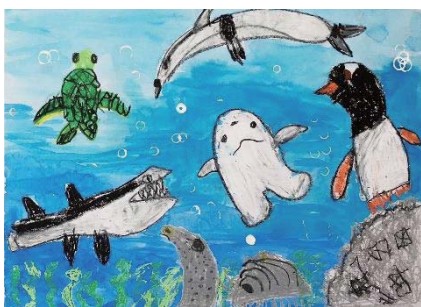
こどもが自ら主体的に学び、学びを通じて成長し、その過程で自立していくことができるよう、一人ひとりが、自分自身を高められる多様な学びの場や体験の機会を保障していくことが重要です。そのため、家庭、学校・園、地域が協力・連携しながら、地域社会全体でこどもが学ぶ環境を整えておくことが求められます。

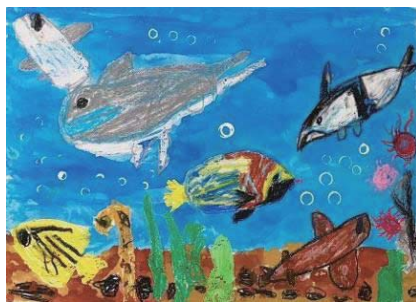
（８）仕事と子育てが両立できる環境づくりが求められます

働く意欲を持つすべての町民が、生きがいを感じながら仕事を続けられるようにし、また、希望する結婚、出産及び子育てをも可能とし、子育ての喜びを実感することができる社会をつくる必要があります。そのためには、仕事と子育ての両立を可能にする保育サービスなど、こども・子育て家庭への支援施策を充実させるとともに、柔軟な働き方を可能とする労働環境の整備など、社会全体でワーク・ライフ・バランスを実現していく必要があります。

（９）安心・安全の確保が重要です

こどもが事故や犯罪に巻き込まれるケースが増えています。また、ニーズ調査の若者調査（17・18歳）によると、「身に覚えのない料金を請求された」、「ネットショッピングで詐欺にあった」などの声もあり、インターネット空間で危ない目に会うケースも見受けられます。こどもが安全で健やかに過ごすことができよう、地域が一体となって事故や犯罪を防ぎ、インターネット空間での被害が起こりにくい環境・起こさない環境づくりに取り組んでいくことが求められます。







第3章

こども施策の推進

第3章 こども施策の推進

1 基本理念

みんなではぐくむ こどもまんなか養老

「こども基本法」および「こども大綱」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指しており、こどもや若者の声を取り入れながら進めていくことが明記されています。

これからの地域社会を担っていくこどもや若者が、自分の生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって豊かで幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り組むことが重要です。

このような状況に対応していくため、本計画では、基本理念を「こども計画」および「こども大綱」に寄り添わせ、「みんなではぐくむ こどもまんなか養老」と改めます。そして、こどもが個人として尊重され、地域全体でこどもや子育て家庭への理解を深め支援し、安全で安心して子育てができる環境を整えるとともに、すべてのこどもや若者が心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができ、すべての人がこどもと一緒に元気になるまち、「こどもまんなか社会」の実現をめざします。

【参考】こども大綱における基本的な方針

1. こども・若者を権利の主体として認識し、人格・個性を尊重し、権利を保障し、最善の利益を図る。
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
4. 貧困と格差の解消を図り、こども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、結婚、子育てに関する希望の形成に取り組む。
6. 関係部署、関係団体等との連携を重視する

2 SDGs の視点

2017（平成 27）年の国連サミットで採択された“地球上の誰一人として取り残さない”を基本理念とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」は、2030（令和 12）年までに持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（開発目標）と 169 のターゲットが掲げられています。

その理念は「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国も含め、すべての国や関係者の役割を重視し、経済・社会環境をめぐる課題に総合的に取り組むこととして合意されたものです。



本計画は、1、3、4、8、10、11、16 の目標に資するものと考えられます。

1	貧困をなくそう
3	すべての人に健康と福祉を
4	質の高い教育をみんなに
8	働きがいも経済成長も
10	人や国の不平等をなくそう
11	住み続けられるまちづくりを
16	平和と公正をすべての人に

3 施策体系

基本理念「みんなではぐくむ こどもまんなか養老」の実現に向け、4つの基本目標に沿って、各般に渡る施策を推進していきます。

基本理念	みんなではぐくむ こどもまんなか養老
------	--------------------



基本目標1 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

基本施策1	母親の妊娠期～乳幼児期の支援	・母子保健の推進 ・多胎児への支援 ・幼児教育・保育サービス ・一時的な預かりサービスの充実 ・親子が集える場・相談できる場の提供
基本施策2	学童期・思春期の支援	・教育の充実・推進 ・留守家庭児童対策の推進 ・健康づくり・食育
基本施策3	青年期の支援	・青少年育成 ・結婚支援
基本施策4	ライフステージ全般の支援	・文化・スポーツ活動の推進 ・交流の場・機会づくり ・活躍の機会づくり ・健康づくり ・防犯・交通安全・防災の推進 ・ひきこもり対策 ・自殺対策

基本目標2 困難な状況にあるこどもへの支援の充実

基本施策5	障がい児・医療的ケア児等への支援
基本施策6	児童虐待防止対策と社会的養護の推進
基本施策7	貧困対策とひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援

基本目標3 子育て当事者への支援の充実

基本施策8	子育てに関する経済的負担の軽減
基本施策9	職業生活と家庭生活の調和

基本目標4 社会全体で支援する環境の構築

基本施策10	子育て意識の醸成
基本施策11	こども・若者の意見反映とこども施策の推進基盤づくり

4 基本計画

基本目標1 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実



母親の妊娠期をはじめとして、乳幼児期、学童期・思春期、青年期、そして壮年期、高齢期とこどものライフステージは展開されます。ライフステージの移行は、制度の移行時期でもあり、特にこどもの生涯にわたる人格形成の基礎を築く乳幼児期、学童期・思春期、青年期は、その移行時期において、支援が途切れず重層的なものとなるように切れ目のない支援を講じていくことが求められます。本町においても、こどもが自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで切れ目なく支えていきます。

基本施策1 母親の妊娠期～乳幼児期の支援

《母子保健の推進》

1	■女性の健康診査の推進 健やかな妊娠と安全な分娩のため、貧血、妊娠高血圧症候群などの早期発見と胎児の発育確認を行う妊婦健康診査は重要となります。健診費用助成の検査内容の充実を図るとともに、里帰り分娩などで県外医療機関・助産所において妊婦健康診査を受診する人への助成を行います。また、母子健康手帳交付時等において健診の受診勧奨を行い、未受診者に対しては訪問指導等を実施します。	保健センター
2	■両親学級等の充実 マタニティ教室等において、妊娠中の身体の変化、胎児の成長、子育て等について正しい知識の普及啓発を行います。また、パパママ教室において、父親が育児について学ぶ機会を設けます。	保健センター
3	■不妊相談への支援 不妊の悩みをもつ人に対して、不妊治療やその助成制度などについて情報提供を行います。	保健センター
4	■産後うつ病の予防 乳幼児健康診査、育児相談、訪問事業などを通じて、支援が必要な妊産婦に対して、妊娠期、出産後早期の相談支援を行い、必要な支援につなぐなど、産後うつ病の早期発見、対応に努めます。	保健センター
5	■乳幼児健康診査の充実 病気の早期発見や発達の確認を行うとともに、安心して子育てできるよう相談、指導を行い、子育て支援を行います。また、乳幼児健診未受診者への受診勧奨を行い、子どもの状況確認を確実にを行います。	保健センター
6	■乳幼児相談や教室の充実 乳幼児相談、健康診査時の相談・保健指導については、保健師、栄養士、歯科衛生士が実施します。親子の心の健康を重視した相談体制とするとともに、ゆっくり相談ができる環境の整備に努めます。	保健センター

7	■母子健康手帳の交付	保健センター
	保健師が妊婦と面談を行い、生活環境や心配事の有無について確認を行います。また妊婦健康診査等、妊娠期から利用できる事業についての説明を行います。産後の事業や健診についても説明することで、妊娠中から産後の生活に見通しが持てるよう、努めます。	
8	■産後ケア	保健センター
	産後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう努めます。	
9	■妊婦教室	保健センター
	マタニティ教室では、妊娠中の身体の変化、胎児の成長、食生活を含め妊娠中に気をつけること等について説明し、正しい知識の普及啓発を行います。また出産のDVDを視聴することで出産のイメージが持てるよう努めます。	
10	■妊婦歯科健診	保健センター
	母子健康手帳交付時に妊娠中はホルモンバランスの変化等からむし歯になりやすいこと、重度の歯周病は早産や低出生体重児の原因になり得ることを説明し、健診の受診勧奨を行います。	
11	■乳児家庭全戸訪問の推進	保健センター
	保健師により、生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、子育て相談、子育て情報の提供、養育環境の把握等を行います。支援が必要な家庭に対しては養育支援訪問事業等につなげていきます。	
12	■養育支援訪問事業の推進	保健センター
	乳児家庭全戸訪問や健康診査、または関係機関からの連絡等により把握された、極度の育児不安がある保護者や定期的に見守りが必要な家庭を対象として、保健師等による養育に関する助言、指導等を行い、適切な養育が行われるよう支援し、虐待の予防的支援などを行います。	
13	■ブックスタート	図書館
	10か月児健康診査に参加した親子を対象に、絵本の楽しさ、読み聞かせによる乳児の発達に寄与し、良好な親子の絆づくりの大切さなどを伝えていきます。	
14	■小児医療の充実	保健センター
	休日在宅当番医制運営事業を実施し、休日における急病患者的の医療確保体制の充実に努めます。 休日や夜間の急な病気やケガの際に、家庭での対処方法や医療機関を受診すべきかどうかについて相談できる子ども医療電話相談「#8000」、休日・夜間に診療可能な病院・診療所の情報を得ることができる「ぎふ救急ネット」、小児の救急外来の受診の目安を保護者にwebで提供する「ONLINE こどもの救急」等についてPRを行います。	
15	■救急医療の知識の普及	子ども課 教育総務課 消防署
	人工呼吸、応急処置等に関する知識の普及に努めます。保育園・こども園、小中学校において救急法・普通救命講習を実施します。	
16	■予防接種の推進	保健センター
	乳幼児健康診査、訪問指導などの機会を通して、予防接種の知識の普及に努めます。	

17	■フッ化物洗口の実施	子ども課 教育総務課
	保育園・こども園の5歳児クラス及び小中学校において、歯科保健活動の一環として、むし歯予防のためフッ化物洗口を実施します。	
18	■離乳食学級の開催	保健センター
	離乳食の進め方や調理方法を学び、不安なく離乳食を進められるよう、離乳期乳児の保護者を対象として離乳食学級を開催します。	
19	■生きることの促進要因への支援	保健センター
	乳児家庭全戸訪問時にエジンバラ産後うつ病質問票を用いて母親の産後うつリスクについて評価します。リスクが高い母親に対し、養育支援訪問事業の実施や産後ケア事業の照会、状況によっては精神科の受診勧奨等を行います。	

《多胎児への支援》

20	■多胎児への継続的な支援	保健センター
	保健師等の訪問指導、多胎育児経験者を中心とした集りである「ぎふ多胎ネット」の情報提供など、妊娠期からこどもや保護者の状況に応じた切れ目のない支援を行います。	

《幼児教育・保育サービス》

21	■教育・保育内容の充実	子ども課
	保育園・こども園を通じた幼児教育・保育全体の質の向上を図るため、職員の研修の充実、人材の確保を図ります。また、各園が特色ある保育の充実に取り組みます。	
22	■幼児教育・保育サービスの確保	子ども課
	こども数は減少傾向にありますが、0～2歳児の利用意向は高くなることが予測されることから、ニーズに対応できるよう体制の確保を図ります。	
23	■公立こども園の民間への移行検討	子ども課
	公立こども園の数の見直しなどを実施し、民間への移行についても検討していきます。	
24	■認定こども園の整備	子ども課
	保護者の就労状況等に関わらず、就学前の教育・保育が一体的に利用できる認定こども園の整備及び私立保育園からの移行を促進していきます。	
25	■認定こども園の環境改善	子ども課
	教育・保育環境の向上のため、令和6年度に養老こども園電気設備更新及び調理室空調新設工事及び広幡こども園保育室（にじ組）空調機更新工事を実施しました。今後は、公立こども園の園舎・園庭の施設整備（空調、園児玄関、園児通路、照度強化のためのLED化、屋根の防水・塗装などの大規模改修に伴う調査など）を実施します。	
26	■自然体験保育	子ども課
	園外保育を通じた地域の自然とのふれあいを推進します。	

《一時的な預かりサービスの充実》

27	■延長保育の推進	子ども課
	住民のニーズに合わせ、11時間を超える延長保育を実施します。	
28	■休日保育	子ども課
	保護者の勤務形態の多様化に伴う日曜・休日の保育ニーズに応えられるよう、休日保育の実施について検討します。	

29	■一時預かりの推進 町内すべての保育園、こども園で未就園児の一時預かり事業を実施します。	子ども課
30	■病児・病後児保育の推進 町内の施設において、病児・病後児保育事業を実施します。また、他市町と協定を結び、施設の広域利用も実施します。	子ども課
31	■子育て短期支援事業の推進 家庭の事情等により児童の養育が一時的に困難となった場合に、宿泊で預かる子育て短期支援事業（ショートステイ）を施設に委託して実施します。	子ども課
32	■ファミリー・サポート・センター事業の推進 町内の施設でファミリー・サポート・センターを開設し、相互援助活動の取り組みとしてこどもの預かりや送迎を実施します。また、預かり手を増やすためのサポート会員養成講座を実施します。	子ども課

《親子が集える場・相談できる場の提供》

33	■地域子育て支援拠点事業の推進 町内の保育園や公共施設で地域子育て支援センターを開設します。また、他事業との連携や新たな拠点についても検討し、子育て支援の充実を図ります。	子ども課
34	■園庭の開放 保育園・こども園の園庭開放を実施するとともに、取り組みの周知を図ります。	子ども課
35	■児童館の充実 児童館のイベント等の情報提供を図り利用を促進します。また、保護者同士の交流、相談の場を目的とする子育てカフェを開催します。また、福祉センターにおいて、地元ボランティアグループがこども食堂を開催するにあたり、児童館が支援することで、子どもの居場所づくりを推進します。	子ども課 福祉センター
36	■総合的な相談体制の充実 関係機関とのネットワークを構築し、こどもの発達段階に合わせ、途切れなく相談に対応していきます。	健康福祉課 子ども課 教育総務課 保健センター そよかぜ教室
37	■ようろうっこの利用促進 子育て応援 Web サイト「ようろうっこ」の充実を図るとともに、妊娠・出産・育児（健診、育児相談、予防接種、各教室）の情報がスマートフォンからタイムリーに得られる子育て支援アプリ「ようろうっこ」について周知を図り、いっそうの活用を促進します。	子ども課 保健センター
38	■園外保育時の地域住民との日常的なふれあい 町民運動会や公民館祭り、地域の盆踊りへの参加を通じた交流を進めます。	子ども課 生涯学習課

基本施策2 学童期・思春期の支援

《教育の充実・推進》

39	■学校のあり方の検討	教育総務課
	児童数の推移を踏まえ、将来を展望した学校のあり方について検討し、より良い教育環境の構築と質の高い学校教育の実現を目指します。	
40	■人権教育・福祉教育の充実	子ども課 教育総務課 生涯学習課
	保育園・こども園、小中学校において「よさみつけ」を行い、自己肯定感を育成するとともに、学校教育を通して人権尊重の精神を培い、様々な人権問題への認識を深め、差別をなくす実践的態度を身につける人間の育成に努めます。 教職員の人権感覚を磨く研修を行い、部落差別（同和問題）とともに様々な人権問題の認識を深め、差別をしない、差別を許さない心を育み、差別をなくす実践的な態度を身につけた人権教育を進めます。 福祉教育はこどもの意識を大きく変えることから、引き続き総合的な学習の時間などにおいて、保育体験、社会福祉施設等での障がいのある児童や高齢者との交流などを実施するとともに、地域で福祉活動を行っている人を講師として招くなどして、福祉の心を育んでいきます。また、教職員の人権感覚を磨く研修を行ったり、福祉についての理解を高めたりして、指導力の向上を図ります。	
41	■いじめや不登校などへの対応	教育総務課
	不登校などの学校不適応については、臨床心理士などの専門家を招いて行う教育相談、スクールカウンセラー、スクール相談員、ほほえみ相談員等による相談体制の充実に努めるとともに、スクールカウンセラーによる担任教員へのアドバイスなど、学校全体で問題解決に向けて支援する体制を築きます。 また、不登校児童生徒を対象とした適応指導教室を開設し、不登校児童生徒のひきこもり防止や学校復帰の支援の場としています。悩みを抱える保護者に対して教育相談も行っています。	
42	■児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育の実施	教育総務課 保健センター
	町内小中学校において、命の大切さを実感できる教育だけにとどまらず、社会で直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（ＳＯＳの出し方に関する教育）を実施します。同時に、周囲の大人がこどものＳＯＳに気づく感度を高めるための啓発活動を推進します。	
43	■インクルーシブの概念の浸透とインクルーシブ教育の推進	教育総務課
	経験を広げ、社会性を育み、好ましい人間関係を構築するため、交流及び共同学習を意図的、計画的に行い、インクルーシブ教育の推進に努めます。	
44	■合理的配慮の提供	子ども課 教育総務課
	児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援、施設のバリアフリー化など合理的配慮の提供を図ります。	
45	■学校保健の充実	教育総務課
	運動に親しみ、心身ともに健康で安全な生活を営む態度を育てる指導の充実を図ります。また、学校や家庭、地域の連携により健康で安全な生活確立させます。	

46	■性・薬物乱用防止・喫煙防止にかかる指導	子ども課 教育総務課 生涯学習課
	学齢に応じて、性に関する指導や薬物乱用防止教室、喫煙防止指導を実施します。養護教諭や栄養教諭による個別健康相談を実施し、心身の健康についての振り返りや生活習慣の確立を推進します。	
47	■PTA、子ども会育成協議会のあり方についての検討	生涯学習課
	こども数の減少が著しい地区があることから、複数単位での実施、保護者以外の地域住民の協力など、こどもと保護者に過度の負担とならないよう、活動内容や体制について検討します。	
48	■高齢者との交流事業	子ども課 教育総務課
	高齢者施設等での交流を通し、高齢者福祉と自分の関わりを考え、共に生きる社会の実現に向けて努力することができる人間の育成を目指します。 七夕会や敬老会などの園行事や地域事業を通した高齢者とのふれあいを推進します。	
49	■地域住民との交流事業	子ども課 教育総務課
	地域参観の実施や地域活動への参加等、家庭と地域との連携を図り、地域ぐるみの教育を推進します。 菜園での野菜作り等の活動を通じて、地域のボランティアの方との交流を実施します。	

《留守家庭児童対策の推進》

50	■留守家庭児童教室の充実	教育総務課
	利用対象を小学1年生から小学6年生までとし、実施します。教室の再整備や指導員の面でさらなる充実に努めます。	
51	■留守家庭児童教室の障がい児の受け入れ	教育総務課
	実施施設のバリアフリー化、職員の専門性の向上を図り、障がい児の受け入れを実施していきます。	
52	■放課後子ども教室の推進	教育総務課
	放課後子ども教室のニーズを把握しながら、実施について検討します。	

《健康づくり・食育》

53	■給食を通じた食育の推進	子ども課 教育総務課
	給食に地域の食材、献立を採り入れるなど、保育園・こども園、小中学校の給食を生きた教材として活用し、食についての関心を高め、正しい食習慣を身につける食育を推進していきます。肥満、やせ、食物アレルギーなど、食に起因する健康問題については、個々のこどもに応じたきめ細かな助言を行っていきます。また、毎月給食だよりを発行し、保護者への情報提供、啓発を推進します。 小中学校では、「お弁当の日」を実施し、健康・栄養面での食に対する理解を深めるとともに、食に関わる仕事への感謝の心をもつことで、主体的に食に関わっていこうとする実践的な態度の育成を目指します。	
54	■栽培・収穫から調理までの体験学習の実施	子ども課 教育総務課
	保育園・こども園、小中学校において、地域の協力を得ながら、野菜の栽培から収穫までを経験する体験的学習などの機会を提供し、食への関心を高めていきます。	

基本施策3	青年期の支援
-------	--------

《青少年育成》

55	■青少年育成事業	教育総務課 生涯学習課
	青少年が健全な心と体を育て成長できるよう、青少年をとりまく諸問題に関する相談の充実などを進めます。また、いじめや不登校など、学校における問題解決に注力します。	
56	■MS リーダーズ、MSJ リーダーズによる街頭啓発活動	生涯学習課
	強調月間に合わせ、中学校、高校からボランティアを募り、地域の商業施設にてチラシを配ることで、街頭啓発活動を通して青少年育成を推進します。	

《結婚支援》

57	■婚活支援の充実	子ども課
	結婚を目的とした出会いのきっかけづくりとして、婚活イベントを開催します。また、経済的な理由で結婚に踏み出せないカップルを支えるため、新婚世帯が新たに町内で生活を始めるための住宅費等を補助します。	
58	■婚活サポーター制度の推進	子ども課
	独身者の引き合わせやマリサボ相談室の開催など地域のネットワークを活かして町民の婚活を支援する婚活サポーター制度を継続します。	

基本施策4	ライスステージ全般の支援
-------	--------------

《文化・スポーツ活動の推進》

59	■養老スポーツクラブの充実	生涯学習課
	養老スポーツクラブの親子向けプログラム等を拡充して会員の増大を図り、こどもから高齢者までの、生涯にわたるスポーツ、健康、仲間づくりを推進します。	
60	■スポーツ教室の開催	生涯学習課
	養老スポーツクラブと連携して、テニス、卓球、親子向けの種目など乳幼児から各年齢層に応じたスポーツ教室を開催します。	
61	■スポーツ指導者の育成・発掘	生涯学習課
	地域スポーツの推進を図るため、指導者研修の充実を図ります。また、地域に潜在している指導者の発掘に努め、協力を働きかけていきます。	
62	■文化活動の推進	生涯学習課
	こどもの時から芸術文化に触れたり、活動したりする地域子ども文化活動を推進します。郷土芸能の育成、文化団体への助成などを推進していきます。	
63	■講座・イベント等の充実	生涯学習課 (中央公民館)
	こどもや子育て世代を対象にした講座・イベントの充実を図ります。	

《交流の場・機会づくり》

64	■子どもの遊び場整備事業	子ども課
	こどもたちが安心して安全に遊ぶよう、地域の遊び場の整備に要する経費に対し「養老町子どもの遊び場整備補助金」を交付します。	
65	■三世代交流の推進	子ども課
	地域自治町民会議の取り組みに協力し、保育園、こども園に地域住民や園児の祖父母などを招き、三世代交流を行います。また、地域の通所介護施設等に園児が出向き、プレゼントを渡すなど交流事業を実施します。	

《活躍の機会づくり》

66	■ボランティア活動	生涯学習課
	MS リーダーズ、MSJ リーダーズにおいて、駅のごみ拾いなど、活躍の場づくりの推進に努めます。	

《健康づくり》

67	■「健康ようろう 21」による施策の普及啓発	保健センター
	乳幼児期から高齢者までの健康を切れ目なく支えるため、食生活、運動、歯の健康の保持とその他生活習慣に関する正しい知識の普及などの取組みを進めます。	

《防犯・交通安全・防災の推進》

68	■学校等における防犯対策の推進	子ども課 教育総務課
	学校においては安全計画に基づき、園においては防犯マニュアルを作成し、防犯対策を推進します。具体的には、学校、園において、不審者への対応を学ぶ防犯教室、訓練の開催、通報システムの整備、安全器具などの充実を図ります。	
69	■子ども 110 番の家の推進	教育総務課 生涯学習課
	学校、地域等が連携して、こどもを危険から守る「子ども 110 番の家」の推進を図ります。各校区で安全マップを作成し、緊急避難場所としての存在を P R し、こどもに関わる犯罪の抑制に努めます。	
70	■防犯灯などの整備	建設課 教育総務課
	区が設置する街路灯の電気代負担を実施します。また、集落から離れた通学路に区で設置する防犯灯に対し補助金を交付する制度について P R し、防犯灯等の整備を促進します。	
71	■通学路等の危険箇所の点検	子ども課 建設課 教育総務課
	通学路、園児が日常的に集団で移動する経路について危険箇所の点検を行い、歩道、ガードレールの整備など必要な改善を行います。信号機、横断歩道などの危険箇所への整備については警察と協議し、公安委員会に要望していきます。また、校区の危険マップを作成し、こども・保護者へ危険箇所の確認を行います。	
72	■公共施設のユニバーサルデザイン化の推進	全課
	公共建築物等の整備にあたっては、だれにも使いやすい施設をめざして、ユニバーサルデザインを導入した整備を推進します。	

73	■交通安全下校指導 警察、交通安全協会と共同で各小学校において実施します。	建設課
74	■交通安全推進委員 警察と共同で地域の方に委嘱し、児童の登下校時の見守り等を実施します。	建設課
75	■防災教育の推進 各教科等において防災教育を実施し、防災についてあらゆる時間、場面を活用した指導を実施します。	総務課 教育総務課 生涯学習課 消防署
76	■防災計画、危機管理マニュアル 女性や子育て世代の方など様々なニーズに対応した避難所を整備します。	総務課
77	■MS リーダーズ、MSJ リーダーズによる街頭啓発活動（再掲） 強調月間に合わせ、中学校、高校からボランティアを募り、地域の商業施設にてチラシを配ることで、街頭啓発活動を通して青少年育成を推進します。	生涯学習課
78	■安全安心なインターネット環境の実現に向けた情報リテラシーの習得支援 スマイル宣言を促進し、情報モラルの意識を高めるとともに、PTAの協力を得て、ノーゲームデー等を設け、家族の時間やふれあう時間を確保する活動を実施します。	子ども課 教育総務課

《ひきこもり対策》

79	■ひきこもり事案へのアプローチ手法の検討 不登校児童生徒への支援として「ほほえみ教室（適応指導教室）」を開室し、不登校児童生徒のひきこもり防止や学校復帰の支援を実施します。	子ども課 教育総務課 保健センター
80	■ひきこもり対策の検討 ひきこもりに悩む、本人や家族等の相談及び支援の体制づくりに努めます。	健康福祉課 子ども課 教育総務課 保健センター

《自殺対策》

81	■「自殺対策行動計画」との連携 自殺対策基本法、自殺対策大綱及び岐阜県自殺総合対策行動計画並びに町の実情を勘案し、策定された「養老町のち支える自殺対策行動計画」において、「誰も自殺に追い込まれることのないまち」を実現するため、関係機関、民間団体、学校、住民等と連携・協働して自殺対策を総合的に推進します。	保健センター
----	--	--------

基本目標2 困難な状況にあるこどもへの支援の充実



こどもが慢性疾病・難病・障がいなど配慮が必要な場合や貧困、ヤングケアラーなど社会的要因により日常生活や学びに制約がある場合があります。どのような状況であっても、こどもが誰一人取り残されないよう支援を行っていくことが必要です。本町においても、こどもの特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援を充実させていきます。

基本施策5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

《障がい児支援》

82	■障がいの早期発見、療育の推進	子ども課 保健センター そよかぜ教室
	障がいの早期発見、早期療育につなげるため、乳幼児健康診査や育児相談等を実施します。経過観察の必要なこどもに対しては、育児相談や訪問指導を通して継続的な支援を行います。また、療育が必要な場合には児童発達支援、さらに専門医療機関の紹介など、障がいの程度や発達段階に応じて適切な療育が受けられるよう、保健センター、児童発達支援事業所（そよかぜ教室）、保育園・こども園、子ども相談センターなどとの連携を図り、支援していきます。	
83	■児童発達支援事業所（そよかぜ教室）の充実	健康福祉課 そよかぜ教室
	発達に支援が必要な就学前児童が、事業所に通いながら日常生活における基本的な動作の習得や集団生活への適応力などを高められるように、専門性や支援内容の充実を図ります。	
84	■障がい児保育の充実	健康福祉課 子ども課
	集団生活が可能な障がい児の保育園・こども園への受け入れを推進します。このため、障がい児に対する保育士等の配置、障がい児保育に関する研修会への参加、障がい児関連施設職員との交流等により、保育士等職員の専門性を高め、障がい児保育の充実を図ります。また、専門の支援員が保育所等を訪問し、障がい児および保育士等に対して、集団生活に適応するための支援や支援の方法について指導します。障がい児と障がいのない児童をいっしょに保育するインクルーシブな保育を推進し、互いに認め、励まし合う仲間づくりを通じた豊かな心の育成を図ります。	
85	■就学前の発達相談支援	健康福祉課 そよかぜ教室
	就学前児童の発達に悩みをもつ親に対して、相談支援事業所や関係機関との連携を強化し、相談支援体制を充実します。	
86	■留守家庭児童教室の障がい児の受け入れ（再掲）	教育総務課
	実施施設のバリアフリー化、職員の専門性の向上を図り、障がい児の受け入れを実施していきます。	

87	■障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業	健康福祉課
	在宅の障がい児の保護者または家族が疾病等により一時的に保護に欠ける場合や、体験入所を希望する場合などに、短期間、夜間も含めて、施設で入浴や排せつ、食事等の介護を受けることができる場を確保します。	
88	■放課後等デイサービス	健康福祉課
	就学している障がい児が放課後や夏休みに施設等に通い、生活能力向上のための訓練を受け、社会との交流の促進、その他必要な支援を受けられる場を確保します。	
89	■特別児童扶養手当	健康福祉課
	20歳未満で精神又は身体に障がいをもつ児童を家庭で監護、養育している父母等に支給します。	
90	■障がい児福祉手当	健康福祉課
	精神又は身体に重度の障がいをもつため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給します。	
91	■補装具	健康福祉課
	身体に障がいをもつ児童に対して、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的に、障がいに応じた補装具の支給を行います。	
92	■特別支援教育の推進	教育総務課
	一人一人の社会的ニーズに応じた切れ目ない支援の充実を図り、自立し、社会参加するための基盤となる力を育てる指導の充実を図ります。	
93	■地域療育システム	健康福祉課
	県立の事業である地域療育システム支援事業を、そよかぜ教室通級児を対象に受け、関係機関との連携を図り、支援へと繋げていきます。	
94	■サービスの利用負担の軽減	健康福祉課
	世帯の市町村民税所得割合算額や、兄または姉の数により、就学前の障害児通所支援に係る利用者負担額の軽減を図ります。	

《医療的ケア児等への支援》

95	■医療的ケア児対策の推進	健康福祉課 保健センター
	関係機関で情報共有を行い、児の医療の状況や生活状況、家族の思いなどを確認し、必要なケアに繋げていきます。 人工呼吸器等の電源が必要な医療機器を使用する在宅の障がい児者が、災害等による停電等において日常生活を継続することができるよう、非常用電源装置等の購入に係る費用を助成します。	

基本施策6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

《虐待防止関係機関の連携》

96	■児童虐待防止の啓発	子ども課 教育総務課 保健センター
	住民に対して、児童虐待についての知識の普及を図るとともに、早期発見のための通報への協力を呼びかけていきます。	

97	■児童虐待の早期発見・早期対応	健康福祉課 子ども課 教育総務課 保健センター
	要保護児童対策地域協議会において、児童虐待の防止、早期対応、援助等の総合的な取り組みが行われるよう、保育園・こども園、小中学校、保健センター、民生委員・児童委員、地域子育て支援センター、子ども相談センター等関係機関におけるネットワークを強化します。	

98	■養育支援訪問事業の推進（再掲）	保健センター
	乳児家庭全戸訪問や健康診査、または関係機関からの連絡等により把握された、極度の育児不安がある保護者や定期的に見守りが必要な家庭を対象として、保健師等による養育に関する助言、指導等を行い、適切な養育が行われるよう支援し、虐待の予防的支援などを行います。	

99	■要保護児童対策地域協議会	子ども課
	要保護児童対策地域協議会においては、児童虐待の防止、早期対応、援助等の総合的な取り組みが行われるよう、保育園・こども園、小中学校、保健センター、民生委員・児童委員、地域子育て支援センター、子ども相談センター等関係機関におけるネットワークを強化します。	

《相談体制の充実》

100	■こども家庭センターの設置（関係機関の連携）	子ども課 保健センター
	子ども支援の専門性を持ち、地域の18歳までの全ての子ども・家庭及び妊産婦を切れ目なく継続的に支援する体制を整えるように努めます。	

101	■こどもの居場所づくり	子ども課 生涯学習課
	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる新たな場の開設を検討します。	

基本施策7	貧困対策とひとり親家庭・ヤングケアラーへの支援
-------	-------------------------

《貧困対策とひとり親家庭への支援》

102	■ひとり親家庭の自立支援の推進	子ども課
	ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、自立支援教育訓練給付金事業と高等職業訓練促進給付金の周知を図ります。また、自立に向けた就労支援のため、各種制度の周知、関係機関と連携した相談体制の強化に努めます。	

103	■ひとり親家庭への経済的支援	健康福祉課
	ひとり親家庭の18歳未満のこどもの医療費の自己負担分について助成を行います。	

104	■学習支援	生涯学習課
	ひとり親家庭・生活保護家庭の児童・生徒を対象として、地域住民の学習支援員による学習支援教室「スマイルゲンちゃん学習会」を月2～3回（土曜日）実施します。	

105	■子ども食堂の推進 生涯学習課 低価格で栄養のある食事を地域の人と一緒に食べることで、こどもにとって安心できる居場所となり、身近な地域の中でこどもを見守り・支えることができる環境づくりができるよう活動団体を支援します。
106	■母子父子寡婦福祉資金貸付制度の情報提供 子ども課 岐阜県の実施する母子父子寡婦福祉資金貸付制度について周知し、相談を受け付けます。
107	■就学援助 教育総務課 経済的理由により就学が困難な小中学生の保護者を対象として、こどもの学習に必要な、給食費、学用品費などの一部を援助します。
108	■自立相談支援事業等の情報提供 健康福祉課 社会福祉協議会等と協力し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、住宅確保給付金等について情報提供を行っていきます。また、必要に応じて関係機関へつなぎ、適切な支援の利用につないでいきます。
109	■生活福祉資金貸付制度等の情報提供 健康福祉課 社会福祉協議会において実施している、低所得者世帯等の経済的自立支援を目的とした生活支援費等の各種資金の貸付け制度について周知・案内します。
110	■児童扶養手当 子ども課 ひとり親世帯等に係る経済的支援として、18歳到達の年度末までの子を養育する保護者等に対して、手当を支給します。
111	■こども家庭センターでの対応 子ども課 母子保健と児童福祉が一体となり、関係機関と連携を図りながら相談、支援を行います。
112	■生活支援施設への入所支援 健康福祉課 DV被害など相談を受けた、又は被害があると思われる際に関係機関と連携を取り合い支援へと繋がります。
113	■母子家庭等福祉医療費助成事業 健康福祉課 福祉の増進を図ることを目的として、経済的支援の必要性の高い母子家庭等に対して、医療費自己負担額の助成補助をおこないます。
114	■父子家庭福祉医療費助成事業 健康福祉課 福祉の増進を図ることを目的として、経済的支援の必要性の高い父子家庭等に対して、医療費自己負担額の助成補助をおこないます。
115	■特別児童扶養手当（再掲） 健康福祉課 20歳未満で精神又は身体に障がいをもつ児童を家庭で監護、養育している父母等に支給します。

《ヤングケアラーへの支援》

116	■ヤングケアラー事案の早期発見 子ども課 ヤングケアラー自身が負担や状況を正しく理解し、必要な支援を求めることができるよう、広報やホームページなどで周知します。また、町民・事業者・関係機関等へ幅広く普及啓発を行い、ヤングケアラーについての知識を深めることで早期発見につなげます。
117	■ヤングケアラーへの対策 子ども課 町や関係機関と情報共有を促進し、連携強化を図り、ヤングケアラーの把握や適切な支援に努めます。

基本目標3 子育て当事者への支援の充実



子育て当事者が、こどもを産み育てることを経済的理由で諦めることなく、孤立感を抱くことなく、安心感を持って子育てをすることができる環境を整えていく必要があります。本町においても、環境整備に結びつく、子育てや教育に関する負担軽減、仕事と子育ての両立、ひとり親家庭への支援等を行っています。

基本施策8 子育てに関する経済的負担の軽減

118	■福祉医療費助成事業 乳幼児の健康の保持および増進を図るため、乳幼児医療費（高校卒業まで）の助成を引き続き行っています。	健康福祉課
119	■出産祝金の支給 第3子以降の子を出産し、養育している父母に、出産祝金を支給します。	子ども課
120	■保育料の軽減 「岐阜県第3子以降保育料等無償化事業費補助金」を活用して、第3子以降の児童に係る保育料及び副食費を無償化し、多子世帯の経済的負担の軽減を図ります。	子ども課
121	■児童手当 子育てに係る経済的支援として、18歳到達の年度末までの子を養育する保護者等に対して、手当を支給します。	子ども課
122	■通学補助 小学校で片道4キロメートル以上の児童の通学について、スクールバスを運行します。	教育総務課
123	■子育て世代公共交通利用支援事業 子育て世代を対象として、鉄道の利用機会の創出を支援するため、養老鉄道の回数券を交付します。	建設課

基本施策9 職業生活と家庭生活の調和

124	■ワーク・ライフ・バランスの意識啓発 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、男女共同参画、子育て支援、雇用環境の改善など、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消を図るための考え方や取り組みについて、町広報誌等を通して啓発活動を推進します。	企画財政課 総務課 子ども課 産業観光課 生涯学習課 （中央公民館）
-----	---	---

125	■地域の子育て支援への意識啓発	子ども課
	地域住民が、仕事と子育ての両立の困難さ、子育ての孤立化など、子育て家庭が抱える問題を理解し、子育てを地域全体で支援していくという意識を醸成していきます。広報はもちろん、ファミリー・サポート・センターや子育てボランティアの育成などを通して、あるいは自治組織を通じての啓発など、さまざまな機会を活用して理解と協力を呼びかけていきます。	
126	■時間外勤務の縮減	総務課 産業観光課
	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するために、企業による時間外勤務の縮減など雇用環境の改善を図るよう促すとともに、個人においても、男女共同参画、子育て支援、健康の保持増進の観点からもバランスの取れた勤務時間とするよう啓発していきます。	
127	■男女共同参画関連イベントの開催	総務課
	こどもや子育て世代を対象にした講座・イベントの充実を通じて、男女共同参画にかかる考え方などを啓発していきます。	
128	■子育てにかかる企業認定	産業観光課 子ども課
	子育てしやすい職場の環境づくりに取り組んでいる企業を応援するための制度について周知します。	

基本目標4 社会全体で支援する環境の構築



こどもにかかる施策を講じていく上で、最も重要となるのが、こどもをみんなで、地域全体で育ていく意識を共有し実行に移していくことです。そのため、本町においては、すべての町民の意識を醸成していくとともに、子ども議会等の様々な機会を通じて、こどもの声に耳を傾け真に求められる施策を見出し、推し進めていきます。

基本施策10 子育て意識の醸成

129	■こども基本法等の周知・啓発 こども計画に基づいた取り組みを通して、制度の周知を図り理解を深めるとともに、こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有します。	子ども課
130	■広報ようろうを通じた普及啓発 広報紙に子育てに関わる記事の掲載スペースを確保し、普及啓発に努めます。	企画財政課
131	■町ホームページでのPR 子育てに関わる記事を積極的に掲載し、子育てへの関心を促します。	子ども課
132	■若い世代の子育て意識の醸成 中高生のこども園・保育園の訪問や交流、中学生の職場体験学習や高校生のインターンシップの受け入れによる保育体験を促進します。これらの体験の中で命の尊さや子育ての楽しさを感じることによって、子育て意識の醸成を図ります。	子ども課 教育総務課
133	■父親の子育ての促進 父親の子育てや家庭教育への参加を促すため、親子、特に父親と子が一緒に参加できる機会を提供します。パパママ教室では、沐浴、おむつ交換など子育ての技術指導や出産・子育ての男性の役割など、男性の子育てへの参加促進を豊富に盛り込んだ内容とするとともに、休日の開催など、男性が参加しやすい環境づくりを進めます。 また、男性の育児休暇の取得促進等、働きやすい職場環境づくりが積極的に行われるよう家庭、職場等、様々な角度から啓発活動を行います。	子ども課 保健センター

基本施策11 こども・若者の意見反映とこども施策の推進基盤づくり

134	■こども・若者の声の反映 子ども議会を開催し、養老町の未来を担うこどもたちが、町の将来について考え、町に対する願いや思いを伝える機会にするとともに、まちづくりに携わる養老町役場執行部が未来を担うこどもたちに願いや考えを伝える機会とします。	教育総務課
-----	---	-------

135	■男女共同参画関連イベントの開催（再掲） こどもや子育て世代を対象にした講座・イベントの充実を通じて、男女共同参画にかかる考え方などを啓発していきます。	総務課
136	■子育てにかかる企業認定（再掲） 子育てしやすい職場の環境づくりに取り組んでいる企業を応援するための制度について周知します。	産業観光課 子ども課
137	■学校説明・外部評価の推進、学校評価システム構築事業 定期的に学校評価、園評価、児童アンケート、保護者アンケートを実施し、保護者（地域）に公表するとともに、改善の方途を提示します。	子ども課 教育総務課
138	■子ども・子育て会議の運営 養老町子ども・子育て会議条例に基づき運営します。こどもに関わる施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項を会議で審議し、意見を聴取します。	子ども課
139	■公立園・私立園の連携 町内の認可保育所・小規模保育施設・認定こども園すべてが参加する公私立園長会において、こどもの相互理解や子育てに関わる事業の連携により、こども施策を推進します。	子ども課
140	■見守り活動の推進（再掲） 地域ボランティアによる登下校時の見守り活動を推進します。	教育総務課
141	■子育て支援団体の育成 住民参加による子育て支援団体、子育てサークル、NPO法人等の育成や立ち上げの支援を行います。	企画財政課 子ども課
142	■地域子育て支援拠点事業の推進（再掲） 町内の保育園や公共施設で地域子育て支援センターを開設します。また、他事業との連携や新たな拠点についても検討し、子育て支援の充実を図ります。	子ども課

5 目標指標

目標指標		現状値（R5）	目標値（R10）
子育てに関する不安感や負担感 「非常に不安や負担を感じる」および「なんとなく不安や負担を感じる」の合計割合の低下			
	就学前児童保護者	49.0%	45.0%以下
	小学生児童保護者	47.5%	45.0%以下
子育て支援を感じたことがあるか 「感じたことがある」の割合の増加			
	就学前児童保護者	59.7%	64.0%以上
	小学生児童保護者	44.8%	46.0%以上
幸福感 「あなたは、現在どの程度幸せですか（0点～10点）」の平均点の上昇			
	就学前児童保護者	7.25点	7.5点以上
	小学生児童保護者	6.94点	7.2点以上
結婚願望 「したい」および「どちらかと言えほしい」の合計割合の増加			
	若者（17・18歳）	70.9%	75.0%以上
こどもを持ちたいか 「持ちたい」および「どちらかと言えほしい」の合計割合の増加			
	若者（17・18歳）	63.3%	75.0%以上

※現状値（R5）の出所：「子ども・子育て支援等に関するニーズ調査報告書」（令和5年度）



〔養老こどもまんなか宣言（令和6年11月16日、船附こども園にて）〕



養老町

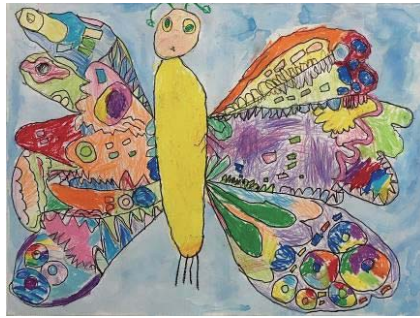


こどもまんなか応援サポーター宣言

養老町は、未来を担う「ようろうっこ」たちが、健やかで幸せに成長できる、持続可能な地域社会の実現を目指し、町制施行70周年となる、この節目の年に、こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」に就任することを宣言します。

令和6年11月16日

養老町長 川地 憲元







第4章

子ども・子育て支援事業 (量の見込みと確保方策)

4章 子ども・子育て支援事業（量の見込みと確保方策）

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援事業計画においては、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を定めることとされています。

教育・保育提供区域は、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となりますが、実態に応じて、認定区分ごと、地域子ども・子育て支援事業の事業ごとに設定することもできます。

本町においては、区域内の量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた施設利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できることなどのメリットから、町全域を1つの区域として、量の見込みと確保方策等を定めます。

2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

各年度における教育・保育の量の見込みについては、おおむね以下のような手順で算出しました。

（1）各年度の年齢別のこどもの数を推計。



（2）（1）で算出した年齢別のこどもの数の推計値と、各サービスの対象年齢、ニーズ調査による利活用意向を加味して、見込み量を算出。



（3）（2）で算出された見込量をフォローできる量を、現場での実際の状況、施策の重要度を勘案して算出。

（１）こどもの数の推計

各年度の推計こどもの数（０～１７歳）は次のとおりです。令和６年度の住民基本台帳人口および「日本の地域別将来推計人口（令和５（２０２３）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）を基に推計しています。

令和１１年度には令和６年度の３,１０２人から７０８人減少して２,３９４人になると推計されます。

年齢別にみると、すべての年齢で減少し、４歳以下は各年齢ともに２桁台まで減少すると見込まれています。

図表 4-2-1 目標年度のこどもの数（０～１７歳）の推計 (人)

区分	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
０～１７歳	3,102	2,960	2,819	2,677	2,535	2,394
0～２歳	263	251	239	227	215	203
0歳	73	70	66	63	60	56
1歳	85	81	77	73	69	66
2歳	105	100	95	91	86	81
3～５歳	349	333	317	301	285	269
3歳	102	97	93	88	83	79
4歳	117	112	106	101	96	90
5歳	130	124	118	112	106	100
6～８歳	466	445	423	402	381	360
6歳	146	139	133	126	119	113
7歳	147	140	134	127	120	113
8歳	173	165	157	149	141	133
9～１１歳	580	554	527	501	474	448
9歳	179	171	163	154	146	138
10歳	208	198	189	179	170	160
11歳	193	184	175	167	158	149
12～１４歳	705	673	641	608	576	544
12歳	227	217	206	196	186	175
13歳	224	214	204	193	183	173
14歳	254	242	231	219	208	196
15～１７歳	739	705	671	638	604	570
15歳	241	230	219	208	197	186
16歳	242	231	220	209	198	187
17歳	256	244	233	221	209	198

資料：住民基本台帳

(2) 幼児期の教育・保育（認定こども園・保育園）の量の見込みと確保方策

幼児期の教育・保育については、質が高く、利用を希望するすべてのこどもの受け入れを行っています。

図表 4-2-2 幼児期の教育・保育の実績と必要量の見込み量

《実績》		(人)			
区分		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1 号		40	49	46	58
2 号		443	391	346	310
3 号		156	134	142	117
	0 歳	8	5	11	3
	1. 2 歳	148	129	131	114
合計		639	574	534	485

《必要量の見込み》		(人)				
区分		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
1 号		42	40	38	36	34
2 号		281	267	254	240	227
3 号		112	106	101	96	90
	0 歳	5	5	4	4	4
	1. 2 歳	107	102	97	92	86
合計		435	413	393	372	351

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

延長保育事業、預かり保育事業、病児・病後児保育事業など、以下に示す地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、子どもの育ちと子育てを支援していきます。

（１）延長保育事業

令和２年度から令和５年度にかけて実績はありませんが、ニーズに応じて機動的にサービスを提供するため、必要量の見込みを１０人として見込みました。

図表 4-3-1 延長保育事業の実績と必要量の見込み量

《実績》

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
年間実人数（人）	0	0	0	0
実施か所（か所）	0	0	0	0

《必要量の見込み》

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み（人）	10	10	10	10	10
確保方策	②年間実人数（人）	10	10	10	10
	実施か所（か所）	1	1	1	1
②－①（人）	0	0	0	0	0

（２）一時預かり事業

①認定こども園・幼稚園の一時預かり事業（預かり保育）

図表 4-3-2① 幼稚園の一時預かり事業（預かり保育）の実績と必要量の見込み量

《実績》

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ利用者数（人）	193	284	116	512

《必要量の見込み》

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①量の見込み（人）	130	124	118	111	105
②確保方策（人）	130	124	118	111	105
②－①（人）	0	0	0	0	0

②未就園児の一時預かり事業

図表 4-3-2② 未就園児の一時預かり事業の実績と必要量の見込み

《実績》

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ利用者数（人）	210	429	283	270

《必要量の見込み》

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	238	227	215	204	192
②確保方策（人）	238	227	215	204	192
②－①（人）	0	0	0	0	0

（3）病児・病後児保育事業

図表 4-3-3 病児・病後児保育事業の実績と必要量の見込み量

《実績》

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
延べ利用者数（人）	6 人	7 人	5 人	14 人
実施か所（か所）	3	3	10	10

《必要量の見込み》

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人）	50	50	50	50	50
確保方策	②延べ人数（人）	50	50	50	50
	実施か所（か所）	11	11	11	11
②－①（人）	0	0	0	0	0

（4）ファミリー・サポート・センター事業

図表 4-3-4 ファミリー・サポート・センター事業の実績と必要量の見込み量

《実績》

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数（人）	0	77	71	72
実施か所（か所）	0	1	1	1

《必要量の見込み》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	70	67	63	60	57
確保方策	②延べ人数（人）	70	67	60	57
	実施か所（か所）	1	1	1	1
②－①（人）		0	0	0	0

（5）留守家庭児童教室事業

図表 4-3-5 留守家庭児童教室事業の実績と必要量の見込み量

《実績》

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通年（人）	192	186	180	208
夏休み（人）	236	324	315	328

（注）令和4年度まで：小学1～4年生、令和5年度から：小学1～6年生

《必要量の見込み》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
通年	①量の見込み（人）	187	178	169	151
	②確保方策（人）	200	190	180	160
②－①（人）		13	12	11	9
夏休み	③量の見込み（人）	295	281	267	238
	④確保方策（人）	320	300	280	260
④－③（人）		25	19	13	22

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

令和2年度から令和5年度にかけて実績はありませんが、ニーズに応じて機動的にサービスを提供するため、必要量の見込みを4人日として見込みました。

図表 4-3-6 子育て短期支援事業（ショートステイ）の実績と必要量の見込み量

《実績》

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数（人）	0	0	0	0
実施か所数（か所）	3	4	4	4

《必要量の見込み》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	4	4	4	4	4
確保方策	②延べ人数（人）	4	4	4	4
	実施か所（か所）	4	4	4	4
②－①（人）		0	0	0	0

(7) 地域子育て支援拠点事業

図表 4-3-7 地域子育て支援拠点事業の実績と必要量の見込み量

《実績》

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用者数（人）	1,233	893	2,573	4,657
実施か所（か所）	2	2	3	3

《必要量の見込み》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	3,986	3,795	3,604	3,413	3,223
確保方策	②延べ人数（人）	4,300	4,100	3,900	3,700
	実施か所（か所）	3	3	3	3
②－①（人）		314	305	296	277

（８）利用者支援事業

図表 4-3-8 利用者支援事業の実績と必要量の見込み量

《実績》

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
実施か所数（か所）	1	1	1	1

《必要量の見込み》

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（か所）	2	2	2	2	2
確保方策（か所）	2	2	2	2	2

（９）乳児家庭全戸訪問事業

図表 4-3-9 乳児家庭全戸訪問事業の実績と必要量の見込み量

《実績》

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
利用者数（人）	93	100	67	76

《必要量の見込み》

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（人）	66	63	60	57	54
確保方策	実施機関：保健センター 実施体制：保健師				

（１０）養育支援訪問事業

図表 4-3-10 養育支援訪問事業の実績と必要量の見込み量

《実績》

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
延べ利用者数（人）	138	104	82	59

《必要量の見込み》

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
量の見込み（人）	80	80	80	80	80
確保方策	実施機関：保健センター 実施体制：保健師				

(11) 妊産婦健康診査

図表 4-3-11 妊産婦健康診査の実績と必要量の見込み量

《実績》

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
妊婦届出者数（実人数）（人）	104	76	76	71
受診票配布回数（回）	1,520	1,154	1,130	1,112

《必要量の見込み》

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
妊娠届出者数（実人数）（人）	64	61	57	54	51
1 人あたりの健診回数（回）	14	14	14	14	14
量の見込み（回） （配布件数×1 人あたりの回数）	890	847	805	762	720
確保方策	実施場所：医療機関 健診時期：妊娠期間 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査 診査項目：超音波検査、クラミジア抗原検査、貧血検査、 血糖検査、G B S 検査等				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

令和 2 年度から令和 5 年度にかけて実績はありませんでした。
 市場の動向を把握しながら事業推進に向けた検討を進めていきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

令和 2 年度から令和 5 年度にかけて実績はありませんでした。
 市場の動向を把握しながら事業推進に向けた検討を進めていきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

育児環境に不安感や負担感を抱く子育て家庭や、妊産婦等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、その不安や負担、悩みを傾聴し、子育て環境が整うよう支援を図る事業です。その他の訪問事業とあわせて支援内容を整理し、より良い事業が実施できるよう調査・検討していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱えた家庭や、学校などに居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣のサポート、学習の支援、進路の相談、食事の提供等を行うとともに、その家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎ、支援を包括的に提供する事業です。

児童福祉法で行うものであり、早期実施を目指して社会資源の確保・実施に向けての調査・検討を行うこととします。

(16) 親子関係形成支援事業

子育てに悩みや児童との関わり方に対する不安を抱えている保護者およびその児童に対し、講義、グループワーク、ロールプレイ等を通じて、相談および助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

子育てに悩みを抱える保護者と児童が適切な関係を築いていけるよう、事業の実現に向けて検討していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その配偶者等に対して面談等により情報提供や相談等を行い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行います。妊娠期から顔の見える関係性作りに努め、産後も切れ目ない支援を行えるよう継続的に支援する事業です。

令和5年1月より出産・子育て応援給付金支給事業の中の伴走型相談支援として開始しました。

図表 4-3-17 妊婦等包括相談支援事業の実績と必要量の見込み量

《実績》

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出者数（実人数）（人）				71
実施数（延人数）（人）				152

《必要量の見込み》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（実人数）（人）	64	61	57	54	51
量の見込み（延人数）（人）	150	144	132	126	120
確保方策	実施機関：保健センター 実施体制：保健師				

(18) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。

実施方法として、宿泊型、通所型、訪問型があり、産婦のニーズに合わせて実施します。

本町では、令和4年度より産後ケア事業（訪問型）を開始しました。令和7年度より宿泊型、通所型を開始する予定です。

図表 4-3-18 産後ケア事業の実績と必要量の見込み量

《実績》

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（実人数）（人）			0	2
利用回数（延回数）（回）			0	12

《必要量の見込み》

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（実人数）（人）	12	12	12	12	12
量の見込み（延回数）（回）	78	78	78	78	78
確保方策	実施方法・実施場所等 宿泊型：病院、助産所等で宿泊により実施 通所型：病院、助産所等で日中来所により実施 訪問型：助産師等が自宅訪問により実施				









第5章

資料

第5章 資料

1 計画の策定経過

	事項	内容
令和5年8月30日	第1回 養老町子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業計画の実績について ・特定教育・保育施設の定員設定（案）及び認定こども園への移行について ・第3期養老町子ども・子育て支援事業計画策定について
令和5年10月2日	第2回 養老町子ども・子育て会議	・子ども・子育て支援事業ニーズ調査について
令和5年11月 （書面審議）	第3回 養老町子ども・子育て会議	・第3期養老町子ども・子育て支援事業計画策定に向けたニーズ調査（案）について
令和5年12月1日～ 令和5年12月15日	就学前児童保護者調査 小学生保護者調査	・就学前児童保護者 配布数 569 回収数 413（回収率 72.6%） ・小学生保護調査 配布数 1,034 回収数 651（回収率 63.0%）
令和5年12月1日～ 令和5年12月22日	若者（17・18歳）調査	配布数 497 回収数 159（回収率 32.0%） うち Web 回答 40（回収率 8.0%）
令和6年3月 （書面審議）	第4回 養老町子ども・子育て会議	・特定教育・保育施設の定員設定について ・小規模保育所の認可変更について ・ようろう保育園の園舎改築について ・病児保育事業の拡充について
令和6年4月 （書面審議）	第1回 養老町子ども・子育て会議	・小規模保育施設おひさまこ認可変更について
令和6年8月5日	第2回 養老町子ども・子育て会議	・病児・病後児保育施設の開設について ・子ども・子育て支援事業計画の実績について ・特定教育・保育施設の定員設定（案）について ・養老町こども計画の策定について
令和6年10月25日	第3回 養老町子ども・子育て会議	・養老町こども計画（素案）について
令和7年1月17日	第4回 養老町子ども・子育て会議	・養老町こども計画（案）について
令和7年1月30日～ 令和7年2月28日	パブリックコメント	・養老町こども計画への意見聴取

2 養老町子ども・子育て会議

(1) 養老町子ども・子育て会議条例

(平成 25 年 6 月 28 日 条例第 28 号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、養老町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べるができる。

(組織)

第3条 会議は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 学識経験のある者
- (4) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(書面審議)

第7条 前条第 1 項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し審議することをもって会議に代えることができる。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

3 第 1 項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、住民福祉部子ども課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日条例第22号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月17日条例第17号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月20日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 養老町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

所属	氏名	任期
保育園・認定こども園保護者会	川合 美帆	令和5年度
	田中由里子	令和6年度
郡町 PTA 連合会	藤津 純子	令和5年度
	池井 知里	令和6年度
児童心理治療施設桜学館	児玉 俊郎	会長
養老郡医師会	佐久間 孝	令和5年度 副会長
	佐久間美佳	令和5年11月30日まで 令和5年12月1日から
養老警察署	村瀬 裕彦	令和6年8月5日まで
	伊藤 孝典	令和6年8月6日から
岐阜県青少年育成推進指導員連絡協議会	早崎 敏	
子ども会育成協議会	斎藤 潔	
民生児童委員協議会	日比あや子	
小学校校長会	古川 正浩	令和5年度
	島岡美和子	令和6年度
中学校校長会	久富 雅仁	令和5年度
	河村 佳隆	令和6年度
教育支援委員会	高橋 誠	令和5年度
	奥田 直己	令和6年度
大垣養老高等学校	大矢 英樹	令和5年度
	小野 卓也	令和6年度
大垣特別支援学校	佐藤 鈴子	令和5年度
	若原 真智	令和6年度
子育て支援団体	山内 智音	
地域子育て支援センター	佐藤 圭子	
町私立保育園長会	児玉 法彰	
公立認定こども園長会	川島 正信	令和6年度 副会長
児童発達支援施設	三宅 憲子	令和5年度
	馬淵 優子	令和6年度
公募による町民	田中 仁美	



養老町こども計画

みんなではぐくむ こどもまんなか養老

令和7年3月

発行:養老町

編集:住民福祉部子ども課

所在地:〒503-1392 岐阜県養老郡養老町高田 798

TEL:0584-32-5078 FAX:0584-32-2686

